

令和元年第12回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和元年12月 9日

閉会 令和元年12月13日

熊本県球磨郡湯前町

令和元年第 1 2 回定例会

令和元年12月 9日 (月) から
会 期 5日間
令和元年12月13日 (金) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
12	9	月	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、一般質問
	10	火	本会議	午前10時	一般質問、議案審議、全員協議会
	11	水	休 会		10 : 00 経済建設常任委員会 13 : 30 厚生文教常任委員会
	12	木	休 会		15 : 30 総務常任委員会
	13	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

1 2 月 9 日 (月)

令和元年第12回湯前町議会定例会

[第1号]

令和元年12月9日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	一般質問

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課長		高	橋		誠	会	計	管	愛	甲	正	之
税務町民課長		堤	田	真	由美	教	育	課	北	崎	真	介
保健福祉課長		白	川	一	雄	建	設	水	皆	越	克	己
企画観光課長		本	山	り	か	農	林	振	稻	森	一	彦
農業委員会事務局長		吉	田	精	二	情	報	統	有	馬	博	士

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第12回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配付の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、黒木喜巳男議員、山下議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

9月17日、特別養護老人ホーム福寿荘において、敬老祝賀会が開催されましたので、人吉球磨広域行政組合議員の黒木喜巳男議員、椎葉議員に出席いただきました。

9月19日、あさぎり町において、上球磨4町村長と上球磨正副議長会との意見交換会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。内容は、公立多良木病院、上球磨消防組合、広域的な観光の取組等について、協議を行いました。

9月21日、あさぎり町において、上球磨消防団連合会歴代幹部交流会が開催されましたので、森山総務常任委員長に出席いただきました。

9月25日、多良木菅原神社において、高橋政重翁祭典が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

9月27日、椎葉村において、上球磨正副議長会と椎葉村議会並びに西米良村議会との交流会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。この交流会には、公立多良木病院企業団、上球磨消防組合からも出席され、広域での課題を協議しました。

10月1日、嘉島町において、熊本県町村議会議員研修会が開催されましたので、全議員で出席しました。講師は、早稲田大学公共経営大学院教授、元総務大臣・鳥取県知事の

片山善博氏、演題は、「これからの議会のあり方・議員への期待」でありました。講演では、「地方議会は、国会と違って与党・野党の区別はない。是々非々で議員個人の意見を述べるのが大事である。」と述べておられました。

同日、人吉市において、くま川鉄道開業30周年記念祝賀会が開催されましたので、出席しました。

10月8日、熊本市において、熊本県防災・危機管理トップセミナーが開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

同日、駅前会館において、球磨一周駅伝大会結団式がありましたので、椎葉厚生文教常任委員長に出席いただきました。

10月9日、相良村において、定例郡議長会が開催されましたので、出席しました。

10月11日、岐阜県御嵩町議会の行政視察受入れを行いました。

同日、ゆのまえ温泉湯楽里建築改修工事安全祈願祭が開催されましたので、議員7名が出席しました。

10月15日、北海道芦別市議会が来町されましたので、意見交換を行いました。

10月17日、熊本県庁において、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

10月18日、グリーンパレスグラウンドゴルフ場において、球磨郡町村議会議員親善グラウンド・ゴルフ大会が開催されましたので、全議員参加しました。結果は、団体の部で4位、個人の部で椎葉議員が5位入賞でありました。

同日、湯楽里において、J Tの森前夜祭が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長に出席いただきました。

10月19日、J Tの森森林保全活動が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

10月21日、宮崎市において、国道219号整備改良促進期成同盟会の要望活動が開催されましたので、出席しました。

10月29日から30日にかけて、長崎市において、森林・林業・林産業活性化九州大会が開催されましたので、味岡副議長と遠坂経済建設常任委員長に出席いただきました。

11月1日、人吉市において、内山慶治氏球磨郡町村会長就任祝賀会が開催されましたので、出席しました。

11月3日、農村環境改善センターにおいて、湯前町文化祭が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

11月5日、多良木町において、上球磨消防組合消防本部新庁舎供用開始式が開催されましたので、出席しました。

1 1月7日から8日にかけて、東京都において、地元選出国會議員に対し要望活動を行いました。要望内容につきましては、介護保険の公費引上げ、国主導の少子化対策、森林環境譲与税の配分見直し、農業支援事業の採択緩和、地域農業を支える生活基盤の整備、空き家対策の6点でした。

1 1月11日、人吉市において、定例郡議長会が開催されましたので、出席しました。

1 1月13日から14日にかけて、東京都において、全国町村議会議長会創立70周年記念式典並びに第63回町村議会議長全国大会が開催されましたので、出席しました。記念式典では、永年功労30年の特別表彰ということで、本町の山下議員が受賞されました。また、併せて地元選出国會議員に対し、球磨郡管内主軸事業要望活動も行いました。

1 1月16日、JR九州商事の森ゆのまえ森林保全活動が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

1 1月19日、あさぎり町において、上球磨町村議會議員研修会及び交流会が開催されましたので、全議員で参加しました。第1部の研修会の講師は、東洋大学客員教授、南学氏で、演題は、「公共施設マネジメントについて」でありました。第2部の交流会では、グラウンド・ゴルフ大会が開催され、結果は、団体の部で準優勝、個人の部で椎葉議員が3位、黒木龍次議員が5位に入賞されました。

1 1月22日、熊本市において、熊本県町村議会広報研修会が開催されましたので、議会だより調査特別委員と共に出席しました。

1 1月28日、ゆのまえ温泉湯楽里において、球磨地域振興局農林部と湯前町との意見交換会が開催されましたので、味岡副議長、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

1 1月30日、熊本市において、補正予算案についての意見交換会が開催されましたので、出席しました。

1 2月1日、西米良村において、菊池祭が開催されましたので、出席しました。

同日、あさぎり町において、球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

9月定例会以降、議員個別の特別研修として、森山議員が受講されております。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらをご覧ください。

なお、「緊急議員派遣」については、お手元に配付の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から9月、10月、11月の「例月現金出納検査結果報告書」が、お手元に配付のとおり議長あてに提出されております。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○1番（遠坂道太君） 令和元年度第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。球磨郡公立多良木病院企業団の令和元年度第4回定例会は、11月18日に招集され、開催されました。一般質問は2件、議案等については、専決処分に対する承認事案が1件、議案2件、内同文議決が1件、槻木診療所に係る補正予算1件、全議案いずれも原案どおり承認、可決されました。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、多良木病院が本年度11月に病院機能評価を受審するにあたって、薬品管理の専用カート6台を購入する必要があり、そのために行った補正予算の専決処分を承認するものでした。補正額合計220万円。

議案第11号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合の同文議決ですが、新たな団体の追加・変更による規約の一部変更をお願いするものでした。

議案第12号、令和元年度槻木診療所特別会計補正予算（第1号）については、診療収入減に伴う負担金の増減と、前年度の病院立替金の戻入れによるものでした。歳入補正額、外来収入減105万円、負担金100万円、その他98,000円、歳出補正額、病院立替金返金80万円、需用費、患者数減による薬品使用量減の75万2,000円、最後に一般質問については、多良木町選出の久保田議員、あさぎり町選出の小見田議員計2名から、厚生省が公表した公立病院の再生リスト等についての質問がありました。

以上、簡単ではありますが、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○6番（金子光喜君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告をいたします。

令和元年第2回上球磨消防組合議会定例会は、12月2日午前10時より、改築され新しくなった上球磨消防組合消防署会議室において開催されました。開会に先立ち、組合長の吉瀬多良木町長より挨拶があり、そののち日程説明を受け、会議録署名議員及び会期を1日とすることを決め、審議に入りました。

認定第1号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入歳出それぞれを慎重に審議し、原案のとおり認定することといたしました。

引き続き、議案第6号、職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第7号、上球磨消防組合手数料条例の一部改正について、議案第8号、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正について、それぞれ説明を受け、上位法の改正によるもので、いずれも原案どおり可決し、議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についても、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案第10号の令和元年度の一般会計補正予算（第1号）については、説明を受け、原案のとおり可決いたしました。

一般質問では、通告のあった多良木町の猪原議員が、査察及び消防訓練、消防活動訓練、職員の定数及び配置について質問し、執行部の考えを正しました。

以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長の行政報告を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、皆様おはようございます。令和元年第12回湯前町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

行政報告の内容は、配付しておるとおりでございますが、主なものにつきましてご説明いたします。

9月5日、松村祥史参議院議員を講師に、湯前町議会国政勉強会が応接室で開催されましたので、出席いたしました。

9月19日、上球磨4町村長と上球磨正副議長会との懇談会があさぎり町で開催されましたので、出席いたしました。

9月20日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、秋の交通安全運動出発式が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

9月25日から27日、球磨郡町村長研修が香川県直島町のまちづくり事業、徳島県神山町のIT企業誘致事業、鳴門市をそれぞれ視察地として開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡老人クラブ連合会ゲートボール大会が町民グラウンドで開催されましたので、教育長に出席いただきました。

10月1日、職員全体朝礼並びに条件付き採用職員に対して正式採用辞令交付式を洋会議室で行いましたので、出席いたしました。

同日、第10回議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、くま川鉄道株式会社開業30周年記念祝賀会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

10月3日から4日にかけて、風刺漫画コンクール応募作品審査会を神奈川県鎌倉市で行いましたので、出席いたしました。

10月8日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議事は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、管内主軸事業上京要望について、三井物産（株）プロジェクト本部からの提案について、その他でした。

同日、熊本県防災・危機管理トップセミナーが熊本市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨一周駅伝湯前チーム結団式が魚八で開催されましたので、出席いたしました。

10月11日、湯楽里建築改修工事安全祈願祭が執り行われましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

10月15日、風刺漫画大賞記者発表を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、北海道芦別市議会総務常任委員会の研修で本町に表敬訪問されましたので、対応いたしました。

10月16日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、国有林野等市町村長有志協議会が熊本市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨地域農業協同組合長との意見交換会を湯楽里で行いましたので、出席いたしました。

10月19日、第3期J Tの森ゆのまえ第2回森林保全活動を町有林及びグリーンパレスキャンプ場で開催いたしました。当日は、日本たばこ産業株式会社より、常勤監査役の永田亮子様、九州支社副社長の池崎順二様をお迎えし、J T社員やその家族など約146人が参加いたしました。活動では、上球磨森林組合のご協力のもと、湯前町緑の少年団も参加し、J Tの森の除伐作業の森林保全活動やオプション活動では木工細工制作体験、カヌー体験等を行いました。

10月23日から24日、九州治水期成同盟連合会第3回要望活動が国土交通省ほか九州選出国會議員へ行われましたので、出席いたしました。

10月29日、安心・安全の道づくりを求める全国大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

10月30日、湯前町農業再生協議会臨時総会を開催しましたので、出席いたしました。

11月1日、職員全体朝礼並びに課長会を行いましたので、出席いたしました。

同日、JR九州商事株式会社、熊本県、湯前町の3者による「JR九州商事の森ゆのまえ協定締結式」を県庁知事応接室において執り行いましたので、出席いたしました。この協定は、熊本県の「企業・法人等の共同の森づくりに関する指針」に基づくもので、期間は令和4年3月末までの2年5か月、町有林約19.63ヘクタールが対象となるところでございます。

同日、内山山江村長の球磨郡町村会長就任祝賀会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

11月4日、西米良村村制130周年記念式典が西米良村で開催されましたので、出席いたしました。

11月5日、上球磨消防署本庁舎共用開始式が消防署新庁舎で執り行われましたので、出席いたしました。

同日、災害復旧促進全国大会が砂防会館別館で開催されましたので、建設水道課長を代理出席させました。

11月6日から7日、管内主軸事業上京要望活動が東京都で行われましたので、出席いたしました。要望先は、県選出国會議員、国土交通省、厚生労働省、農林水産省でした。

同日、治水事業促進全国大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

11月7日から8日、湯前町議会上京要望活動が東京都で行われましたので、出席いたしました。

11月10日、ゆのまえ漫画フェスタ2019をまんが美術館周辺で開催しましたので、出席いたしました。

同日、芦別市総務部長ほか同市の職員との意見交換会を開催しましたので、出席いたしました。

11月12日、球磨郡定例町村長会が山江村で開催されましたので、出席いたしました。議事の内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、消費生活相談事業に係る負担金について、JA球磨における移動販売車の取組について、本会役員の実任について、市町村国土強靱化計画策定について、その他でした。

同日、出生祝い金の交付式を応接室で行いましたので、出席いたしました。対象者は3名でした。

11月14日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、理事会副代表理事の互選及び理事会代表理事の職務代理者の順位について、工事入札参加資格審査会及び建設業者指名審査会委員の選出について、胸部検診車の移管について、農業用廃プラスチックの処理について、随意契約締結結果について、その他でした。

同日、人吉球磨定住自立圏推進協議会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、熊本県知事との意見交換会が熊本市で開催されましたので、出席いたしました。

11月16日、JR九州商事株式会社との森林保全活動を当該町有林及びグリーンパレスキャンプ場で開催いたしました。当日は、JR九州商事株式会社より、代表取締役社長、関信介様をお迎えし、JR九州商事社員やその家族等約69人が参加し、開会式では関社長様、県議会議員緒方勇二様、球磨地域振興局國武局長に御挨拶いただきました。また、活動では上球磨森林組合の協力のもと、馬場区の仁原川沿いの町有林へ、スギ苗木の植林の活動、オプション活動では木工作業等を行いました。

同日、青井阿蘇神社「青井の杜国宝記念館」水上村市房杉樹齢65年寄贈式典が水上村で開催されましたので、教育長を出席させました。

11月19日、全国治水砂防促進大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

同日、上球磨町村議会議員研修会があさぎり町で開催されましたので、教育長に出席いただきました。

11月21日から22日、4期成会による国土交通省、地元選出国会議員等への要望会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

11月24日、八代河川国道事務所主催による国土交通省と球磨郡市の市町村長との意見交換会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

11月27日、全国町村長大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

11月30日、自由民主党熊本県支部連合会主催の国の経済対策補正予算案についての意見交換会が熊本市で開催されましたので、出席いたしました。

12月1日、西米良村菊池氏奉賛会が西米良村菊池公墓前広場で執り行われましたので、出席いたしました。

同日、第24回球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会があさぎり町須恵文化ホールで開催されましたので、出席いたしました。本町の成績は、第1部で準優勝、第2部で3位でございました。なお、第1部個人の部で安井ラッパ手が3位、第2部個人の部で、那須ラッパ手が準優勝、右田ラッパ手が3位と堂々たる成績でございました。

同日、町内地区対抗駅伝大会開会式が湯前中学校グラウンドで開催されましたので、教育長に出席いただきました。

12月4日、湯前町社会福祉協議会理事会を開催しましたので、出席いたしました。

同日、湯前町民生委員定例会及び委嘱状交付式を開催しましたので、出席いたしました。

同日、湯前町農地集積推進チーム会議を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、「行政報告」は終わりました。次へ進みます。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「一般質問」を行います。本定例会における通告者は4名ですが、本日は3名までといたします。それでは、順番に発言を許します。

一つ、地域資源を活用した町づくりについて、遠坂議員の質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 皆さん、改めましておはようございます。1番議員の遠坂です。長谷町長も町長になられて約8か月が過ぎようとしています。町長は所信表明で、町民憲章を基本姿勢として、キャッチフレーズを「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」を掲げ、各政策方針に基づき施策を実行していく、この1期4年間に修復の時として捉えておられます。

また、町長は2元代表制を十分理解されておられますので、相互に緊張関係を保ちながら、協力して自治体運営に当たられると思います。議会は、執行部の提案を受け、質疑・討論・議決だけを行う受け身の機関ではなく、住民課題解決の積極・主体的にかかわる機関として機能することが、今求められております。そこで、住民の声や心を代表しまして、一般質問通告書に従い質問いたします。

一つ、地域資源を活用した町づくりについて、要旨の1ですが、文化財を観光資源として、具体的にどのように活用していくのかにつきまして、昨年の6月定例会でも質問しましたが、担当課長の答弁として、今年度におきまして、そういった歴史、観光、文化財も含めたところの観光資源の活用の仕方、あり方について、正式にきちんとした形でビジョンを策定しまして、それに基づいた取組を行っていくこととなっておりますとのことでした。どのように策定されたのか、お尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） お尋ねのビジョンにつきましては、人吉球磨10市町村で構成されます人吉球磨観光地域づくり協議会におきまして、観光地域づくり戦略として、今年3月に策定をいたしております。

○1番（遠坂道太君） 内容につきまして、どのような内容なのか分かれば、そのへんお

答えいただければと思いますが。

○企画観光課長（本山りか君） この戦略につきましては、人吉球磨連携いたしまして、官民一体となって計画した各種事業に取り組んでいく予定としております。

内容につきましては、観光サイトやSNS、スマートフォン、パンフレットによる情報発信、旅行商品の開発、神社仏閣を活用した人吉球磨一斉イベントの開催、相良三十三観音めぐり事業の支援、統一化案内看板・のぼり旗等の作成、歴史文化財と連携しました食やグッズの開発、そういった事業を予定しております。

○1番（遠坂道太君） 今、課長のほうから人吉球磨全体での取組をお話いただきました。その中で、当町として現在どのようにやっておられるのか、そのへんについてお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 当町におきましても、観光ルートの開発でしたり、そういったものを活用したイベントの開催、それから情報発信、そういったこと、それから観光案内人協会様によります各種イベント開催への支援、そういったことをやっております。

○1番（遠坂道太君） 一応、ルートの開発とかイベントの開催、そして案内人のイベントへの支援とか、そういうふうになっておる訳ですけども、本年度実現された分については何かございますでしょうか。そのへんお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど申しあげましたような内容に取り組んで、実施を行っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 一応、そのように実施をされておられるということでございます。今後この観光資源をどのように、今言われたような活用の仕方だろうと思っておりますけれども、今後の取組というか、そのへんについての企画観光課のほうの方針としては、どのように捉えていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） ただいままで申しあげましたような内容を継続して拡充をいたしまして、そして検証を基に、ますます推進していきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 一応、目標の設定といいますか、目標の年次計画とか、何年後にはどのような形になっていくとか、そういうプランあたりは、担当課としては考えていらっしゃるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 総合計画、総合戦略または先ほど申しあげました人吉球磨一体となった計画、戦略に基づきまして、推進を行ってまいりたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） であれば、そういう形の中で今後は取り組んで、全体的な観光の事業の取組を行っていただければと思います。そこで、町長にお尋ねしますが、町長としては、この文化財の観光資源をですね、どのように町長としては捉えて、活用していかれるのか、そのへんを具体的によろしくお願いします。

○町長（長谷和人君） 文化財の観光資源との活用というふうなご質問でございますけれども、本町の観光資源等も全体も含めたところでの活用ということでの考えを述べさせていただきますと、皆さんご存じのとおり、この人吉球磨につきましては、熊本県の約8割でございましたか、文化財が集中しているところでございまして、小京都というふうに呼ばれております。青井阿蘇神社、そして相良三十三観音等の影響等で、訪れる方々が、年々増加傾向に見られるのではなからうかなというふうに思っている次第でございます。ただ、まだまだ認知度が低い位置にあるのかなというふうにも思慮するところでございます。

さて、本町におきましては、平成26年でございましたか、歴史的風致維持向上計画というのが策定、そして認定されたところでございますけれども、今後この計画書を基にソフト・ハードの面です、維持、保全と申しますか、そちらのほうのことを、まず整備を進めていかなければならないのかな、これが基礎的な部分になるのかなというふうに思っている次第でございます。

そして、先ほど企画観光課長が答弁した内容とだぶるかもしれませんが、この歴史的資源を活用いたしまして、この観光振興といたしましてはSNS等の情報の発信、または着地型観光、これは現在、長寿命化対策で整備させていただいております湯楽里、そしてグリーンパレスの一部の整備、それからサイン整備、そして観光案内人の育成、そして何よりも定住自立圏で位置づけされておりますけれども、人吉球磨観光地域づくり協議会、これは実は地方創生推進交付金を活用しながら今後の事業が展開されるものでございますけれども、DMOによりますこれは新しい組織でございますが、事業の展開がなされるところでございます。このDMOというのは、実は地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を熟成するというところで、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多彩な関係者と協働しながら新たな観光地域づくりの実現のための戦略を策定するというところで、このDMOというものができております。これらを期待して、今後この観光地整備を行っていければというふうに思っている次第でございます。

○1番（遠坂道太君） 今、細かく町長から答弁いただきまして、やはりこの資源をいかに町長も言われましたように、稼ぐ方向の形がとられれば最高かなというふうに思っているところでございます。やはり、湯前町も一つの国としての考え方をですね、持つことが一つではないかと思えます。外貨を稼ぐということが一つの、今後やっぱり町民の方へ刺激を与え、また活性化ができるというふうに思っているところでございます。

さて、よくですね、私がよく聞かれるんですが、湯前町は何がありますかとか、何か特徴はありますか、そして、私たちが湯前に来たら、何か得するものがありますかとか、そういうことをよく聞かれます。やはり、何か一言で言えるような町づくりというのをです

ね、今後は取り組むべきかなというふうに思っているところでございます。

さて、10月31日に沖縄の首里城が火災になりました。沖縄県民の方にですね、ほんとお見舞いを申し上げるところでございます。沖縄県民の欠かせない首里城をですね、やはり県民のシンボルとして、心のよりどころとしておられたようです。

そこで、湯前町民におけるシンボルとして、心のよりどころはどこかなというふうに、私はいつも考えていたわけです。稚児参り、七五三、成人式、厄入り、厄払い、還暦といった人生のけじめのときに、やはり里宮神社に参拝してきたわけでございます。町民としては、一人ひとり思いが違うと思います。私は、里宮神社が町のシンボルとしての心のよりどころであると思っているところでございます。町長は、町のシンボルとしての心のよりどころはどこだと思っておられますか、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 町のシンボルというお話でございますけども、これは私の町長としての発言ではなく、私自身、個人としての心のよりどころということで、質問のほうの答弁をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。これ町の中でのシンボルという意味ではなく、お答えしようとするところはちょっと違う側面から解しまして、お話をさせていただければというふうに思っているところでございます。

私といたしましては、この湯前の地で生まれまして、慣れ親しんだ環境の下でまいりますと、小・中学校、そして高校、それから職場へ向かうときに必ず朝見ておりましたのが、実は、霊峰市房山でございます。大阪におりましたときも、やっぱりそびえたつ市房山の姿を思い出したところでございます。球磨人吉では、古来より信仰の山として、お嶽さんの名前で親しまれているところでございます。毎朝、市房の峰を見まして、その尾根、顔を見て、今日の天気を占ったりということで、今でも私としては生活に密着しておるということで、まずは、心のよりどころというふうに思っている次第でございます。

ただ、その4合目でございます市房山神宮の外宮でございます、本町の氏神様でございます里宮様も同様であり、古社寺の大事な心のよりどころになっているのではなからうかというふうに、私としては思っている次第でございます。

○1番（遠坂道太君） 今、町長はやはり市房神社、昔からお嶽さんといったかたちで、うちの親からも聞いておりましたけれども、やはりお嶽さん参りで、結婚する前とか、やはりお参りに行かれたということを聞いておりました。

そこで、現在、里宮神社での町の文化財指定となっているのは、里宮の手水鉢だけあります。認定の文化財の構成を見ますと、国宝、国指定、県指定、市町村指定、国登録の順になっています。湯前町文化財保護条例では、教育委員会で指定することができます。規定による指定をしようとするときは、湯前町文化財保護委員会の意見を聴くこととなっております。町の文化財として指定するのは教育委員会ですが、教育委員会に指定の依頼とか要望を出すときはどの機関になるのか、担当課長にお尋ねいたします。

○教育課長（北崎真介君） そういったお話は、直接教育委員会のほうにお話しいただくとか、文化財保護委員さんのほうから、そういった活用ですとか保護の重要性ですとか、そういった具申・上申等がありました場合に、またそこで検討していきたいというところがございます。

○1番（遠坂道太君） 直接町民の方が、教育委員会のほうに行ってもよろしいのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） はい、それはもうどういう形であれ、いろんな要望があった場合は、検討させていただきます。もちろん分館長さんとかそういった方からですとか、管理人さんからのお話とかもございますので、そういったところでまた考えていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 一般の方でも、町民の方でも、また区長さんなりそういう管理をしていらっしゃる方ができるといようなことで理解したいと思います。

里宮神社は、もともと湯前城の跡地に建てられております。東側に竹林が茂っております。長さ200メートルに及びます2重構造の堀切があります。今年の11月13日ですかね、里宮神社境内にあります樹齢300年の紅葉が、テレビで紹介されました。その後ですね、14日、15日と県内より紅葉を見に来られた方もいらっしゃったわけでございます。そうしますと、湯前町の天然記念物は毘沙門の大檜、また権現やぼの高野槇、蛇ん谷低層湿原群落となっております。里宮神社にある樹齢300年の紅葉も、町の天然記念物にもなっているのではないかなというふうには私は思っているところがございます。また、湯前町歴史的風致維持向上計画に、環境の維持・形成に関する事業が令和2年から令和8年にされてあります。湯前町のやはりインパクトの強い観光資源として、城跡、里宮神社等を町の有形文化財に指定できないのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（中村富人君） 今のご質問の内容は、里宮神社を町指定の文化財にということかと思えます。里宮神社につきましては、私も町外の者でございますが、その重要性とかそういうことにつきましては十分理解をしているつもりでございます。先ほど、町長のほうから市房神社の外宮である里宮神社というところで、心のよりどころとしてのお話もあったところがございますが、ここにつきましては、この一帯がご存じのとおり、もともと湯前城のそういう場所だと、この裏手のほうは湯前城の城址になっている、あるいは普門寺というような市房山神宮の関係で普門寺がありまして、その関係とか、いろいろと文化財の要素があるようでございまして、そこら付近の検討が今後十分なされる必要があるように考えております。

また、担当のほうとも話し合いを行いました。一番の課題は、今までのいわゆる調査結果といいますか、調査内容がまだ不十分なところがあるので、その調査をまずはすべきではないかというようなことがございます。また、里宮神社そのものにつきましては、い

いわゆる里宮神社を文化財に指定しますと、建造物というような分類で指定するわけですが、建造物にしては、これは昭和9年に建てられておりまして、いわゆる市町村の文化財の指定にすれば少し歴史が短すぎるのではないかと、そういう話も出ております。ただ、これは先ほど課長が申しあげましたように、これを審議していくのは文化財の保護委員会でございますので、そこら付近でどういうふうな審議なされるか、そこに待つことになるかと思っております。以上です。

○1番（遠坂道太君） まずですね、城跡なんですけども、私の調べた中で、他の文献では町指定史跡となっているんです。「湯前町の文化財」という、いただきました本の中には、史跡にはなっていないんですね。どちらが本当なのか、教育長お答えいただきたいと思っております。

○教育長（中村富人君） 今のご指摘のとおり、私もこの「湯前町の文化財」を就任してすぐいただきました。大体目を通しておりますが、この中では指定になっておりません。今ご指摘がございましたが、資料では指定になっているということでございました。私は基本的に教育行政の責任者でございますので、この「湯前町の文化財」のこちらのほうの資料から、指定になっていないというふうな考えております。

○1番（遠坂道太君） ほかの文献は指定になっているけれども、町のほうではなっていないということで、まずなっていないというのが事実だというふうに私も理解いたします。でですね、里宮神社も昭和9年に建設されましたが、やはりあの歴史的に浅いのは浅いと思っております。でも、一つの形としては、中の祭っておられる神様とか、それあたりも考えて捉えた中での建造物としての認定としていただければというふうな形も考えているところでございます。今から調査をしていただくということでございますけれども、この中でいろんな物がまた出てきた場合、やはり全体的な捉え方でできないものかというふうに私は思ったわけでございます。そうしますと、いろんな面で利活用ができるんではなかろうかというふうに私は思っております。

そこでですね、企画観光課長にまたお尋ねいたしますが、史跡と神社等を観光資源として、湯前の企画観光課としてはどのような扱い方を今後捉えていくのかお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 観光資源としまして、情報発信の支援を行っていきたいと考えております。

○1番（遠坂道太君） 情報発信の支援、内容的な問題の発信、どのような発信をされるのか、そのへんちょっと具体的にお願ひしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 里宮神社で行われますイベントですとか、そういったことを、各種メディアを活用しまして発信のお手伝いをしてまいりたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） 休息のため、休憩に入ります。

-----○-----
休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま、一般質問、遠坂議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○1番（遠坂道太君） 今、課長のほうから情報の発信ということで中身を言われましたが、やはりイベント活動の支援をしていくということでございます。

また、湯前町の神社等を見てみますと、里宮神社は縁結びの神様、潮神社は宮崎の鶴戸神宮と一緒にございますが、おっばい・お乳の神様、塞神社は男性の神様であり、潮神社と参拝することで夫婦円満、縁結び、また稲荷さん神社につきましては馬場稲荷、山の口稲荷、田上稲荷、下里稲荷4つございます。それから、野中田には山の神ですね、これは住民の無病息災を毎年、神事をされておられるわけでございますし、また、安牧神社につきましては牛馬の守り神、また、水戸神社につきましては幸野溝の水の神様、妙見社は北極星の神様、長岡の大王神社は蛇の神様、八王子神社は近江の国の坂本八王子神社と同じ神様を祭っていらっしゃるということでございます。里宮神社につきましては、町内にあります14の神社をですね、失礼しました、あと菅原神社もあります。その14神社をまとめる役割をもっているところでございます。

一つとしてですね、私も考えたんですけども、物産館に用意してございます自転車等を利用して神社巡りとか、神様の同じような共通点のあるコースを作るとか、それとかお寺巡りコースを作るとか、そういうコースを回られた方に対して、自転車は有料になりますけれども、そのようにスタンプラリーをして回ってこられた賞品として、湯楽里の温泉券とかゆっくんバッチとか、そういうのも考えられたらどうかと思っているところでございますが、その点につきまして企画観光課長はどのように思っているのでしょうか。答弁のほうをお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 今申し上げたようなコースにつきましては、これまでもイベント的にやってきたわけございまして、今後もそういったご提案をいただきましたので、そういったところを調査、研究を行いまして、実施できるものにつきましては実施をやっていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 今までもやってこられたというお答えですが、湯前町につきましては神社、お寺等、他町村よりも多くあるわけでございます。やはり、地域資源を有効に活用されて、今後町の観光につながればというふうに思っているところでございます。期待しまして、次の質問に移ります。

要旨の2ですが、癒しの場である湯楽里を含むグリーンパレス一帯をどのように活用

していくのかにつきましては、本町観光の拠点であります湯楽里とグリーンパレスを生かして、交流人口促進と地域経済活性化に取り組んでおられます。開設20年を経過した本町唯一の温泉施設であります湯楽里につきましては、本年度大規模改修に着手されておられます。受入環境を再整備して、B&G周辺施設と連携を図って誘客につなぐとのことですが、町長に具体的な策を答弁求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今、遠坂議員がご質問の中であったところとだぶるところがございますけれども、開設後21年経過いたしました本町唯一の温泉宿泊施設でございます湯楽里につきましては、現在議会のご理解のもと大規模改修を着手させていただいているところでございます。受入等の環境の整備を行っている次第でございます。加えまして、湯楽里を含みますグリーンパレス一帯につきましては、利用者の癒しの場でございます。一帯が素晴らしい環境であるということで、訪れていただきましたお客様からお褒めの言葉をいただいているところでございます。

まず、私としては町民の皆様の、まずは公共福祉の向上を挙げさせていただきたいというふうに思っております。本年度改修させていただいておりますB&Gのプール、それから体育館、そしてグリーンパレス一帯とも併せまして、青少年の体力の向上や高齢者の健康づくり、そして町民の皆様の体力づくりと、その上に立ちまして、これまで行われておりますキャンピングカーまたはバイク集団でのミーティング大会、さらには奥球磨公認ハーフマラソンや来年度計画がなされておりますけれども、奥球磨駅伝等の誘致によります集客、そして大学等の合宿誘致などを推進していけばというふうに思っている次第でございます。これらに関しましては、SNS等の情報発信もしっかり行っていくというふうな部分も大切になってこよかなというふうに思っている次第でございます。

また、ここらへんの一帯の部分におきます既存施設の老朽化施設等も見えますので、新たな施設の計画も私としては考えている次第でございます。以上でございます。

○1番（遠坂道太君） 今、町長のほうから具体的な今後の方策を答弁いただきまして、やはりこのグリーンパレス一帯、再整備しながら捉えていくということが一つの考えであると、私も思っているところでございます。その中で、今度第3期を迎えましたJTの森がでございます。今後、JTさんとも関係をどのような策を持って、いま現在行っている作業等だけでなく、ほかにどういう方向で取り組むのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） JTとの関係ということでございますけれども、私といたしましては、これまでの関係についての基本的なスタンスは変えないつもりで臨みたいというふうに思っている次第でございます。議員がお考えになっておられます更なる事業の展開という部分のご質問かというふうに思っているところでございます。それによる相乗効果が期待できるのではないかなという旨のご質問ではないかなというふうに思っている次第でございます。現時点では、私といたしましては、JT様にはまだ日が浅くございま

すけども、お話をまだしていないところもございます。まずは、大事なのはJ T様との信頼関係でございまして、そこらへんを慎重に対応していけばというふうには思っている次第でございます。加えまして、J T様3期ということでもございまして、これまでJ T様より結果的に、本社の森林整備に負託していただきました額でございますけども、係に聞きましたら4, 850万円ほどとなっておりますということでもございます。加えまして、J Tの森ゆのまへの間伐によります切り出した丸太につきましては、市場に搬出し、売払い収入等でJ Tの森以外の町有林の手入れも行うことができたというふうになっておりますし、そのほかにも、J Tの森からの間伐材を利用いたしまして、熊本地震復興支援と、それから仮設団地への東屋、喫煙所等の設置を、J T様と行わせていただいているということで、良好な関係で今3期目に臨んでいる次第でございます。

○1番（遠坂道太君） 基本的な関係は、現状の維持をしていくというのが町長のお考えだと、私は理解させていただきます。また年数も過ぎております。その中で、J Tさんから、ほかにこういうのを試してみましようかというような話はあったのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁いたしましたように、私になりましてからまだ8か月目ということで、九州の支社長のほうも実は4月にご異動されまして、先ほども申しましたのは、実はその部分を指しておるところでもございまして、なかなかお会いする機会もございません。そこらへんを、ちゃんとまずは信頼関係を築きまして、その上に立ちまして、何かその上の事業の展開が可能な部分なのか、そこらへんをお話しさせていただくと、そこにあるのかなど、現在私としてはそういう意味での先ほど答弁をさせていただいたところでもございます。

○1番（遠坂道太君） そうであれば、今後やはり町長、J Tさんとの関係をですね、信頼関係を取っていただいて、今後夢のある事業に展開していただければというふうに思います。

また、本年度11月1日に調印されましたJ R九州商事との森づくりを取り組みになりました。11月16日に森づくりがスタートしてですね、植林作業が行われたわけです。九州管内からJ R九州の柔道部がお出でになりました。また、J R九州商事の社員約69名ですね、そして地元から20名ほどで約90名近い参加で開催されたわけでもございます。今後、本体のJ R九州さんとの連携に期待をしたいと思っております。

それからですね、隣の水上村においては、夏の高地トレーニング場としてスカイビレッジがあります。毎年高校生、大学生において、夏場の練習場として活用されております。誰もが皆さん思っていらっしゃると思いますけれども、やはり芝の上を走るというのはとてもほんと気持ちが良いものです。私もゴルフ場をよく走って回っておったわけです。あまりうまくなかったものですから、やはり走らんとボールに追いつかないという状態

でございました。湯前町で芝の上を走るところはどこかあるかなというふうに思ったんですが、そうするとグリーンパレスに今のところコースがあるかなというふうに気持ちになっただけなんですよね。これも、私も議員になる前からそういうふうな気持ちでおったわけです。その後、水上村にそのような施設ができたということですね。そして、先に越されたような気持ちを思ったわけですが、現在水上村のちゅうのはやはり夏の練習場であります。水上村にはできない時期に、湯前で冬とか春先等で練習場として芝を張ったコースなんかできないかなというふうに思ったわけでございます。そこで、グリーンパレス帯を利用したコースができないかと思ひまして、そういう地域資源を生かした取組では良いのではないかなというふうに思ったところです。やはり、水上村は夏場、湯前町は冬、春先の合宿の練習場として、奥球磨の連携が取れるようになるのではないかなと思ったところです。

そこで提案ですが、グリーンパレス周辺にクロスカントリーにしますと2キロメートルのコースの整備が必要になります。そういう整備をし、また町、B&G、JTさん、JRさんとの連携した大会を開催したらどうかというふうに思ったところです。ここでお願いします。グリーンパレス周辺帯を利用して、2キロメートルのクロスカントリーコースを整備する考えはあるのか、また大会を開催する考えはあるのかお願いします。町長にお答えをお願いします。

○町長（長谷和人君） 水上村のクロスカントリーでございますか、このへんは高地トレーニングの場所として一年中利用されておると、標高が高いということでございますので、うちとの環境の違いは大きくあるのかなというふうには、私としては思っている次第でございます。ただ、今おっしゃっているクロスカントリーについては、私も今お話をお伺いいたしましたので、コースとしても私考えたんですけども、湯芽科房の後ろから走っております作業道、向田小迫線でございますか、これを利用して旧の水源地、そこまで行く距離は確かにあるのかなと思った次第でございます。ただ、おっしゃるように、なかなかそこらへんはですね、現時点におきましての整備という部分、どういうふうなコースを整備するのか、そこらへんも全く私としては持っておりませんので、一概に簡単に整備をするというのをお答えしてもいいのかどうか、ちょっとそこらへんも実は迷っている次第でございます。かなりのやっぱりお金もいるのかなというふうにも思うところがございます。ですので、今の現時点ではその計画は持ち合わせていないということでお答えさせていただければというふうに思っている次第でございます。

それから併せまして、先ほどちょっと芝生のお話が出たんですけど、私も実は調べました。これは、実は今のグラウンドの上にはですね、芝をただ張ればよいということではないようでございます。表層の部分、改良剤、これは砂と混合させまして中層の部分、それから下層の部分、それから暗渠排水ということで、こちらもしっかりかなりの額が必要に

なってくるということでございます。そこらへん見ましたときに、先ほどちょっとご質問の中にございました湯楽里の東側にございます芝生広場、そこらへんがまずはお金をかけない部分としては、施設の利用が考えられるのかなというふうには思った次第でございます。

○1番（遠坂道太君） 一応整備するには、やはりお金もかかります。それは私も感じとったわけでございます。その中で、やはり町長言われますように、コースあたりをつきますと、表土を剥いで大体1メートルぐらい近くは剥ぎます。そして、下のほうにクラッシュラン入れて、それから有機堆肥入れて、そして暗渠排水と、私もゴルフ場の設計をしたことがございますので、そのへんは詳しくございます。だから、やはり財政面では厳しいと、私は理解はしとつとです。その中で、私が今狙っている、町がどういうふうに現状ですね、狙っていらっしゃるのかと思います。定住人口促進なのか、交流人口促進なのか、どちらか私はまだはっきりしてないんじゃないかなろうかと、私は思っているところですが、それにつきまして、町長どのように思っているのかお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 私としては稼ぐ力ということで、定住も伸ばさなくちゃいけないわけでございますけども、やっぱりすぐ結果に表れるのはやっぱり交流人口ですね、ここらへんを伸ばしていきたいと、そういうふうに思っている次第でございます。

○1番（遠坂道太君） 一つ、今の発言につきまして訂正をいたします。ゴルフ場設計ではなくて、ゴルフ場の芝を張る土壌のほうの設計をいたしました。一応、全て訂正のほうをお願いしたいと思います。

今、町長言われておりますように、やはり厳しいということは分かっております。そして、やはりそういうことを開催とかいろんなことをしていったら、どのような効果がですね、出てくると思うんですよね。企業としては、やはり企業の知名度がアップしながら、やはり宣伝効果が非常に高くなると。そして、町としてはどのようなかたちが出てくるかと言いますと、やはり地域産業に、いろんな農業とか商業とか、そういった面についてメリットが発生すると、そのようなかたちでございます。私がいつも考えているのは、なければ立案して作り上げるというのが一つの考えです。ビジョンも一緒だと思います。なかったら作れと、作らんと先さん進まんとです。ただなかで、これはなかけん止めてうっちゃこと、そういうような気持ちを持っておられたら、私は憤慨でございます。その中で、また湯楽里周辺の良好な環境を生かして、町長も言われました高校、大学生との一般社会人運動部、プロのスポーツ、それを活用できる。これは先ほど町長言われました町民グラウンドの芝の話でございます。やはりこういうあたりもですね、やはりできなければ作ると、作ってやはり呼ぶと、やはり環境整備が一つだと思います。なかれば誰も来ません。やはり来られるような状態を作っていくというのが、今後検討していただければというふうに思っているところですが、そのへん町長どう思われますか、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 遠坂議員の力強い商業、農業の振興、そして勇気ある質問をいただいておりますと、大変私としても力を得たなというふうに思っている次第でございます。湯楽里の周辺の良い環境を生かして、大学等の合宿、現在奥球磨公認ハーフマラソン、さらに先ほどお話をさせていただいております来年度計画がなされております奥球磨駅伝等の誘致による集客、そして夏休みを利用してお待ちしております野球やサッカーの少年団等の合宿、それからコテージ等の利用、加えまして来町していただいております現在大学の柔道部の合宿等も連携させていただいておりますところでございますが、その先に施設の整備ができないかというふうな構想を持っておる次第でございます。ただ、これも優先順位等をしっかりさせていただきまして、この苦しい財政のやり繰りというところもでございます。私としても、はやる気持ちもあるところでございますが、しっかり関係者の皆様との連携とご意見をいただきながら、総合計画の中で位置づけさせていただければと、かように考えている次第でございます。

○1番（遠坂道太君） 今、町長のほうからやはり財政面が第1号に上がってくるかなというふうに思います。その中で、イベントを開催することでやはり交流人口が増加することは分かっていると思いますが、今年も町内で11月ですね、漫画フェスタ等されました。その中で、どのくらいの経済効果があったのか、これは企画観光課長のほうにお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） まず、直接的効果としまして、町内出店者の出店による売上げのほうですとか、まんが美術館の入館料、それから湯楽里関係の売上げ、そういったものを含め合わせまして、また湯前畜産祭り、こういった売上げですね、それと商工会青年部のほうで取り組まれました出店の売上げ、そういうのも含めまして直接的効果としまして400万円程度ですね、の売上げが上がっております。それから、このフェスタ開催に伴いまして、いろんな商店の方々に消耗品とかですね、謝礼等の抽選会の景品ですとか、そういったものをご提供いただいておりますので、その部分が67万円程度ありますので、それを含め合わせますと、直接的効果としまして500万円弱ですね、の効果があったかと思われま。

それと、その他、数値化はできていないんですが、地域への経済波及効果としまして、町内の飲食店、それから燃料ですとか、お土産物の購入、そういったものが挙げられると思っております。

○1番（遠坂道太君） 今、直接の金額は出ましたし、やはり目に見えない部分もやはり効果が出ているというふうに思っているところでございます。やはりイベントを開けば、二酸化炭素もその分出てくるというふうな計算式があると思います。その中で、こういうイベントを開催したら、どのくらいの効果が出てくるかなというふうなあたりもですね、今回担当課としても出し方のほうも工夫をしていただければというふうに思うところで

ございます。

そこで町長にお尋ねしますが、先ほどの大学等の連携を図って新たな大会とかするというような考えを言われましたが、大体いつ頃、目標的に持っておられるのか、そのへんもですね、やはり計画的に目標を持ったかたちで取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。そのへんを、答弁をお願いします。

○町長（長谷和人君） 私としましては、実は先ほども答弁しているんですけども、そこらへんの施設あたりもですね、含めたところの整備をまず完備させなくちゃいけないかなというふうに思っております。そして、実は先ほど言いました関係者との連携というふうな言葉を使ったんですけども、その中で直接お話をさせていただきまして、そういう大会等の部分につきましてはなかなか良い考えですということで、全面的にバックアップしていただくというふうなお話までは伺っておるところでございますが、何せその大会等を行うとしても、施設等の完備がなされていないという部分もございまして、そちらのほうがまずは先かなというふうに思っているところでございます。

それと私、1期4年目という形で、長寿命化計画あたりを実は修復の年ということで挙げさせていただいておりますので、まずはそちらが終わらないと先ほど言いましたように、はやる気持ちもあるわけでございますけども、順序を立てて行っていければというふうに、私としては思っている次第でございます。

○1番（遠坂道太君） 今お答えいただきましたけれども、こうしますといつになるかわからないというのが現実かなと思います。できることはすぐやることです、全て。できなければやめる。そうすると、やはり町長も言われました現場主義であれば、現場のことがどのようになっているのか、いつでも把握していなくちゃいけないというのが一つの考えです。今、私が言いましたように、やはり現場主義であれば現場のことをいつも把握していただきたいというふうに思っているところです。今後町長の思いをですね、実行されますよう期待いたします。

最後に、町は時として経済的、社会的、文化的な危機を直面します。その危機の実態を見極め、それを乗り越えていくためには、人々の力を結集することが人並み外れた人が必要になります。人並み以上に気力、体力、知力が優れ、自ら挑戦者となって町の可能性を引き出し、町を良くしたいというひた向きの思いで自ら行動し、人々を動かし、町に新風を吹き込んでいく人材が必要ではなかろうかと思っているところです。町長、職員の皆さん、このような考えを持った人になってほしいと思っております。今後の業務に対して取り組んでいただくことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、地域資源を活用した町づくりについて、遠坂議員の一般質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 地域資源の活用に向けた仕組みについて、2点お尋ねします。こ

の観光資源の活用というのは、やはり行政主導、行政主体よりは、住民主体で考えていく案件だと思っております。地域資源を活用していくには、人、人材が必要になってきます。

そこで町長に伺います。本町には、観光をリードしていけるような人はいらっしゃるのか、組織はあるのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） リードしていく人がおるのかということでございますけども、なかなか皆さん、たくさん逸材の方もいらっしゃるのかもしれませんが、私としては今一つ出ましたのが、やっぱり観光案内人の方々が率先してボランティアの中で動いていただいていると、ここらへんは一つの大きなコアになってくるのかなというふうにも思っている次第でございます。それから、町内ではございませんが、これも先ほどの答弁とだぶるところでございますけども、人吉球磨観光地域づくり協議会のDMO、これが立ち上がろうとしているところでございます。ここらへんも、私としては期待しておきたいというふうにも思っている次第でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど本山課長のほうより、人吉球磨観光地域づくり協議会のほうの説明がありました。本町としては、観光案内人協会であったり、商工会、あと町がこれに参加しているということでした。しかしながら、そこに関する誰がリードしていくかというのは、今恐らく岩野係長あたりが中心となって取りまとめをやっておられるのかなと思いますので、そのへんの体制を是非住民主体になっていけるような組織づくりあるいは人材育成にご尽力いただければと思うところがあります。

あと、DMOという話がありました。DMOの関わり方として、中心的なくまもとDMCであったり、あるいはカッセジャパンというもっと大きなDMOもあります。そういったところと連携をしていくのか、あるいは本町として独自に、湯前の独自の地域DMOを作っていくのか、そのあたりの考えはどちらのほうで進んでいく考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどから答弁しておりますDMO組織、これは人吉球磨管内におきます商工業者、それから一部行政の職員も入ったところでございますけども、それで構成されるということでございまして、その中で、本町としてはぶら下がりがそこに入ってくるということで、本町におきますDMOの組織については、現在は考えていない次第でございます。

○5番（味岡 恭君） 地域の資源の活用、町の文化財について、遠坂議員の質問がありましたが、昨年度も道路案内看板ですか、それとか設備、トイレ等についてお尋ねしましたが、この1、2年あまり進んでないように思います。現在、どのように進められているのかをお尋ねをいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 案内看板等につきましては、前回の定例会等でもご答弁をさせていただきましたとおり、歴まち計画のほうに基づきまして、街なみ環境整備のほ

うで、今年度設計委託料を存目計上していたんですけども、それにつきましてが実際のところですね、現在財政上の問題もございまして、まだできていない状況でございます。それと、もう一方におきましては、観地協のほうで、そういった統一デザインコンセプト、そういったものも今出来上がりつつございますので、そういうものも加味する必要がございまして、現在のところはまだできていない状況でございます。

トイレにつきましても、やはり財政状況の問題、それから観地協での取組の内容、そういったものとの整合性とかですね、そういうのを加味する必要がございまして、今のところできていない状況でございます。

○5番(味岡 恭君) 今、課長が言われたとおりですね、看板を増やすとか大きくするとか、トイレの設備をするとかするようにしてですね、今後どのように進められていくのか、再度、時期等についてもお尋ねをいたします。

○企画観光課長(本山りか君) 人吉球磨の観光地域づくり協議会のコンセプトも見定めながら、観光サイドとしましてはですね、やはり早急に進める必要があると思っておりますので、次年度におきましてどうにか予算化をできたらということで、要望はしていきたいと考えております。

○教育課長(北崎真介君) 教育課のほうでは、寺社仏閣のところにあるトイレがやっぱり必要という要望もいろいろございますので、いろんな観点から考えて検討はしております。ただ、なかなか補助金の種類がいろいろありまして、なかなか適合するものが今見つからないと、改修であればできるけど新築はできないとかいろんな要件がございまして、とりあえずなるべく早くしたいというところで検討は進めておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

○7番(高橋一雄君) グリーンパレス一帯の活用ということで質問いたします。本町で取り組んでいるJTの森、くれないの森、それからJRの森ですね、これは企業の社会的貢献として、あちらさんも取り組んでおられるわけですが、ただお金を出していただくばかりではなくて、社員さん家族来られて取り組んでいただいています。そういった社員さんや家族は、会社の命令で嫌々お付き合いされているのか、それとも来てよかったと、そういう受け止め方をされていますか。

○農林振興課長(稲森一彦君) JTさんにおかれましては、年に2回の森林保全活動ということで実施していただいております。この保全活動につきましては、JTさんのほうから社員ご家族の方に募集をかけられて、その応募によって来られるということになっております。また帰られてから、来られた方につきましてアンケート調査を取っておられます。その中でも、いろいろな体験もできたというふうな喜びの声をたくさんいただいているところでございます。

○7番(高橋一雄君) 私は、本町の人口減少の中で、これからの取組のキーワードとし

て、田園回帰ということを勉強しているんですけども、ただいまの答弁はそのような田園回帰という流れを傍証するものではないかと好感を持っています。

そこで、グリーンパレス一帯の活用ですが、五木村でも自然を活用した観光の取組をされていますが、私がテレビ等で情報を得たバンジージャンプのような怖いような体験ではなくて、大きな木の枝に吊るしたロープを子どもでも上げられるようなそういうものもありますし、木と木の間にワイヤーを張って、そこをぶら下がって下のほうへ下る、そういう子どもでもできるような山間でしかできないことがあります、これはどうぞ勝手にしてくださいとするような施設ではなく、やはりインストラクターがやっぱり安全面に気を付けてしなくてはなりません。土日だけするようにしたら、インストラクターの人がそれで飯を食えるということにはなりません。ですから、普段はグリーンパレス全体の維持管理等をされて、そしてインストラクターの資格を取ってもらって、土日にそういう今述べたようなアトラクションを取り入れるというような調査をするお考えはありませんか。

○町長（長谷和人君） 大変今お話を伺いまして、私もわくわくしたところでございます。私ちょっと高いところも若干怖いところもございますので、わくわくするのかなというふうに思った次第でございました。

私としては、それを取り入れるかどうかは別にいたしまして、実は行政報告の中で一部報告させていただいているんですけど、北海道の芦別市さんが実は漫画フェスタのときに総務部長がお出でいただきまして、そのときに実は意見交換したんですが、その中でちょっとお話を伺いまして、いくつか芦別市さんとの交流ができないかというふうなお話をさせていただきまして、その交換の中身の部分についてお話をさせていただいたんですが、非常に先ほど言いましたように、湯楽里周辺の一帯が自然環境で恵まれているというお話を聞きまして、芦別市さんもそうだそうですけど、周りにですね、いわゆる夜になりますと光、外灯等がないそうでございまして、非常に星がきれいだそうです。芦別市さんは星で売っておられるんですけど、湯前でもどうでしょうか。で、先ほど言いました作業道向田小迫線、これは今登って行きますと一番頂上まで行くのに、そうですね、歩いて10分ぐらいでしょうか、外灯がない部分、真っ暗なところがございまして。ここらへんを満天の星が見えるんじゃないかと、そういうふうなお話もお伺いしましたし、それから遠坂議員の先ほどのクロスカントリーではございませんけれども、ここらへんを散策道として活用ができないか、こういうのはあんまりお金がかからない、そして自然の中でそれを満喫していただくと、こういうのも可能じゃないかなというふうに思った次第でございました。ほかにもいろいろあるのかもしれませんが、お伺いしたときにそういうふうなお話をお伺いしたということで、そこらへんも探っていったらどうかなというふうにも思っている次第でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

ないようですので、これで、一つ、地域資源を活用した町づくりについての一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時56分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第5、一般質問の途中です。

一つ、第2期総合戦略への緊急提言について、椎葉議員の一般質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 2番議員の椎葉です。第2期総合戦略への緊急提言を行います。これは、6月、9月の一般質問の継続質問になります。お手元に事前配付資料を用意していますので、参照しながら進めていきたいと思えます。

まず、湯前町はどのような町を目指しているのか、どこに向かっているのか、この10年、本町のまちづくりは正直迷走しています。本町の出生数は、平成25年度以降30人を下回り、直近4年連続で10人台という少子化に直面しています。安倍政権は、国の第1期総合戦略で、東京一極集中の是正を看板政策としてきましたが、目標達成を断念しています。多くの自治体が、総合戦略で成果を上げることができていません。11月18日の全員協議会で、本町の第2期総合戦略骨子案が、議会に示されました。予定では、1月中旬までに最終案を策定するという、残り1月の厳しいスケジュールです。総合戦略は、本町の未来を左右する重要な戦略です。議会も住民も厳しいチェックが必要です。そこで戦略策定の期限が近づいていることから、本一般質問で緊急提言を行います。

まず、要旨に入る前に、2点ほど確認をさせていただきます。配付資料の2ページ、9月一般質問の再確認になります。総合戦略の位置づけは、第1期総合戦略と同様に、総合計画からの抜粋なののでしょうか。それとも、総合計画とは別に定める付加戦略なののでしょうか。どちらの位置づけかを担当課にお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 総合計画に沿った分野別の個別計画という位置づけでございます。

○2番（椎葉弘樹君） そこで個別計画というのは分かっていますから、個別計画の中でもこの資料にありますように、第1期と同じような位置づけ、要は総合計画からの施策の抜粋なののでしょうか。それとも、施策とは別に定める付加的な戦略なののでしょうか。再度お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 総合計画の施策に基づく計画になります。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、第1期と同様という位置づけということで理解しました。その第1期と同じやり方ですと、人吉市は総合戦略と総合計画を来年度統合するという話も出ておりますので、どちらかと言うと、管理的には施策の二重管理的なものもあるかと思いますが、町の方針がそうであれば、その位置づけで進めていきたいと思っております。

次に、総合戦略の名称ですが、総合計画と似ており、住民に分かりにくいです。第1期総合戦略のパブリックコメントでも同様の指摘がありました。

そこで町長に伺います。9月一般質問の継続質問ですが、総合戦略の名称変更は検討されたかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 分かりやすい表現ということでございますけども、今その素案を頂きました段階でございますので、分かりやすい言葉でそこらへんは表記すべきのかなど。私が今思っているのは、この総合戦略につきましては、人口減少対策、加えまして、経済の地域経済の縮小後の克服対策、そこらへんがその言葉になってくるのかなど、そんなことも思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） はい、それでは、その前提を踏まえまして、早速要旨のほうに入っていきます。

要旨の1、人口ビジョンの将来展望について伺います。第2期総合戦略における2060年、これから40年後の人口ビジョンは、どの程度を想定していただけますでしょうか。担当課にお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 第2期の人口ビジョンにおきましては、展望値を1,572名程度ということで考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 今、課長の答弁どおり、第2期総合戦略の骨子案では1,572人ということで、第1期から576人の減少となっております。

そこで町長に伺います。2060年の人口ビジョンを大幅に下方修正する理由は何でしょうか。

○町長（長谷和人君） 早く言いましたなら、この流出の激しい若い世代、ここらへんが想定しておりました数よりは、かなりやっぱり下がっているというふうなことになるのかなというふうに思っている次第でございます。

○2番（椎葉弘樹君） この総合戦略というのは長期の戦略ですので、条件が変わったからといって、簡単に下方修正するのはいかがなものでしょうか。隣の水上村を参考に見ます。若者定住政策が比較的うまくいっている自治体だと認識しています。2045年のデータを見ますと、水上村の人口減少率は10市町村の内、3番目に少ない43.5パーセントという数値が出ております。一方、湯前町は7番目で52.8パーセント、すな

わち今の人口よりも半数になるという計算になります。この違いは、やはり人口ビジョン、想定するラインをどこに設定しているかというところに大きく依存をしまっています。第1期総合戦略では、鶴田町政の中では2,148人を目指していたわけです。目標次第で、その施策の内容や緊急度、スピード感は変わってきます。

町長に改めて伺います。2060年の人口ビジョンを、2,148人と同等もしくはそれ以上にする考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今出ておりますこの1,572人でございますか、これは最新版の国のデータによる数値でございまして、それを踏襲させていただいたというところで、厳しい結果になっているというところでございます。失礼しました。今、国のデータを基に、本町のほうにおきまして、そのデータを基に抽出させていただいてその数値が出ているということでございます。申し訳ございません。

○2番（椎葉弘樹君） 国のデータは、2060年で1,159人です。もっと低いんです。それを第2期総合戦略では、1,572人にちょっと上げましょうという話なんです。

私が今質問をしているのは、1,572人ではなく、鶴田町長時代のときの2,148人ぐらいには目標を保っておくべきではないかという質問になります。それについて、改めて答弁を伺います。

○町長（長谷和人君） これまでの政策によって、ある程度その鈍化率といいますか、下げる率は幾分か対策を講じて、できているのかなと思うんですけども、やはり結果的にデータを見ますと、それ以上に本町の場合については下がる率が非常に高いという部分がございますので、このようなかたちに今回数値を使わせていただいているというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この数値については、また以降でいろいろと確認させていただきますが、やはりこの鶴田町長時代から比べると少し弱気なのかなというところもございます。町長のその前向きさがあれば、恐らく同じくらいは維持したい、ちょっと高めの目標値を目指していこうという答弁が欲しかったところですが、ここは非常に私はちょっと残念だなということを思ったところです。それはまた今後の検討で調整させていただければと思います。

続きまして、要旨の2番目にいきます。総合戦略のターゲットングについてです。2045年、25年後の人口構成の予測では、高齢化率が53.9パーセント、税収入の低下、高齢者の医療福祉の負担増となり、財政維持が難しくなる限界自治体となります。出産や子育ての中心となる若い女性に着目しますと、20歳から39歳の人口は55人ほどしかいなくなります。平成27年が約250人でしたので、その78パーセント、約4分の3が減少するというところになります。皆様ご承知のとおり、人口減少は20歳から39

歳の若者世代、特に女性の減少が大きく影響します。

第1期総合戦略では、全世代をターゲットに手広く施策と事業を展開しています。そこで担当課に伺います。第2期総合戦略は、どの世代をターゲットにする考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） ただいま議員おっしゃいましたような重要な課題がございますので、その課題に沿うように、20歳代の男女、それから30歳代の子育て世代、こういった世代をターゲットにしたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） とても前向きな答弁だと思います。そして次に、担当課にもう1度伺いますが、本町のまちづくりは住民主体で実現できていると言えるでしょうか、お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 町には、まちづくり団体と呼ぶべきもの、団体がございますけれども、その方々で、ある程度主体性を持ってやっていたりすることもあっております。

○2番（椎葉弘樹君） 一部を見ますと、組織の自主的な主体的な取組もあるかと思いますが、総括的に見ますと、できていないと考えています。例えば、まんのまちづくり、これは誰が館長でどこが運営しているのでしょうか。湯楽里、誰が社長でしょうか。農業公社、誰が理事長でしょうか。そういったところを見ていきますと、まだまだ行政主導のところがあります。

また、これ私、最近知ったんですが、総合戦略に欠かせない「まち・ひと・しごと」の観点で作上げたゆのまえかじりというサイトがございます。このゆのまえかじりというサイトも、行政主体から民間主体に移行するために、ゆのまえかじりというアドレスを別にとって、それを将来的には民間に移行していこうという、移管していこうという考えの下で、作成されたものと認識しております。議会もそれに承知をして、予算や決算でそのゆのまえかじりを認めてきたわけです。それが、そのホームページの運営会社の同意もなく、そして議会にも協議も何もなく、町のホームページに来年度から移管しようとしているという話を聞きました。これは事実でしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時18分

再開 午後1時20分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○情報統計係長（有馬博士君） 当初ですね、今回の湯前町役場の新役場ウェブサイト作成の当初、いろんな考え方があって、その内の1つが、ゆのまえかじりについては残していくという考え方が1つ、そしてもう1つが新役場サイトのサブサイトに引き継いでい

くという考え方が2つありました。

当初想定しておりましたのが、サブサイトの構築には、別料金、お金がかかるだろうということと、何より大きかったのが、サブサイトのみの運営を委託していくということができないということを想定しておりました。主にこの2番目の理由が大きくて、ゆのまえかじりについては、残していくという判断に傾いておりました。実際、公募、プロポーザルを行いまして、業者が決定しました。

その業者からの提案といいますのが、サブサイトの構築には追加料金はないということと、サブサイトのみの運営委託が可能であるということ、そうしたときに、一番、ゆのまえかじりを残していこうかということが、民間への委託、それを可能な状態にしておこうということでありましたが、それがサブサイトでも可能になったということ、そしてサブサイト化していくと、年間の保守委託料80万円弱が節約につながるということもありますので、ゆのまえかじりについては、新役場ウェブサイトのサブサイトで、その役割を引き継いでいこうということで、ゆのまえかじりの役割を引き続き果たしていくサイトは残すということで、現在のゆのまえかじり、情報発信サイトを引き継いでいくという考え方に今至っているところです。

○2番（椎葉弘樹君） このゆのまえかじりというのは、前日當課長補佐のときに民間の知恵を絞って作り上げたサイトです。その民間の知恵で作ったサイトを、じゃあ民間と合意を得てそれを今答弁どおりやられているかということ、そうではなく民間のほうは合意も得ないまま作業が進められている、これはまさに行政主体、行政主導ではないでしょうか。そして、議会もその予算等は合意等しますので、当然議会にも少くくは協議があっても良かったのではないのでしょうか。そういったところも含めて、やはり今後はそのやり方なんです。行政主導から民間主導にということの切り替えの意図はそこにあって、何でもかんでも行政が一方的に何でも決めていくというやり方というのは、これは改善、見直していかなくちゃならないところかなと思っておりますので、あえてこれをちょっと急遽追加させていただきました。

じゃあ、続きいきます。第2期総合戦略の骨子案では、7施策48事業、25の既存事業が示されています。町長に伺います。第2期総合戦略は、若者世代を中心とした住民主体に的を絞って、施策と事業を選択と集中で取り組んでいく考えはないのでしょうか、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 選択と集中ということでございますので、私も同様に選択、集中は行わなくちゃいけない、ただそれが、今議員がおっしゃっている背景の部分、行政主体、住民主体、ここらへんは、そこらへんをうまく調整しながら動かしていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この第2期の総合戦略の中でも、私が特に注目しているのは若者

の会議です。若者が考えるまちづくりを、中高年が支援しながら目指すことが重要かと思
います。子ども議会も若者会議の手法の1つだと思います。若者世代に対する住民主体の
総合戦略になるよう、是非ターゲットングをしていただきたいと思います。

続きまして、要旨の3に移ります。まちづくり理念と施策ごとのビジョンについてで
す。長谷町政が発足して、あっという間に7か月が過ぎました。まちづくりの基本構想
は、いまだに「生き活きと輝き誇れるまちゆのまえ」のままです。総合計画は鶴田町政の
施策が継続しています。総合戦略を進める上で、具体的基本理念を示し、まちづくりを進
める必要があります。

そこで町長に伺います。6月一般質問の継続質問です。総合計画、特に基本構想はいつ
変更するお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 基本構想でございまして、実は議会の議決が必要でございまして。
ご質問がありました後に、担当課と打合せをしたわけでございますけれども、キャッチフレ
ーズといいますかね、その部分につきましては、今現況の前の町長が作られました総合
計画がそのまま動いているわけでございますけれども、私といたしましては、6月、9月に
答弁させていただいているところでございますが、この総合計画につきましては、来年度
の中で、作り変えさせていただくという部分がございますので、早め対応が可能でござい
ましたらば、この基本構想の部分でございますね、その部分については、時間があるとき
にでも変えさせていただくということは可能かと、ただその場合については、審議会あたり
のご意見も伺いながら、そして議会のほうの議決のほうもお願いするという場面がござ
いますので、この手続き論もあるということで、まだ達していないということでございま
す。

それから、基本構想の中の文言でございまして、これ実は私もほかの団体等もちょっと
調べさせていただいたんですが、私が選挙期間に使わせていただいたキャッチフレーズ
でございまして、これをそのまま前回は使わせていただいているんですけども、本
来であれば、住民の人たちにパブコメでも行って、今度こういう計画がなされたんだけ
ども、こういうふうな中で、どういうふうなキャッチフレーズが相応しいのか、そこらへ
んも実際としては丁寧にやらなくてはいけないかと、私としてはそういうふうなところ
での考えを今のところは持っている次第でございまして。丁寧にやっぱりやるべきではな
いか、私が選挙期間に使ったキャッチフレーズをそのままイコールというのは、いかな
ものかなというふうにも、私自身も思っている次第でございまして。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、町長が選挙のときに使われたキャッチコピーは、
もしかしたらその基本理念として、変わる可能性があるんで、もう少し時間をいただきた
いということで理解いたしました。

前町長は、まんがのまちづくり、アソシエイツ、農業公社、杵つき精米所、レールウイ

ング整備などに取り組みました。いずれも先進的で、差別化された面白い取組でしたが、うまくいかない傾向にあります。第1期総合戦略は、13の施策、77の事業で現在進行中です。大きな予算を投資していますが、思うような成果が出ておりません。

そこで担当課のほうに伺います。第1期総合戦略の施策が思うような成果を上げられていない理由は何だとお考えですか。

○企画観光課長（本山りか君） 総合戦略の成果ということで考えますと、やはり人口減少に歯止めをかけるということが、最終極論の成果になると思いますが、それが止められておりません。それにつきましては、やはり行政のみの施策では厳しいものがあるということを感じておりまして、やはり出生ですとか、若い方が暮らしやすい町、そういうものに対してのニーズの把握、そういったところを的確にやっていく必要があるかと思えます。そういったところがなかなかニーズに応じてなく、それに的確な施策が打てなかったということが、原因としてあるかと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 私はニーズの把握はしっかりできていたと考えています。ただ、その施策の方向性が見えていなかったのではないかというふうに理解しているわけです。鶴田町政のときにも、散々にわたってビジョンを示してください、ビジョンを示してくださいと何回も言ってきましたが、結局その施策の方向性が見えないままに進んでまいりました。要は、そのビジョンが見えていないことと、もう1つは経済効果といいますか、町内の所得循環というのがうまく回っていない、これはやはり外にお金が出ていっている現状がある、これは遠坂議員の質問にも関連するところです。

そこで、配付資料の3ページ、まちづくりの行動指針が正にそのビジョンがないところを示しております。これ非常に重要な概念図ですので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。また、基本理念書いてありますが、これも変わる可能性があるということで、先ほど答弁をいただいたところです。本町はこのまちづくりのビジョンがない中で、第1期総合戦略、77の事業が動いている、これ非常に不思議な現象だと思います。このため、議会から本当にまちづくりのビジョンを示すよう、何人かの議員の方からも指摘がっております。

そこで町長に伺います。まちづくりの基本理念は、町民憲章に掲げる人づくりという理解でいいのか、それともやはりここは練り直して分かりやすい理念にしていくのか、先ほどの再確認になりますが、町民憲章のままでいいのかについて伺います。

○町長（長谷和人君） その前にちょっと私の意見を、新聞から見ておりまして、この議論から逃げるつもりは全くないんですけども、人口に関しまして、その将来展望という名の目標人口あたりを設定し、その達成のための施策として、転出抑制対策並びに転入の促進対策を総合戦略に位置づけされているところでございます。

今ご質問がでございます5年間の目標、これは国が多くの責任を負っているはずでござ

います。その上に立って、日本全体の合計特殊出生率については、劇的な改善なり、自然減の劇的な減少が果たして期待できるのか、先ほどから質問がございまして人口ビジョン等の部分でございまして、東京等の都市圏と地方との奪い合いだけの数値になっているのではなからうか、そして地方における地域間の生産年齢人口の奪い合い、そして地方創生の観点から本当に望ましい姿であるのかどうか、甚だ私としては疑問を、戦略的に、私としては持っている次第でございまして。これ新聞を見てからの発想でございまして。ただ、私としては、今行っております地方創生が悪いとか、そういうことを言うつもりはないところでございまして。これからは、やはり私としては、市町村レベルの難題ではないんですよと、日本国のあり方、将来の姿ではなからうかなと、これは国難ですよ、国難、国難の大きな問題であるというふうには思っております。

地方自治体で言うならば、優遇策、例えば、保育料、高校生までの医療費無料化、給食費など、全て国において手当てし、日本のどこに住んでいても一律の制度を設けるとか、そういうこともやはり国においてしていただけないか、これは一部の意見、私の思うところでございまして。ほかにたくさん優遇策があるのかもしれない。ほかの首長さんもそういうふうには思われている方もいらっしゃるのかなということ、まず前置きさせていただきたいというふうには思っております。加えまして、今ビジョンということでございまして、私としては今度計画させていただこうとする部分の中には、やっぱり町民憲章、この大綱につきまして、この基本姿勢として今後やらせていただければというふうには思っている次第でございまして。

○2番（椎葉弘樹君） 例えば、町民憲章も良いんですが、町民憲章というのは何か文字がたくさんありまして、非常に入りにくい、分かりにくいところがあるので、例えば、総合戦略の理念の参考にしていただきたいんですが、例えば、自然と文化で人と仕事を育てるまちづくりとか、本当に分かりやすい基本理念だったら良いのになというふうには思ったところです。それは第2期総合戦略を策定する上でも、それから来年度以降で、総合計画作られる際にも是非分かりやすさを参考にしていただきたいと思っております。

あと、第2期総合戦略の7施策と48事業を見させていただきました。その施策を組み合わせたときに、これどうやって描けばいいんだろう、どういう方向に向かっているんだろうというところがよく見えませんでした。例えば、町長の未来創造というミッションを含めたときに、将来どのようなかたちに創り上げていけばいいのか、そういったところをやはりイメージとして、住民の方々にも説明をしていく責任があるのではないかと思っております。

そこで、これまで指摘しています、その住民のイメージできるようなまちづくりのビジョンを、町長として分かりやすく総合戦略のほうで示していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、素案の中で椎葉議員がご質問の部分でございましてけども、将

来の方向性が分かりやすいということでございますが、この方向性の中で、大きく2つ実は挙げておまして、その中で若い世代の転入促進と出生数の増加という言葉を使っております。

それから2つ目でございますが、誇りや愛着を育みずっと住み続けたい町の実現というふうな言葉になっているところでございますが、これをもう少しかみ砕けと、分かりやすくしろと、そういうところでのご質問であろうかなというふうに思っているんですけども、何かもう少しそれが、どう言ったら良いでしょう、若い世代、若いご夫婦等が何かこうキャッチフレーズ的に分かりやすい部分として、キャッチフレーズとかそういうふうなところに特化すべきかというふうにも、今ちょっと思った次第なんですけども、なかなかお役所言葉というか、なかなか難しゅうございますんで、ここはもう少し椎葉議員から逆にいろんなことをご助言いただければ私ども幸いでございますけども。

○2番(椎葉弘樹君) 遠坂議員の一般質問から例を取りますと、じゃあグリーンパレス一帯どのような地域資源を磨いていくのか、そのビジョンは何ですかと言われたときに、町長の頭の中には、あーこういうこともやってみたい、あーゆうこともやってみたいというのがあったと思います。そこが正にビジョンに位置するところでして、将来こういうものを実現したいというものを形として出していただきたいなというところです。要は、町民は一体どうなるの、まんがの町どうなるのといったときに、多分将来像を描けていないはずです。だから、そういったものを、施策を一つ一つ、やっぱり画で示すことも大事だと思います。ある自治体等では、そういう画を書いて分かりやすく説明しているところもあります。したがって、そういうところはしっかりと調査研究を重ねて、是非町民にイメージで伝わるような形に仕上げていただきたいと思います。

参考までに、配付しております資料の5ページに、全体的なイメージは書いています。要は、施策が単発で終わっては駄目で、何かの施策と連携しながら、ひと・まち・しごとを創り上げていくというところのイメージ図です。これを、もうちょっと施策ごとに掘り下げていくという作業が必要なのかなというふうに思っておりますので、是非参考にいただければと思います。

あと、その骨子案についてなんですが、全員協議会で説明を受けたあと、議会との協議ができておりません。県町村議会議員研修会において、元総務大臣の片山善博氏からも、議会は総合戦略を点検したのかというご指摘を受けたところです。

町長に伺います。第2期総合戦略を住民に公表する前に、議会と戦略内容を協議する考えはないでしょうか。

○町長(長谷和人君) 議会との協議ということでございまして、内閣府の地方創生推進室の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」というのがございまして、これを読んだんですけども、地方議会による議会と執行部が、車の両輪となって推進すること

が重要であるということで、審議が必要であるというふうなことが書かれているところでございます。どれだけ議会の皆様の深掘りの施策が検討されるかよく分からないところでございますが、十分そこらへんも、今、議会のほうからのご意見もあるようでございますので、そこらへんの部分については、審議をしていただければというふうに、私としては思うところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、最後の要旨に入ります。持続可能な自治体経営と地域づくりということです。前回、高橋議員からSDGsの話があった関連にもなります。第2期総合戦略に向けたアンケート結果で、住民の関心の低さが分かりました。回答率は全体で34パーセント、15歳から18歳が23パーセントほどです。

そこで担当課に伺います。アンケート調査の回答率が低かったことをどう分析していますか。

○企画観光課長（本山りか君） 一応回答率の低さは、町民の方のまちづくりに関する関心度、これについてが若干やはり低いのかなというのも正直感じております。

○2番（椎葉弘樹君） じゃあ、まちづくりに関心度が低いのはなぜなのかといったところもあるわけですが、私は一つの要因に、このアンケートの取り方にも課題があるのではないかと考えております。

今回、第2期総合戦略に向けたアンケートの設問数は70近くありました。この70の答えを回答するのは、非常に大変です。もう見ただけで回答したくないなという思いが、私も実際に回答した側としては思ったところです。

また、ホームページのほうでアンケート結果が公表されております。ただし、そのアンケート結果も88ページに及びます。この88ページの回答をどう見ればいいのか。アンケートの基本は、最小の質問で最大の効果を上げることに尽きます。回答者のターゲットや目的を絞って、住民の考えをピンポイントで問うような工夫が必要かと思われれます。第1期総合戦略におけるパブリックコメントは、わずかに2件でした。住民の関心が低いというよりは、パブリックコメントを求める方法にも課題があるのではないかと思います。

そこで担当課に伺います。第2期総合戦略のパブリックコメントは、どのような手法で行う考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） まずはですね、旬報におきまして町民の方にパブリックコメントの実施についてをお知らせをいたします。その上で、町のホームページに掲載をいたしますとともに、そのホームページを当然ご覧になれない方もいらっしゃるかと思いますので、その方々に向けましては、こちらからご案内をして、その方のご要望に沿えるようなかたちでお知らせをしたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） やはり、前回のようなコメント2件というのは寂しい感じがあり

ます。したがって、今課長が答弁されたものにプラスして提案したいのは、例えば、商工会であったり、JAさんであったり、関連組織の方々にもコメントをいただけないでしょうかというところをお願いをするのも一つの手かなというふうに思っておりますので、そういう考え方もあると思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃったような団体等がですね、引き受けていただくならば大いに結構かというふうに思っておりますので、そういうお答えいただきましたことについては、最大限尊重したいというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

○2番（椎葉弘樹君） あと、策定に関してですが、第2期総合戦略の策定委託料が506万円でした。担当課に伺います。外部コンサルタントに頼らず、総合戦略や総合計画を策定することはできなかったのでしょうか。お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） コンサルに今回委託をしたんですけども、その大きな理由が2つございまして、1つは、やはりこういった人口の分析ですね、こういったことがなかなか専門的知見が低くて、私どもではちょっと無理だったなというところが1つです。

2つ目が、アンケートの実施につきましても、やはり前回のアンケートの内容とかを見まして、それに応じたところの策定、それから今回の戦略の策定の内容を新しく加味したところ、そういったことを含み併せまして、設問数も多いということでありましたが、そういった内容でなかなかそれをやる手法、それと、あとは分析の手法、そういったところが通常業務の中で、なかなか成しえなかったということがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 例えば、人口の正しい把握、これも社人研さんのデータ等を見ますと、ある程度把握できます。また、人口減少の要因は、若者定住が減少していることにありますので、そういう要因に基づく調査さえすればいいのかなというふうに思いました。

また、アンケート調査もターゲットングができていれば、設問数も少なく、シンプルなアンケートでできますので、そこもそんなに時間がかかる部分ではないのかなと考えています。それよりも、できれば、コンサルタントが必要であれば、町内で経営コンサルができる人を育成して、そこに500万円を町内所得として循環させる、要は町内にそういうコンサルタントを作っていく、そういった考え方もあるのかなと思っております。

そもそもですけど、500万円が自分のお金だったとします。その500万円を皆さんが経営者だったら、計画を作ることに使いますか、それとも実行するほうに使いますかと言ったら、私は実行するほうに大きくウエイトを置いて使うと思います。それは多分多くの経営者の方がそうなるのではないかと、計画も大事なんですけど、実行するほうにもっと

使っていただきたいという思いがあります。要は、これからの行政マンにとっては、経営者の視点というのがとても重要になってくると考えています。

そこで町長に改めて伺いますが、今後その外部コンサルタントに頼らず、総合戦略や総合計画を策定する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、企画観光課長から答弁しましたとおりでございますけども、人、それから時間、手間を判断いたしまして、平成31年度当初予算でご審議いただきまして、予算を可決いただいたという経緯もございます。ただ、今おっしゃるように、今後の各種計画につきましても、ご指摘の部分も検討しなくてはいけないかなというふうに思うんですけども、やはり最終的には、人間と時間と手間、ここらへんを判断させていただきながら前に進むと、検討させていただき前に進むというふうなところなのかなというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 行政側から、よくマンパワー不足で対応できないとか、財政が厳しいという言葉を目にします。先日の厚生文教常任委員会の調査におきましても、職員のマンパワー不足であったり、財政状況を見ながらとか、少子化の様子を見ながらという答弁がありました。計画や事業がてんこ盛りになりますと、第1期総合戦略のように担当課はその検証や対応に追われ、財源も、担当課も、町も疲弊します。町で作り出した事業を、行政が維持管理するから余計に忙しくなるわけです。これからは、自治体運営ではなく自治体経営の意識が必要かと思われまます。持続可能な自治体経営や地域づくりを目指すには、住民主体とコスト意識、そして何より、職員と住民のチャレンジ精神が必要です。

そこで町長に伺います。第2期総合戦略の施策の一つとして、徹底した行財政改革を追加する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今のご質問の内容は、今回の総合戦略の中に、行財政の視点も盛り込むべきではないかというふうにちょっと私捉えたところでございますが、私としても、議員のおっしゃることはもっともでございますので、その部分、どれだけのボリュームになるかはちょっと別にいたしましても、人口減少に伴います、先ほどから議員おっしゃっている、生産人口の年齢とともに税収が減るわけでございますので、この行革の部分としては、やはり盛り込むべきかなというふうには思う次第でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 私は、この2期目の総合戦略というのは、町の最重要課題を取り扱う戦略だと思っておりますので、是非前向きにご検討いただきたいと思います。

あと、先ほど説明しました配付資料の5ページにあります若者世代の移住定住、このイメージについては、個人的にSDGsというものを学び、持続可能な地域づくりとして、第2期総合戦略を当てはめたイメージになっています。これは私なりに考えたイメージでございます。若者定住と住民主体をターゲットにして、関連性をイメージ化するだけで課題が明確になってきます。

実は平成20年3月、10年前のことですが、本町においてもまちづくり講演会というのが開催されました。演題は「農・林・商・観光業の健康増進サービス産業化」です。実は、このときから本町は、人口減少、少子高齢化に対する持続可能な地域社会の構築を目指しておられました。全国知事会では、11月11日、総合戦略に関して国への緊急提言をされました。SDGsやSociety 5.0等の新しい時代の流れを力にして立ち向かっていく決意が示されています。

そこで町長に伺います。持続可能な地域づくりを目指すため、総合戦略に自治体SDGsあるいはSociety 5.0の視点も追加していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 施策によりましては、そのSDGsですか、の部分につきまして盛り込ませていただきまして、それによって今回の施策を築かせていただいているところがあるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先日、本山課長も何かバッチのようなものにSDGsのバッチを付けられていました。恐らくSDGsの意識もあるんだろうなというところで見ているところですので、是非この総合戦略第2期におきましては、国、県の動向と同期を取られまして積極的に取り組んでいただければと思うところです。

最後になります。質問はもう終わりますが、第2期総合戦略は、町の生き残りをかけた重要な戦略です。住民主体、特に若者の考えを取り入れ、自分たちの町は自分たちで作る未来創造を目指していきましょう。とにかく、前例主義から脱却しましょう。そして、持続可能な自治体経営と地域づくりを目指していきましょうということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、第2期総合戦略への緊急提言という椎葉議員の一般質問が終わりました。これから関連質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 椎葉議員の関連質問をいたします。人口ビジョンの将来展望の中で、まちづくりに関する町民意識調査のアンケートをこの前取られております。その中で、湯前町が活性化していくために必要なことについて、町民から意見を求められております。その中で4つほどありますけれども、その3つがですね、やはり1つ、町の魅力をもっと増やしてほしい、それから2番目に湯前町が活性化するためには若い人の雇用を増やす必要があると思います。また、湯前町に住みながら、球磨郡内で働く、若い人を増やすための住まいをやはり増やすべきだと思います。そのために湯前町にある空き家の改修や、公共事業を増やされれば良いと思います。3番目に、若者が集まるようなスポットやイベントを開いてください。というような3つ、私のほうでちょっと抜粋したんですけども、以上の意見がありました。町民の方からの意見でございます。この意見につきまして、町長のコメントを求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 大変にたくさんのご意見をいただいております、羅列したとこ

ろを、私も一応見せていただいたんですけども、その中で可能な部分につきましては、咀嚼もしておるところでございますし、できない部分もあるわけでございますが、そこらへんは優先順位を付けながら、可能な限り実現化に向かって行っていきたいというふうに思っている次第でございます。

○1番（遠坂道太君） やはり、今後このようなアンケートを取られていかれると思いませんけれども、こういう町民からの意見もあった場合、やはり旬報あたりに、そういうコメントあたりも記載して、するべきではないかというふうに思っております。それにつきまして、どのように思っているのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今ホームページ上にはですね、今議員がおっしゃいました部分につきまして、ある程度まとめたところで、こういうご意見がありましたというのは出しているそうでございますので、たくさん意見がございまして、非常に長い文章もあれば、短い部分もあったりということでございますので、そういう表記はされておることをご理解いただければというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、第2期総合戦略への緊急提言についての椎葉議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時16分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。日程第5、一般質問の途中です。

一つ、住宅地や道路周辺の立木対策について、金子議員の質問を許します。

○6番（金子光喜君） お許しをいただきまして、質問をさせていただきます。私は、通告しておりました、一つ、住宅地や道路周辺の立木対策、一つ、町財政の見通しについて、この2点を質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日最後の質問となりますので、元気にまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず初めに、住宅地や道路周辺の立木対策についてお伺いさせていただきます。要旨1の、住宅地や道沿いの立木の危険性についてですが、先日浅鹿野地区で立木の太枝が折れて、電話線や本町の光ケーブルを切断、民家の屋根に落ち、家屋を破壊するという報告がありました。幸い人的な被害はなかったものの、光ケーブルの切断と家屋については損壊があったということで、非常に残念に思っております。金銭的にもそれなりの被害額となったと思いますが、またその対応についてですね、どうされたのかお伺いさせていただきます。

ます。初動でありましたり、かかった費用、最終的にはどうなったのかということ、ご答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 先の8月24日の明け方、朝6時だったと思います。町長から私のほうに連絡があって、町長のほうには浅鹿野区の町道杳川線で倒木があったということで道を塞いでいる状況だということで電話連絡ございました。現場に私と担当のほう向かったところでございますけれども、現場ではN T T電線にのせてある電話線とともに、町の光ケーブルも断線した状況でございます。光ケーブルの切断より上位のほうに住まれる住民世帯につながるI P告知端末の放送、あと光インターネットと、そちらのほうは山沿いでしたので、地デジの難視聴世帯も数軒ございましたので、一刻も早くこの復旧のほうを早くしたいと、早急にやってしまいたいということで、そのときの役場側の対応としては、すぐに電気業者のほうに依頼をして、倒木状況を避けたかたちで光ケーブルの復旧ができないかという相談をしたところでございます。

また同時に、倒木によって町道の杳川線を塞ぐかたちでございましたので、早急に車の通行を可能にさせたいということと、民家のほうにも一部その枝が屋根のほうに損傷を与えているということで、まずはこの倒木の除去処理を先に行ったということでございまして、その後予算が伴いますものですから、9月の議会のほうでこの部分の補正をお願いしたところでございました。実際の費用としては、光ケーブルの修理で20万5,000円ほど、倒木除去のほうで20万円程度かかったところでございます。

○6番（金子光喜君） あの、テレビが見られなかったということも含まれているかと思えますけれども、結局20万円と20万円、約40万円の費用がかかったということですが、その費用については、町のほうで全て見られたということによろしいんでしょうかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） この費用については、情報通信管理費のほうで、修繕費のほうで、いま現在町のほうで見ているという状況でございます。その費用については、今、町村会の共済のほうに、光ケーブルのほうは加入しておりますので、こういったケースが支払いの対象になるかどうかというのを確認しているところでございます。

○6番（金子光喜君） それは光ケーブルの20万円ですよ。除去に必要、撤去に必要だった20万円というのは、また別だと思えますけれども、結局町村会のほうで検討されて適用になったときでも20万円は払われるわけですが、残りの撤去に必要であった20万円については、町の持ち出しということになるのでしょうか、回答を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 今、議員おっしゃられましたように、説明不足だったんですけども、光ケーブル部分の修繕に要するところだけの共済に該当するかどうかというのを確認しているところでございます。倒木の除去についての撤去費用等については、この共済に含まれてないところでございます。

○6番（金子光喜君） 町のほうの対応がしっかりしていたということで、当面、被害を受けられた周辺住民の方、テレビが見られないであったり、町の告知端末がつかないであったりということに関しては、しっかり対応いただいたのは良かったかなと思いますし、倒木の除去をしていただいて、通行が可能になったということに関しては、非常に初動としては、十分な対応ができたのかなと思います。家屋にも確か枝が落ちたということを知っておりますけれども、家屋の被害についてはどういう対応をされたのかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 個人の住宅のほうの屋根に枝による損傷があったということで、人的被害がなかったことが一番助かったことだと思います。所有者の方、また被害を受けられた方については、その補償関係については、当事者間で行うということになるのかなというところで、所有者の方にはその付近の手だて、修繕、そのかかった費用等々については、話し合いをされてくださいねということで、お願いをしたところでございます。

○6番（金子光喜君） この費用の負担とかに入りますと、なかなかいろいろな問題が出てきますので、この場で深く追求することは、このあたりにとどめときますけれども、実際、立木の管理責任ということに関しましては、その立木の土地の持ち主であったり、その木の管理されている持ち主の方の責任になるというのが一般的な考え方かなと思います。非常にそういうことになると、その責任の大きさというのを感じるわけですが、今言いましたように、本来であれば、全てその木の持ち主の方の管理責任ということになるのでしょうか。そのへんを確認させてください。

○建設水道課長（皆越克己君） 一般的な法的なことと申しますと、一般的には民法のほうが適用になっておりまして、それにつきましては、損害の発生が予想できないような甚大な自然災害等においては、瑕疵がない者に賠償責任を負わせることは酷であるというふうな考え方が基本的にありまして、もちろん前から危険であることが想定されて問題があったとかいう場合については、被害者が占有者又は所有者に対して損害賠償請求ができるというふうなことになっておりまして、基本的にはその瑕疵があったかどうかということが問題になるわけですが、一般的な自然災害等においては、その責任は問えないというふうなことが民法の中では規定されているところです。

○6番（金子光喜君） 建設水道課長のほうから民法の話がされまして、非常にお詳しいのかなということだと思っておりますけれども、ただですね、この場合しっかり心得てほしいと言いますか、確認させていただきたいのが、木の持ち主、その敷地の持ち主の方の管理の責任等にですね、大きなものがあるということを確認する必要があるということです。誰に責任があるのかと、結局そういうかたちになってしまうと、私の責任じゃありません、私の責任じゃありません、擦り付け合いになったときに、被害に遭われた方がも

しおられたときに非常に残念なかたちになってしまうと思います。それを未然に防ぐかたちを考える必要があるのかということが、今回の私の質問の一番大きなテーマであります。

行政の皆さんの中にも、これまでもそういった経験をされた方がおられると思います。自然災害であったり、いろんな不可抗力の中で被害に遭われた方がおられたときに、どういった対応をするのかということが難しかったと思いますけども、立木とか、木々に関しては、しっかりとした対応策と申しますか、町の心構えをしておく必要があると思っております。そういう意味で、この危険性とか対策の必要性とか、そういう意味での行政のトップとしての町長の今回の事故に関する見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 先ほど建設水道課長が言いましたんですけども、また繰り返しになるかもしれませんが、民法第233条におきますところでは、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に対して、その枝を切除させることができるというふうにうたわれております。加えまして、2項でございまして、隣地の竹木の根が、根がございまして、境界線を越えるときは、その根を切ることもできる、根は切ることができる、上のほうの枝葉関係につきましては、所有者の責任においてするというふうにございまして、ただ、道路上にもし出てきた場合については、詳しくまた建設水道課長から答弁があるかと思うんですが、実は建築限界というのがございまして、確か4メートル、4.5メートルだったと思うんですけども、この中におきます部分については、道路管理者として責任を問われる場合も実はあるということにございまして、そのへんについては、十分担当課のほうで、町道または農道等の管理をやっぴり十分行うべきものかなというふうには思っているところでございまして。

○建設水道課長（皆越克己君） 町長が申されました管理という面におきましては、事前的な予防という意味におきまして、毎年旬報等でお知らせをしておることではありますけれども、道路上にはみ出している樹木、竹林、伐採のお願いという形で、こういったチラシ等で、旬報にも同じような記事でお知らせをしておりますけれども、道路にかかっております樹木が、建築限界、高さ4.5メートル、歩道上におきましては2.5メートルという部分については、支障になりますよというふうなことでのお知らせと、境界におきましても、上部のほうは、支障の法律上の高さではないですけども、管理のほうはしっかり行っていただくというふうなことの基本的なお知らせということで、予防的な意味でのお知らせは行っているところでございます。

○6番（金子光喜君） 論点がずれないように、改めて確認させていただきますけれども、もし何かあったときに責任を取らなければならない人が出てくるわけです。そういうことがないような仕組みづくりをしっかりとしていかなければならないということ、今回

申し上げようと思っているわけでありまして、町内には至るところに住宅地や道路沿いに、なかなか手をつけられない大木と化した立木が散見されます。そのことは皆さんご承知かと思えます。先人の様々な思いの中で植えられたものもあります。また、いつの間にか生えてきて、そのまま大きくなったようなものもあるかと思えます。いろいろあるかと思えますが、住民が危険を感じる木や日当たりを大きく遮るような木も、できるだけ取り除けるものなら、取り除くのが必要ではないかと思えます。そういう対策が、是非必要だと思うわけです。しかし、現状ではなかなか、管理者が不明確であったり、また自宅の敷地と分かっていても、高齢でなかなかそこまで手がつけられなかったり、住宅や電線と隣接していて、切ろうと思ってもなかなか難しい条件下であるためにそのままになっているもの、その撤去についてはいろんな問題があって、撤去に至っていないというのが現状かと思えます。

そこで、質問の要旨2の伐採等の対応について、ここでお話しさせていただきたいと思いますが、まず伐採をしようと地域の方からの申し出とか、その方が危ないから切ろうと思われるか、いろんな状況があるかと思えますけども、そう思ったときに、その受け手となられる作業をされる方々ということに関しては、今何があるのかなということを考えたときに、シルバー人材センターの方々であったり、木を切るプロであります森林組合の方々、また町内の林業事業者さんが考えられるかなと私は思っているわけですけども、この間通告のときにお話ししとりましたので、担当課長そのへんは調査されておりますでしょうか、お伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 伐採する立木の大きさであったり、その立っている位置、例えば法面であったり、宅地内であったり、それからまた立木にあたっては、既に根腐れであったり、虫食いの状態であったり、また議員おっしゃるとおり電線等に支障があるような場合等が、いろいろ想定されます。また、そういうことで事前の伐採のための危険防止の処置も必要になる立木もあろうかと思えます。そしてまた、伐採にあたっては、クレーンであったり、高所作業車であったり、というふうなものも必要になってきますので、立木の処理にあたっては、そのほかの処理にあたっての運搬車も必要になってくるかということもあります。立木の伐採にあたりましては、議員もおっしゃられたことなんですけども、森林組合等である地域の林業事業体はその作業の受け手になろうかというふうに思っております。また、森林組合のほうにもお尋ねしましたがけれども、こういう案件があった場合には、相談に応じておりますし、そういう対応をした案件もあるということでした。

○6番（金子光喜君） 危険だなと思って、切ろうかなと思ったときに、受けていただく方々がおられるということは確認できたと思えます。森林組合さんのほうでも、引き受けた案件があるということでしたし、林業事業体さんのほうでもされていただく、ただもう

一つあるのは、どれくらいの費用がかかるのかなということが大きいことになるのかなと思います。ネックになるのかなと思いますけども、そのへんの話は聞いておられませんか、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 立木の大きさであったり、先ほど申しましたとおり、機械等が必要になったり、いろんな場合がございます。あと、処理のほうの話にちょっと入っていきますけれども、処理にあたっては市場に出す場合というのもあるかと思えます。それぞれに条件等があるかと思えますので、森林組合さんにお尋ねしたところ、処理の費用等まで、機械も含めまして、処理する費用等までも一応見積りは行って、相談の相手方のほうには対応しているというふうなことでございました。

○6番（金子光喜君） 費用が発生しますし、処理というのが必要になってくるかと思えます。ただ切っただけでは、一步間違えますとただのごみになってしまう場合もありますし、都会であれば袋に入れてごみに出さなければならないというようなかたちになるのかもしれませんが、本町ではそういうことはしなくてもいいのかなと考えております。立派な木、杉とか檜とか材料に使えるような木であれば、森林組合さんのほうに買い取ってもらえるような流れもあるのかなと思えますし、ほとんどの木がそういうことがないかなと思えます。いわゆる材料にならないような、建築材料とかには使えないような木だと思いますけども、そういう場合は、本町はバイオマス用のチップを作る会社が町の誘致企業として入っておられるかと思っております。チップという形ですので、木の処理に関しては最適かなと思えます。そのチップの処理をしていただく会社のほうですけども、どういった対応ができるのかということ、先日も担当課長のほうに尋ねとってもらえんのかということでお話ししときましたけども、民間の方、町民の方が、例えば邪魔になる立木を切って、その立木の処分のために持って行くことが可能なのか、そして金額的にどれくらいになるのかということが、もし分かりましたらご答弁願います。

○農林振興課長（稲森一彦君） その木質バイオマスの処理をされる業者の方にちょっとお尋ねしました。受入れの条件といたしまして、伐採の場所、所有者、伐採をした人などの証明が必要というようなことでございました。また受入れにあたりましては、枝、葉、あと根株のほうは切り落としていただきたいと、あと立木の幹回り、10センチメートル程度で、5センチメートル以下は幹回りとしては受入れができない、10センチメートル以上で、1本の長さが50センチメートル以上で、受入れが可能な長さというふうなことでございました。あと、木質バイオとしての買取料金といたしましては、トン当たり4,000円で買い取るというようなことでございました。

○6番（金子光喜君） しっかり調査いただいてご回答いただいたわけですけども、しっかり引受けしていただけるような体制ができているのかなということを確認させていただきました。ちなみに、しかも4,000円という、トン当たりですね、そういう金額で

引き取っていただけるような対応ができるのであれば、例えば、立木を切って費用が発生しても、いくらかはそこで穴埋めすることができますし、バイオマス燃料を作り出す一つのきっかけにもなりますので、町のバイオマス事業の一つにもなるのかなと思います。今環境問題とか様々にお話しされておりますので、子どもたちへの環境問題への一つの定義にもなるのかなと思います。様々に今後の取組として、可能性があることかなと私自身感じているところです。

次に、作業の受け手と立木の処理と両方が揃ったわけですので、あとはその住民の方の背中を押していただくような行政の支援がそこであれば、もっとやりやすいのかなというところに行き着くのかなと思います。私、先日インターネットのほうで、立木処理に関する支援をしている自治体があるかもしれないと思って検索したわけですが、実際危険な立木を伐採して危険を撤去するという点に関しては、理解のある自治体がありました。そういうところの先進的な取組もございましたけども、担当課長はまだ調べておられないですかね、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） そういった行政からのサポートについては、郡内の町村にも1か所、私は知っていたんですけども、県下の自治体でそういった取組、または全国で同じような取組をしているかというのは、そこまではちょっと調査はしていませんが、郡内でもあるということの情報がありますので、その付近、また担当の、その自治体の担当にも詳しく聞いてみたいとは思っていたところでもございました。

○6番（金子光喜君） 要は、そういった危険な立木を放置せずに、きちんと住民の方がこの危険を取り除くために、この立木を切ろうと思われたときに、きちんと対応できるような仕組みづくりをする必要があるのではないかとということで話しているわけです。先ほども言いましたように、くどいようですが、切るところがあって、そしてその切った木を処理するところがあって、あとは背中を押してくれる自治体の経済的な支援があれば、意外とうまくいくのではないかと思うところです。金額に関しては、その場、その場、ケースバイケースで違う部分もあるかもしれませんが、危険があって、それを除去するということは、自治体の大きな役目だと思います。もし、今回の事故のようなかたちで、怪我をする方がいたり、本当に人的被害がなくて良かったと総務課長のほうも言われましたけれども、車の上に落ちたりとか、下手すると小さいお子様が歩いておられる上に、枝が落ちてくる可能性もあるわけです。そんなことを取り除く仕組みづくりはしっかりと考えていくべきではないかと思うところです。

町長はこれまでの私の質問の中で、ご理解いただけるよううなずき方をされておりましたので、いろんなお考えがあるのかと思いますけども、一連の質問の中で、もし現状、この対策について何らかの前向きな対応を検討をされているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 本町といたしましては、道路管理者という立場もございます。適切な管理を呼びかけるという部分もございます。ただ、その中で今ちょっと考えたんですけども、金子議員がおっしゃるような部分も確かにございますし、それから一番はやっぱり、不在所有者というんでしょうかね、そこらへんがやっぱり一番の課題なのかなと今思ったところでございました。当然管理者として、場合によっては、その責任を問われる可能性もございます。これからでございますけども、一応この電柱の所有者、光の部分につきましては、電柱のほうに本町が立てている光ファイバーもございますし、それから電柱の所有者でございます九電、それからNTT等とも、十分やっぱり連絡を取る必要があるんじゃないか、そして適時適切な対応をしていく必要があるのではないかなというふうに思ったところでございます。ただ、今回起きました部分につきましては、長雨等による、根本が腐れておったという部分もあろうかと思っておりますけども、風等によります、例えば、台風、長雨等による災害等も引き起こされた原因があるのかなというふうに思いますので、そういう場合については早急な対応をとる必要があるのではないかなというふうに思ったところでございます。

それと、今金子議員おっしゃっている部分につきましては、やはりこの支障木を本町の経費で、個人所有の竹木でございまして、これの伐採を行う経費の一部を補助するんだと、今総務課長に聞いたんですが、錦町さんが何かうたってあるそうでございますんで、ここらへんをちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。何せこれが、経費を持つというので、常態化するという部分もございますし、そこらへんも一部助成に関しては懸念するところがございますので、他の自治体等の参考例を調べさせていただければというふうに思った次第でございます。

○6番（金子光喜君） しっかりほかの自治体の対応なり現状の分析なり、あと住民の方のご意見なり、そういうことを収集しながらきちんと対応していただくことが一番重要ではないかと私は思っております。実際の現状の問題というのは、危険があるということをしかり町民の方に認識していただいて、その危険を除去するために、今実際されるのが、たまには道づくりといいますか、町民の方の共同作業の中でされる部分もあるかと思っております。そういったことでの対応もあるかと思っておりますし、いろいろ自治体、その地域の運営の中でされるかたちもあるかと思っております。いろんなかたちがある中で、町の背中を押すような施策といいますか、費用の補填というのがあることは大きな背中を押す要件になるのかなと思っておりますので、仕組みづくりということをしかりご検討いただくことが必要だと思います。2件目にこういう事件が起きて、もし人に被害が及ぼすようなことがある前に、きちんとした制度づくりというのを進めていただければと思うところです。

町長のほうからも前向きなご意見を伺いましたので、私のほうではしかり対応していただけるものということで今後の対応を期待したところで、次の質問に移らせていた

だきます。

○議長（倉本 豊君） 一つ、住宅地や道路周辺の立木対策について、金子議員の質問が終わりました。これから関連質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 今、金子議員のほうから、立木の伐採について質問をされましたけれども、私は生活圏の中での日照権の問題につきまして聞きたいと思います。町内におきましても、生活をする中で、木が邪魔になって一日中日が当たらないという意見があります。そういったかたちでの行政としての捉え方は、どういうふうに思っているのか、そのへんお答えを願いたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時51分

再開 午後2時54分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○建設水道課長（皆越克己君） ただいまの質問につきましては、一般的に相当いろんなケースバイケースといたしますか、広い範囲に渡る場合もあろうかと思ひまして、基本的には私が参考資料として持っておりますのが、法律Q&Aの中の民法に規定してある境界線うんぬんとか、そういう部分の例の参考資料になるわけですがけれども、基本的に民法問題といたしますのは、個人対個人というところでありまして、その関係者の方々の話し合いといたしますか、そういう部分が基本的に前提としてあったところで、それで解決ができないときには、専門家、弁護士なり司法書士の専門家に相談していただきたいというふうなことでの、ざっくりとして一般的なことの回答にはなろうかと思ひますけれども、基本的にはそのようなことで、民法にのっとったところでケースバイケースに応じて、個人対個人の中での協議、話し合いをしていただくことが第一義になってくるのかなというふうなことを思っております。ちょっと専門的な部分で、間違った認識になる部分もあろうかと思ひますけれども、そのようなことで基本的には考えております。

○1番（遠坂道太君） 私が日照権と言ったのは、やはり今地区でもあると思ひますけれども、木が生えていて一日中日が当たらないと、そこで個人の人の山の陰で日が当たらないため洗濯しても乾かないし、冬場だったら氷が張って一日中溶けないとか、そういうふうなところにいらっしゃるわけですね。そういう方に対して、そのお方が個人のどこの山だろうかとか聞かれたとき、誰々と直接は言いきらないので、行政からでも言ってほしいなというふうなかたちができないものかということで、私はお尋ねしたところがございます。そのあたりでどのように考えがあるか、そういう指導というか、ご助言をしていた

だけなのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、行政で規定してある部分につきましては、もちろん行政のほうで対応できる部分ということで、対応しなければならないと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、民法の中での個人対個人の問題というふうなことが基本的に前提にあると思いますので、その中で基本的に解決していただくべき問題であろうかなというふうなことは思っております。問い合わせ等があった場合についての個人情報への扱いもありますので、そのあたりも慎重に対応すべきことかなと行政的には思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 私から、町道の上に危険な木が垂れ下がっていたときのケースを想定して質問します。これが本当に危険性、緊急度が高くて、ただ町外の方が所有されていてなかなか連絡が取れない、先ほど町長が言われた不在の件もあるんですが、その連絡がつかない場合の町の対応というのは、今どのように対応されているのかについてお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 基本的にはその状況を現場確認いたしまして、その所有者の方を探しまして、関係者、管理者の方を探して連絡するようにすることが、第一義になってまいります。それで、どうしても不明であって、また現場のほうで、もう相当な危険であるというふうなことでの応急的な対応が必要であった場合につきましては、支障を除去するために、こちらのほうで切るなり、そういったことの対応になってくるのかなと思っております。台風等で風が吹いたあとにそういった状況に陥っていると、通行の支障になるとかそういった場合とかは、そのようなことでの現場対応はさせていただいております。

○2番（椎葉弘樹君） どうしても対応できないときには、あと危険性が高いとか、そういうときには、町の判断で切るということなんですが、それは今、条例等で、規定等はされているのでしょうか。私、以前所有者が遠方にいらっしゃって、連絡がつくのに3週間かかった例がありました。それで、対応が3週間遅れたというケースがあったもんですから、お尋ねしております。町は何に基づいて対応しているのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 道路に関する規定の中で、道路に関する禁止行為等の、道路法第43条の規定については、何人も道路に関し左に掲げる行為をしてはならない、みだりに道路を損傷し、又は汚損すること、みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること、というふうなこと、関連規定等がありまして、これに基づいて行っております。正にその危険性が目の前にある場合について、その危険性除去については、当然それを排除するといえますか、それに対応するというふうなことで、基本的に現在まで行ってきているところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 次の項目に入る前に、休憩に入りたいと思います。

-----○-----

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○建設水道課長（皆越克己君） 先ほどの椎葉議員の答弁の中で、ちょっと補足事項がありまして、その分について答弁をさせていただきます。当初、道路法第43条の規定という部分がありまして、それと併せまして、民法に規定してあります、他人のものから生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合については、緊急避難ということで、できる解釈の部分で対応をしているところであります。

○議長（倉本 豊君） それでは、一つ、町財政の見通しについて、金子議員の質問を許します。

○6番（金子光喜君） 先ほどの私の質問の中で、様々に波及がありまして、いろんな部分で考え直したり、見直したりする部分が多いのかなということを感じたところです。今後も、しっかり私のほうでも検証しながら、対策については、再度質問する場を設ける流れに持っていきたいと思っておりますので、そういうかたちで対応させていただければと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。一つ、町財政の見通し、今後の財政運営をどう考えるかということについて、質問させていただきます。

これまで多くの質問を、私自身してきたわけですが、財政については初めての質問になるのかなと思います。詳しい分野というわけではありませんけれども、先般の決算報告の中でも、経常収支比率が99.0パーセントということで報告がっております。近年、最も高い数値ということでして、決算の審査意見書を見ても、財政構造の弾力性が失われているということで記述がございました。長谷町政に変わりました、新たな取組も様々に検討されることと思っておりますけれども、今後予測される人件費の高騰等の問題や行政施設の老朽化等々、不安材料ばかりが目立っております。行政経験、とりわけ財政にも精通された町長でございますので、しっかりと対応されることとは思いますが、現状どう考えておられるかということをお伺いさせていただきます。

○町長（長谷和人君） 平成30年度の決算をちょっと私見たところでございますけれども、平成30年度の実質収支額、これが1億6,600万円ほどになっておりまして、これから平成29年度の実質収支額、これが2億5,100万円でございます。これを差し引きました単年度収入額、実はマイナス8,500万円になっているところでございま

す。赤字決算、単年度によります赤字決算となっているところでございます。皆さんもご存知でございますけども、財政健全化の指標を示します4指標でございますけども、こちらにも実質赤字比率、連結実質赤字比率、黒字でございます、加えまして、今度の実質公債費比率、これが3.8パーセント、それから将来負担比率については、0パーセントということで、いずれも健全化の判断基準については下回っているということで、この分野からいきますと、健全であるという結果を見ているところでございます。

ただ、今金子議員がおっしゃいましたように、財政の柔軟性を示しますこの経常収支比率、これが5ポイント増加しまして99パーセントというふうになっているところでございます。それから私、ちょっともう一つ、実は平成30年度の決算を見ましたときに気づきましたのが、財政調整基金でございます。毎年大体7,000万円程度、当初予算の段階で、この財政調整基金から切り崩しまして、それに充てていると。で、年度末近づくによって、12月または3月ごろ財政調整基金を戻しているというふうな状況で、ずっとこれまではこのやり方、手法で来たところでございます。私の総務課長時代も、この方法でやってきておりまして、今年度も実は財政調整基金を組ませていただきまして、当初予算を組んでいるところでございます。実は平成30年度、3,500万円財政調整基金、戻っておりません。食っているような状況でございます。結果的にこの分が、財政調整基金が減っているということでございます。何を言いたいかという、この財政調整基金を一旦、食べ始めますと、今年度止まればいいんですけども、要するに定期預金を毎年食っていくということになると、これ枯渇する原因になってくるということでございます。やり繰りをする以上、どうしてもそういうふうなことで、定期預金を食っていかななくては行けないと、これが一番怖いところでございます。経常収支比率が高くて弾力がないところでございますので、ある程度のまちづくりは可能でございます。そのためには、例えば、新しくまんが美術館を建設するとかという場合につきましては、いわゆる町債、過疎債等を借ればいいわけでございますけども、その分だけ今度は起債の制限比率あたりが高くなってくると、そういうふうなところになるところでございます。

私としては、一番困るのは、先ほどから一般質問等もございまして、まずはすべきところはやっぱり長寿命化、今の公共施設あたりの部分の中で長寿命化を図って、可能な限りやっぱり長く今の施設を、既存の建物を延ばすというところが一番ベターなのかと、その分については、当然修繕に必要な財源等も必要になってきますし、当然やっぱり有利な起債を借るべきか、または補助金、交付金があれば、そこらへんも利用すべきなのかというふうに思っております、私もいろんなことを実は考えておるんですけども、そこを見ましたときになかなかやっぱり一歩踏み出せないところが、実はその部分を察しておるところでございますので、このへんは慎重に対応しながら財政運営を行っていかねばならないと。

来年度につきましては、全協でもお知らせしたように、会計年度任用職員でございましたか、この分についても、あくまでもまさらかな自己財源という部分がございますので、これは町村会あたり、それから上京しました折に、これ何とか地方交付税に上乗せしてくれないだろうか、そんなお話も実はしているんですけども、そこらへんも併せまして、今そういう場面として捉えておるといことで、お答えさせていただければというふうに思っているところでございます。

○6番（金子光喜君） さすがに、長い間財政部門を担当されたという経験が、今の答弁に生きているのかなと感じたところであります。先ほどの一般質問、2番議員のほうから自治体経営という言葉も出ております。しっかり今後も財政のことも頭に置きながらしていく必要があるのかなということも、感じたところです。議員という立場というのは、意外と新しい支出をお願いするような流れが多いわけですけども、それと別に、同じく町を運営していく側の一人だと思っておりますので、しっかりとした財政運営というのを見極めていく必要があるのかなと、私自身も思っているところです。

金庫番として、総務課長がおられるわけです。この場合、総務課長にご意見をお伺いしないのも失礼かなと思いますので、ご答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 町長のほうが、現在の財政状況、また今後の方針のほうも話されましたので、いま現在、県下のほうで、ほかの町村も含めたところでちょっとお話しさせていただきますと、県下の単純平均でございますが92.4パーセントです、經常収支比率がですね。平成26年度、5年前は88.6パーセントでしたので、県下各町村とも悪化の傾向ということで、本町を含む45団体の内、32団体が悪化しているというところでございます。經常収支比率99パーセントというのは、南小国町さんも含めて、私ども湯前町と同じですが、その次が南阿蘇村さんの97.4パーセント、芦北町が94.7パーセントということでございます。ほかの町村も悪化しているから安心しているわけでは決してございません。これは、地方交付税に半分以上を、歳入を頼っている本町としては、今後その増減の動きに大変不安を抱いているところでございます。来年度は、国勢調査の年でございますので、人口減が止まっていない湯前町にとっては、その交付税算定の基礎の数値にかなり影響がしてくるのかなと危惧しているところでございますが、今後長寿命化を図るとい学校にしる、ほかの公共施設にしる、出てまいりますので、大型の事業を抱えているわけでございます。御大師堂の復元工事も控えております。そういった大型工事には、やはり国、県の補助と、有利な地方債を借りるといところで一般財源は極力減らすというスタンスで、何事の事業にも取り組んでいきたいと財政側は思っております。

また、起債を借りたときには、3年後には償還が必ず始まるということでございますので、今年のいろいろな改修も含めまして、大型の事業、プロジェクトに要した起債を考え

たところで申しますと、やはりその借り方、償還の仕方を長期的に見ながら、事業の選択をしていかなければいけないと思っております。それには先送り等々もあろうかと思っております。それについては、有利な国、県補助をやはり見つけながら、これに当たるといふことで考えております。

また、令和2年度の予算編成のほうにも、職員のほうには歳入あつての歳出と、町長も申されますが、それを基本的に置いて歳出の組立てをしっかりとやろうよというところで、申し伝えておるところでございます。また、会計年度任用職員についても、人件費が上がるというところを予想して、組み方を考えたい、雇用の方法を考えたいというところございまして、また町長からも国のほうに交付税措置の絶対なところをお願いされるというところでございますので、その付近の国の財政支援に期待したいというところもあります。

また、去年からも思っておりますが、補助金等々の見直しも、併せてしっかりとやらなければいけないと思っております。なかなか進んでいないのが申し訳なく思っております。ところでございまして、しっかりとここは組み立てていきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） 金庫番という言葉を使いましたが、実際、町の財政はしっかりと握っていただいている総務課長からですね、財政管理の意気込みをお聞きいたしまして、今回質問をした意味があったのかなと思つたところです。今後、政府の経済対策もかなり大きな額、報道では26兆円とかいう数字が踊つておりましたけども、しっかりと対応できるように町としても準備をしていく必要があると思っております。時々刻々と変わる時代の流れに適応した財政運営が図られることを心から願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。お世話になりました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、町財政の見通しについて、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。関連質問ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど町長のほうからは、長寿命化に力を入れたいということ、そして総務課長からは補助金の適正化も早くやりたいということがありました。

もう1点、公共施設の適正管理、マネジメントについてはどのように対応していく考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 平成29年に、町の公共施設等の総合管理計画を策定している中でございます。その中で、先ほど申しましたように、多くの公共施設については、長寿命化で行っていきたいというスタンスであります。マネジメントのほうで、どういった使い方をしていくかということでございますけども、それぞれの施設において、やはりこれまでの管理の方法、使用の方法等々も含めて考えていかなければならない、長寿命化と併せてその管理の方法、今後のですね、について、していかなければいけないのかなと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） その使い方の考え方においては、正に町の戦略というのが非常に大事になってくると思っております。先ほど総務課長からは、歳入あつての歳出ということでございましたが、私から言わせれば、戦略あつての歳入、歳出だと思っております。先にお金を考えてしまいますと、まちづくりに支障をきたす恐れがあります。是非戦略的に、こういう町を作りたいから、じゃあ予算とかどう考えていくのかという組立てをやっていただけないでしょうか。町長に伺います。

○町長（長谷和人君） ちょっとスタンスが違つかもしれませんが、私、財政の運営というのは、基本的にはやっぱり、入るを量る、入ってくる部分をちゃんと量って、出ずる、出るところを制すということが、私はスタンスではないかなというふうに思っております。これをしないとやっぱり、ある程度のまちづくりの基本方針なり、そこらへんの部分の策定としては、十分それは歳入を見ながらというふうな部分もあるうかと思えますけれども、あくまでも基本は歳入ということを私はスタンスとしては思っておるところでございます。

この、入るを量りて出ずるを制すというのは、実は二宮金次郎がしておりまして、日本航空のJALの再生を率いられました稲盛和夫さんも就任時に記者会見でうたっていらっしやるんですけども、こういうことをおっしゃっております。自己の能力を知り、それに応じた生活の限度を定めることで質素、儉約を旨とすると、そしてそれによって余剰を生み出すと、そしてその余剰で他人の苦難を救うと、これが刻苦精励しということで、家業に励み善行を積んで悪行はなさずというふうな言葉につながるということで、このように努力することによって、貧しい村も豊かになるというふうな例えを使ってお話をされておるところでございます。私はやっぱり、これが一番の原点かなというふうに思っております。少しニュアンスは違つかもしれんですけども、そういうところで私としては財政を担っていかなくてはいけないかなという思いで、答弁させていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、町財政の見通しについての関連質問を終わります。

以上で、本日子定した一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。ただいま、金子議員の一般質問が終了したところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、12月10日午前10時に開きます。

議事は、一般質問、条例改正等を予定しておりますので、ご参集願います。
本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後 3 時 3 6 分

第 2 号

1 2 月 1 0 日 (火)

令和元年第12回湯前町議会定例会

[第2号]

令和元年12月10日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	議案第51号	熊本県市町村総合事務組合規約の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第3	議案第52号	湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第53号	湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	高	橋		誠	会	計	管	愛	甲	正	之
税務町民課	長	堤	田	真	由	教	育	課	北	崎	真	介
保健福祉課	長	白	川	一	雄	建	設	水	皆	越	克	己
企画観光課	長	本	山	り	か	農	林	振	稻	森	一	彦
農業委員会事務局	長	吉	田	精	二							

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第12回湯前町議会定例会、2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。

一つ、人口減少対策について、高橋議員の質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の高橋一雄です。私は、通告しました二つの項目について、一般質問いたします。

まず、人口減少対策について、本町の取組を質問します。本町では、平成27年、西暦ならば2015年、つまり4年前に国の政策に従って、人口減少対策として人口ビジョンそして総合戦略を作りました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年には本町の人口は、1,627人まで減るだろうとされています。これは、どぎゃんかせんばいかんということで対策を立てたわけですが、4年前の想定と実際の人口の増減はどうか、まず質問いたします。

○企画観光課長（本山りか君） 実際の動向といたしましては、やはり想定よりもさらに減少の加速化が増しているというところになっております。

○7番（高橋一雄君） 人口ピラミッドの想定グラフでは、平成30年のところは数字は出ていませんけど、棒グラフのところでは、だいたい4,000人を切るかどうかというところだったと思いますが、答弁ではその想定をさらに上回って人口が減っているということで理解いたします。

町長に伺いたいと思います。昨日の同僚議員の一般質問でも、子育て支援のあり方について、町長の思いの一端を伺うことができました。私も視点を変えて質問いたします。長谷新町長は、ご自分のことだけを考えれば役場を退いて、元気なうちは農業をするなり趣味に打ち込むなど、悠悠自適な暮らしができたと思います。

しかし、長年行政の内側で町の様々な課題を知りながら、敢えて火中の栗を拾われた、本町の人口減少に対して、どのような危機感をお持ちなのか質問いたします。

○町長（長谷和人君） 皆さんおはようございます。今、高橋議員のほうのご質問に対して、答弁をさせていただくところでございます。

今回、総合戦略の計画の中で、人口減少に歯止めをかけるということで計画がなされたところでございますが、今、課長が答弁いたしましたように、さらにその人口減少が歯止めがかかっていないというふうな状況でございます。私が一番危惧いたしますのは、

町として村として、その人口が減少しました折に、どこの時点でいわゆる町、村が、どう言うでしょうかね、形成されて、そして存続が可能になってくるのか、そこらへんの部分が、ちょっと私としても、今、何人というふうなことは申し上げることができないところでございますが、その構成が成り立たない、村自体の存続の部分が非常に危機感として私としてはあるというところでございます。

○7番（高橋一雄君） 町長が持っておられる危機感を、私も共有して質問を続けたいと思います。私はIターン、Uターンの取組について通告していますが、本町の総合戦略では、例えば、人吉球磨の別の市町村から大都会に移り、そして湯前に移住してくるというJターンも含めておられて、U・I・Jターンという言葉になっていますから、私もそちらに合わせて質問したいと思います。

私は、かねてから子育て支援を国がしないなら町が独自に始めるべきだと、他の自治体の取組を紹介しながら求めてきました。国の取組を待っていたら、本町の未来はないと憂いたからです。第2期湯前町総合戦略では、子どもを安心して生み育てられる環境の整備が、新しい施策も含めて計画されていることを評価したいと思います。

しかし、本町で生まれ育ち暮らしている人だけ、あるいはUターンして帰ってきた人だけで町を存続させることはできないと考えます。本町にゆかりのなかった人のIターン、Jターンが重要だと考えます。現在の移住対策の環境整備について、まず簡単な説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） まずは、就業支援対策としまして、ハローワークと連携しましたジョブカフェ事業、または国、県との連携によります移住支援金支給制度の創設、それから地域おこし協力隊制度の活用などをやっております。

また、住宅確保支援策としまして、空き家バンク事業、住宅・空き家リフォーム補助事業をやっております。

さらには、移住前後の情報支援といたしまして、移住支援サイト「ゆのまえかじり」の運用ですとか、暮らしの便利帳の発刊、都市圏におきます移住相談会、町の魅力発信事業などをやっております。

○7番（高橋一雄君） 先日、新聞のほうで東京都内から地方に移住される方、これについて熊本県がプラットフォームになって、熊本県のほうに移住されるとその方に100万円が支給されるというニュースが出ていましたが、これも移住支援の一つと考えていいですか。

○企画観光課長（本山りか君） 今、議員申されたものにつきましては、熊本県と一緒にですね、本町が取り組んでおります移住支援事業になるかと思えます。

この事業につきましては、東京23区内に連続しまして5年以上在住または通勤されておりました方が、熊本県内の対象市町村、これは当町も含んでおります。に移住され

て就職または起業された場合、市町村が移住支援金を支給するものとなっております。本町におきましても、10月から要項等を整備しまして、施行をいたしているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 県とタイアップして、本町に人を呼び込む、移住していただく準備もされているということですが、私が東京都で働いている者として想定すると、やはり熊本県であるならば、阿蘇とか天草というのが最初に頭に浮かびますので、本当に湯前に移住してきていただきたいということで、きちんと準備して魅力を発信しなければ、地方移住を考察する際に何の湯前町に目をくれてくださることもないと思いますので、きちんと準備をして対応していただきたいと思います。

さて、第2期総合戦略の骨子案を議会のほうにも提出いただき拝見させていただきました。移住対策のターゲットが、若い世代だという印象を受けました。実際、昨日の担当課長の答弁でも、20代及び子どものいる30代世代だと説明されたと記憶しています。

しかし、私はこれでは本町の移住事例の成果が反映されていないし、全国の過疎自治体の移住の成功事例の教訓も活かされていないと思います。60歳代前後のいわゆる退職世代の移住の環境整備も積極的にやるべきではないでしょうか。土曜日の夕方のテレビ番組で、都会で仕事をしていた人が都会を離れ地方に移住して、それも生活が便利な地方都市などではなく、周りは山や田んぼだらけという地域で頑張っておられるのが放送されています。

本町でも、中高年の方の移住が地域を活性化しているのではないのでしょうか。その点についての認識を伺いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 議員おっしゃいますとおりですね、やはりそういったシニア世代の方の移住も実際湯前町におきましてもですね、あっております。その方々におきましても、やはりあの地域の中で色んな面でご活躍をされているものと認識しております。

○7番（高橋一雄君） 総合戦略のほうでは、若い世代にターゲットを絞り込むという戦略は戦略で結構ですが、実際のところはシニア世代の方の移住も本町にとっては大変な活力になっていると思います。まだ元気なうちは生産活動もされていますし、また湯前町で安心して終活をしていただけるような体制が整うことは、本町の医療や介護、福祉などでの雇用にも役立つと思いますので、そのシニア世代、退職世代の移住にも今後とも取り組んでいただきたいと思います。

三番目の質問として、企画観光課の体制強化はどうかと提案しています。これは私自身、これだという自分なりの答えをまだ模索している途中ですので、とりあえず体制強化という言葉を使わせていただきます。企画観光課は、元々は総務課の仕事の一部と、

産業振興課の仕事の一部を併せて一つの部署として独立させました。平成16年以来、国から求められた集中改革プランの中で、役場全体のマンパワーが慢性的に不足していると指摘されている中で、あえて課を一つ増やすことを前町政で決断され、そしてそれを議会も認めました。成果も出していると思います。

私は、ふるさと納税で町の独自財源を作り出すことに体制強化を求めました。今回は、移住対策に力を入れることは本町の未来の死活問題だと考えます。ダブルで体制強化が必要だと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 企画観光課の業務の一つといたしまして、ふるさと納税制度を利用しました、いわゆる納税制度の中でのお話をまず冒頭させていただきたいところでございますけども、昨年度そのふるさと納税制度、実は大きく内容が変更されまして、納税額が大幅に落ち込んだところでございます。

これは、議員ご存じのとおり返礼品のいわゆる見直しが必要になったということで、昨年度は企画観光課の職員につきましては、その変更手続きが大変大きな要因となって納税額が落ち込んでおるというところもございます。加えまして、他の自治体におきましても、ポータルサイトを利用しました参加自治体が非常に増えまして、埋もれているという表現でいいのでしょうか、そういうところもあるところでございます。

現在、このふるさと納税関連につきましては、新しいポータルサイトを立ち上げまして、係から聞いたんですけども、1月には立ち上げるというふうな話でございます。加えまして、このサイト上のマーケティングでございますね、要するに分析あたりも含めてでございますけども、新たな事業者の開拓、加えまして既存商品の磨き上げ、そして新商品の開発、その中で特に球磨牛の肉が人気がございますけども、ここらへんが各町村からと同じく共通するところがあるということで、発注者による事業者の対応人員不足というところが要因となって、非常に支障をきたしているというところも聞いたところでございました。

今、ご指摘ございましたように、移住対策も含めて重要なセクションにあるのが企画観光課ではないかというふうなお話でございます。私としても、その要因も十分これから分析を行っていかなくてはいけないかなというふうに思っているんですが、これも前ご質問があったと思っているんですけども、地域おこし協力隊の募集についても随時行っておるところでございますが、なかなかヒットしていないというところもございます。加えまして、専従職員の任用というふうなこともあろうかというふうに思っておるところでございますが、現在の職員体制、加えまして、今行っております職員採用との状況等も確認し、その体制につきましてははですね、今後思案しながらいきたいというふうに私としては今のところは思っている次第でございます。

○7番（高橋一雄君） 私は、他の部署も含めて職員全員が全体の奉仕者として、町民

のために頑張ってくれていることは重々承知しています。その上で、募集をかけても来ませんでした、頑張ってみただけでも駄目でした、ということも放置していれば、町が緩やかに消滅していきます。

ひょっとしたら私たちの思考概念を、発想を転換して、次の手を打つことも必要なかもしれません。町長と共有する危機感を持って、これから私も知恵を絞っていくことを表明して、この質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、人口減少対策について、高橋議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） U・Iターンの関連で質問をしたいと思います。私も15年前にUターンをして戻ってまいりました。そのときの理由としましては、やはり長男だから家、家族を守らなくちゃいけないというところが一点、そしてもう一点が子育てを湯前町でやりたいということの二点でございました。

本町にもU・Iターンをされた方たくさんいらっしゃいますので、そういう人たちの声を集めてはいかがでしょうか。町長に伺います。

○町長（長谷和人君） サイトによってですね、今後そこらへんのご意見、今も現況そこらへんは聞いておるといふような現状でございますので、「ゆのまえかじり」でそういうふうにしてあるそうでございますので、さらにまだ必要であればまた延長しながらでもですね、やっていかなくちゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今、町長から情報は収集しているということでしたが、私も聞かれていませんし、たぶんもっとU・Iターンした人は多くいると思いますので、幅広く情報を収集して現状の分析をしっかりとしていくことが、次の対応策につながっていくのではないかと考えております。

もう一点ですけど、企画観光課の体制なんですけど、これ平成25年からずっと提案してきて、平成30年度に企画観光課が誕生しました。ただ、そこに観光という分野がくっついてきました。本町はこれから総合戦略等本格的に取り組んでいく場合、やはり企画に特化して取り組んでいったほうが、もっと人口減少対策等に有効ではないかと考えておりますが、町長の見解はいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 企画から観光を外せという単純なお話かなというふうに思っているところでございますけども、どこに観光を別に持ってくるかというのは別にいたしましても、あくまでもその企画の中に加えて、イベント等も実は入っているわけですね、企画の中にですね、そういうふうな意味合いから企画観光というふうに私としてはなっただけではなかろうかなというふうに思っておりますので、現状も見据えながらですね、将来的に今ご意見いただきましたので、そこらへんを見ながらですね、どうして

もその運用が難しいというふうな局面になりましたら、私としても今のご意見を伺いながら体制の再編というのもあり得るのかなというふうに、私としては今思った次第でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、人口減少対策についての関連質問を終わります。

次に、一つ、ジェンダー教育について、高橋議員の質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 次に、ジェンダー教育について質問します。私は9月議会で、性的少数者の成人、児童、生徒の人権を守っていくために、行政や教育現場での取組について一般質問をしました。9月議会の会議録ができて、自分の質問を勉強し直してみると、全ての人の人権にかかわる性的志向、性自認を意味するSOGI（ソジ）という言葉、またSDGsの中の5番目の目標であるジェンダー平等という言葉のほうが、少数者ばかりでなく全体の人の人権を守る言葉として現在広がっていることを知り、今後はLGBTではなくSOGIやジェンダーという言葉のほうを使っていきたいと思いません。

そこで、教育長のほうにジェンダー教育について、質問通告を出しています。ジェンダーという言葉も複雑ですが、簡単に訳せば男女平等という考えだと思います。昭和20年以後の学校教育は、男女共学、男女平等を当然のこととして文部省が先頭に立って進めてきたと思いますが、現在放送されている朝の連続ドラマの中では、昭和30年頃になっても父親が女には学問はいらんと発言していました。長年教育に携わってこられた教育長においては、ジェンダー教育をどういうものとして認識されているか、まずお伺いします。

○教育長（中村富人君） ジェンダー教育についてのご質問でございました。9月についても、今、高橋議員のほうからまとめていただきましたが、私なりにまとめてみますと、9月の議会はLGBT、いわゆる体の性と心の性の不一致に関する人権問題についてでございまして、これは大人につきますと、いわゆる学校教育とはLGBT離れますので、学校で扱います性的な少数者について、この人権について回答したところでございます。

今回はジェンダーというところでの問題でございましたが、今、ジェンダーについては男女平等、それから男女共学とか、そういうことでご提案がございましたが、一般的にはですね、このジェンダー教育については、いわゆる先ほど申し上げました生物的な性差ではなくて、後天的な社会的、あるいは文化的な性にかかわる問題、そういうのをジェンダーというふうに捉えております。このジェンダー教育につきましては、25年

ほど前から現場のほうにも入ってまいりまして、ほんとに大きく変わってまいりました。いわゆる男らしさとか女らしさとか、そういうことが男らしさ女らしさではなくて、人間らしさとかそういう観点から教育ということで教育現場では進んでおります。

そもそもこのジェンダー教育について、これ背景を考えていきますと、戦前の家父長制度とか、あるいは男尊女卑のそういう風潮等が根源にあるように思います。私自身も、私は祖父母と同居しながら育ちましたので、祖父母の影響、いわゆる男らしさとか女らしさとか、そういうのをたくさん影響を受けております。小さい頃には、風呂に入るときには男から先に入らにゃいかんとか、そんな話もしておりましたし、ことあるごとに男らしさという話も聞いていたところがございます。

ただ、教育現場におりまして、先ほど申し上げましたようなジェンダー教育等を触れながら、私自身もそういう教育を受けてきたわけでございますが、そういう中でありましても、時折やはりこう自分の生育歴といいますか、そういうのが時折頭を出す場合もあります。その都度反省もしております。

現在、じゃあ学校教育ではどうかといいますと、議員の皆さん比較的高齢といいますか、経験を経ておられますので、学校で色んな行事を見られますと驚かれることが色々あると思うんです。私自身でさえ、教育現場にいながらあります。例えば、私が教職に就いた頃に比べますと、ランドセルの色なんていうのは男は黒、女は赤でしたが、今は様々な色がありまして、これは男だから女だからとか、そういうことはもう当然ございません。また、行事の中でも、運動会におきましても、当時は応援団のリーダーていうのは男の子がやるのがだいたい当たり前でしたが、これは女の子がやっても全く問題ないし、今は違和感なく溶け込んでいるというのか、そういうのもございます。また、生徒会とか児童会とかもございます。その役員についても、また同様のようになっております。私が教職を含めて反省しますときに、戦後教育の大きないわゆる成果というのは、このジェンダー教育にかかわるこの人権の問題ではないかと思えます。何度も申し上げますが、若い方ほどこのことについて当たり前、例えば若いご夫婦の方は男らしさ、女らしさで家事といった炊事とか洗濯といった、そういうものを難なく違和感なく夫側の方がされておられる、これはもう現実のとおりでございます。そういうふう大きく流れが変わってまいりまして、言わば問題は社会教育、教育委員会は学校教育、社会教育どちらも担当しておりますので、私が問題なのは社会教育における、いわゆるジェンダー教育ではないかと思うんです。これは、頭で分かっているてもなかなかですね、やっぱりつい態度に出てしまう、言葉に出てしまうということもあるのではないかと思うんです。そのことが課題ではないかと思えます。

なお、このジェンダー教育と言いますか、このジェンダーに関して留意することがいくつあると考えます。その一つはですね、いわゆる伝統的なものですね、あるいは文

化的な色んな行事等がありますが、それへのかかわり合いです。男らしさ女らしさではなくて人間らしさなんです、例えば数年前に、いわゆる土俵で市長さんが挨拶をしていて倒れて、看護師さんが、大相撲ですね、土俵に上がられたときにアナウンサーが上るのを制止したという、大きく取り上げられた事件がございました。これは、いわゆる土俵というのは女人禁制というふうなことであったわけですが、このことをジェンダーと考えていくと非常にまた簡単には敬虔には色々言えないんじゃないか。これは、福岡の宗像神社でもあります世界遺産でございますが、この沖に沖ノ島がありますが、沖ノ島はもちろん女人禁制でなかなか男性でも身を清めて島に入るというふうなことがテレビ等で報じられておりますが、こういうこともジェンダーと絡めていくには非常に危険があるのではないかと考えます。

もう一つは、言葉の問題です。男らしさ女らしさという言葉です、じゃあ使っちゃいけないのか、そういう問題があります。これは、言葉ていうのは文化的な問題ですので、そこらを言及されてくると、色々な難しい問題があるように思います。かつて20数年前にジェンダー教育が導入されたときに、これを推進する方は、この言葉についても非常にこだわりがありました。私は、その当時から違和感がありましたが、今考えてもですね、言葉ていうのは文化的なもので、そういうものとは切り離すべきだと思います。

また、一昨日、熊日新聞を見ておりましたら、アフガニスタンで殉死した中村哲医師の件について、共同通信社の方が熊日に寄稿しておられました。その中で、九州男児という言葉を使ってありました。じゃあ、九州男児、九州女児てないのかていう問題がありますが、これは九州男児ていうのは我々が認知した言葉でございまして、そういう言葉をジェンダーに絡めていくと、非常に危険ではないかていうふうにも考えます。以上です。

○7番（高橋一雄君） ジェンダー教育の現状についても、認識も含めて説明をいただきました。本町では、教育委員会のほうでも、委員の方、男性ばかりではなく女性が活躍されていますので、女性の視点からの教育問題がきちんと教育行政の中に反映されているものと考えますし、私どもも実際、子ども議会などを開いた際に、女子生徒がよく勉強して発言している。また、おっしゃられたことの中にあつたかと思いますが、応援団長といえば、私どもは男性と当然と考えているのに、女子が応援団長をしている、そういう光景を見て、現在のあり様昔に比べれば、進化していると考えています。

しかし、ジェンダーが社会的な刷り込みとおっしゃいましたが、その刷り込みの一つとして、先進的に取り組む考えはの中で伺いたいのですが、保育園の卒園式のと、どちらだったか忘れましたが、男女並んで入ってくるわけですね、そして卒園していく、それと小学校の入学式、中学校の入学式、卒業式などでは、男子が入ってきて女子が来

る、そういうのは男が先、女は後という刷り込みになるのではないのでしょうか。私は、これも性別によらない名簿にしてはどうか、あるいは混合名簿にしてはどうかということをご提案したいのですが、この名簿のあり方については文部科学省のほうで、学校の児童、生徒の名簿はこうなさいということが決まっているんですか。

○教育長（中村富人君） まず、男女混合名簿の前にですね、教育委員会の件にお話しございましたが、その件に触れてみたいと思います。

確かに、本町の教育委員さんは教育長を除けば4名のうち2名は女性でございます、そういうところにですね、やはりこう私は町の文化といいますか、人権というのを感じます。現町長もその付近十分備えていらっしゃると思いますので、今後ともですね、そういうふうな感覚、特にトップに立つ人、私も責任者でございますが、そういう人はそういう感覚を大事にしていくべきだろうというふうに思います。

次に、男女混合名簿の件ですね、保育園では男女一緒に並んで来る、小学校では男女で来る、これはいわゆる名簿にかかわりがあります。出席簿がこの名簿ということなんです、出席簿については法律で、学校長が定めるというふうになっております。もちろん課題があればですね、教育委員会があらゆることに指導、助言をするわけですが、学校長が定めます。

私も、ちょっと実はこの質問があつてですね、小学校、中学校に聞いてみました。私は、小学校のほうは男女混合だと思っておりました。そしたら、今は混合じゃありませんということでした。中学校は、男女混合ではないと思っておりました、やはりそのとおりでございました。意外だったんですが、実は先ほども申し上げましたが、25年ほど前、このジェンダー関係が教育に入ってきたときに色んな論議がなされて、多くの小学校では男女混合名簿になりました。そして、現在、どうしてっていうふうに校長先生に聞いたら、当たり前なことだっておっしゃいました。

そういう名簿で男女差をつけるというふうなことよりも、もっと優先すべきことがある、つまり男女にしないとですね、統計上とか色んな調査とかあるときに、ほんとに困るんです。25年前に中学校が男女混合名簿じゃなかったのは、その件なんです。その趣旨は理解しても、統計上色んなところでミスにつながったりしていくっていう問題があつて、いわゆる男女混合名簿にしておりませんでした。現在もその件がつながっております。

まとめて言いますと、現在学校進んでおりました、いわゆる男女混合名簿のそういう問題を越えた部分で、いわゆるこのジェンダー教育が実践されているというふうに考えていいと思います。

○7番（高橋一雄君） 教育長の答弁の中であつたように、文部科学省のほうでは各学校の判断としています。実際に堺市では、全市立小中学校で実施して昨年で25年、山

口県では小中高等学校でほぼ100パーセント実施しています。新聞報道で、熊本県の南にある、ある県は女性議員が異常に少ないという報道がありましたが、その県では公立小学校23.3パーセント、公立中学校15.6パーセント、公立高校47パーセントぐらいだそうです。私は、事務手続きの煩雑さをおっしゃられましたが、性別によらない名簿にすることによって、9月に質問しました性的少数者の子どもにとっても苦痛が軽減されることも期待できると思います。愛知県のある高校では、混合名簿を実現して、学校のクラス開きのときから、男女の壁が消えて雰囲気が明るくなったと報告されています。小学校のほうでは、ここ何年も女性の校長がいらっしゃいますから、そのうち混合名簿になるのではないかと期待していましたが、なかなかならないので今回提案してみたわけです。

私、ほかの自治体では、東京などでは制服についてもジェンダーの視点で標準服とかを改めるところも出ていますが、そこは子どもの立場に立って子どもが必要とすると考えたときには、大人がそこまで一緒になって考える必要があると思いますが、名簿については大人のほうからこうやってみようということ子どもに提案して取り組んでいただいて、まず小学校のほうからしていただいて、その検証をしていただければ中学校にまで広がるのかなと思っていますので、検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○教育長（中村富人君） ちょっと早口で申し上げますので、もう一回お話しいたしますが、25年ほど前にですね、男女混合名簿が熊本県で導入されました。私も、行政に長くおりましたので、各学校訪問というのがあって、各学校を訪問いたします。そのときに、出席簿は記入の仕方について点検いたします。きちんと記入がなされているか、法的な部分にきちっと基づいているかとか、やるんです。

その中で、学校はどのような状況であるかというのも当然するわけですが、当時はほぼ100%でした。小学校は、男女混合名簿でした。当然、湯前小学校についても、そうだったように思います。ただ、中学校のほうで、数校男女混合名簿ありましたが、男女混合名簿ではなかったんです。

先ほど私が、事務的な部分で煩雑とかミスと言いましたが、実はですね、いわゆる身体計測とかそういう部分がありまして、名簿を使いながらするときですね、非常にほんとに煩雑になっていくんですね。名簿が二つあるとかですね。男女混合にただけに、その名簿が、子どもに触れるという場面というのも、さほど多くありませんし、男女混合名簿に変えることそのものにですね、もう現在ではですね、あまり意味がなくなったということなんです。それはもう、色々小学校の女性校長が私に申し上げまして、私も話をしまして、あ〜そうねって話しました。それが私にとって意外でしたが、もうそこを超えたっていうのが現状でございまして、だからまたさらにそれを男女混合名簿につ

て言うと、これは学校長が判断するわけでございます。また、教育委員会、教育長としましても、そのことに大きな問題があるわけではございませんので、そこに指導助言はもう加えない、そういうふうを考えております。

○7番（高橋一雄君） ただいまの教育長の答弁で、本町の学校での名簿の取り扱い方についての説明は理解しました。ですから、それはそれで良しと理解しましたが、実質的にジェンダー教育、男女平等の教育、そして性的少数者の問題を抱えているかもしれない児童、生徒に対して、一層、一人ひとりを大切にする教育を進めていただくように求めて、質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、ジェンダー教育について、高橋議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 今の一般質問を聞いていまして、現状の問題点、課題点がよく見えていませぬので、ちょっと深掘りさせていただきます。まず、本町の教育の現場において、そのジェンダーに関する何か問題点等は指摘されているのでしょうか。

○教育長（中村富人君） 注意深くは見ておりませぬが、現状では課題はありません。

○2番（椎葉弘樹君） 私も調べてみたんですけど、文科省からも今のところ具体的な指導はなされていないと思っておりますが、文科省から何か通達等はあるのでしょうか。

○教育長（中村富人君） かつてです、先ほど何回も申し上げますが、25年ほど前、熊本県ではそれが論議されまして導入されましたが、いわゆる文科省の立場とすればです、出席簿というのは学校長が作ると法律でなっています。それについて、男女混合名簿とかそういうことでの指導は入りませぬ。

熊本県ではです、県の教育委員会ではなくて、いわゆる福祉関係のほうが男女共同参画の流れの中で、色々計画を立てました。その中で、学校ハーモニープランというのを作って、その中で学校教育の出席簿については男女混合名簿が望ましいのではないかと、そういう提案をしております。

○3番（森山 宏君） ジェンダー教育っていうのを、教育委員会の教育長のほうから説明を受けましたけども、これは結局教育委員会の視野というか、そこでこの教育というのは終わるんですかね。一般的に、湯前は行政的に進んでいるとは思いますが、男女共同参画事業というのが全国挙げて、国のほうですけども、進めておられて、湯前が進んでいると思うんですよ。これも俗に言う男女平等と言いますか、参画していく上です、それに取り組みまして本町は進んでいると思うんですけど、このジェンダー教育というのは教育委員会だけで終わっている事業なんですかね。

○教育長（中村富人君） ジェンダーという言葉についてはです、教育現場ではそのものは使いませぬ。ただ、いわゆる推奨する人たちがジェンダー教育というふうに、そ

ういう言葉でする言葉でございます。広く行政で使う言葉、今、森山議員からありましたようにですね、男女共同参画とか男女平等だとか、女性の人権だとか、いわゆる人権絡みで語られることが多くあります。

冒頭でも申し上げましたが、特に女性の人権です、これ国あるいは県が示しております人権教育の課題の中の一番目は、女性の人権なんです。女性の人権についてが、いわゆる大きな課題であるというふうに示してあります。そういう視点から、女性の人権を色々な視点から取り上げて、検討してっております。その一つが、LGBTいわゆる学校教育で言えばですね、性同一性障害そういう人権でございます。そういう問題があります。これは男女関係ありません。性同一性障害というのは男性にもありますし女性にもあります。

今、質問があつておりますいわゆるジェンダーにつきましては、一般的には女性側から見た問題です。いわゆるこれも申し上げましたが男尊女卑、あるいは家父長制度という歴史の中で、我々はずいつい男性が優位だとか女性がどうだとかそういう論議とか話になつたりしますが、そのことについての問題で、やはり男ではない女ではない人権を基盤にした同じく人間としてですね平等に扱っていく、そういう概念と申しますかそういうものでございます。

一般的にはさっき森山議員がおっしゃったようにですねいろんな社会がありますので、例えばさっき教育委員さんの問題とか、あるいは新聞等ではですね管理職に女性が少ないとか、そういうことが話題になっています。いろんなところでこれは実力とかいろんなもので例えば管理職とかになつていくわけですが、その中にひょっとしたらですね、性差によってそういうことが阻害されることがあつてはならない。そういうことがジェンダー教育だろうというように思います。

また、教育委員会はさっき申し上げましたが、学校教育だけではなくて社会教育も分担しています。社会教育の中でもこの問題は出てきます。毎年、人吉球磨の人権教育研究会というのがあつておまして、そこには社会教育部会がございます。その中で出る場合もあります。男らしさとか女らしさとか、あるいは男の仕事とか女の仕事ではないかとか、そういうことでジェンダーについて論議をしていくということがあつております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで高橋議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告された質問が全て終わりましたので、これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第51号 熊本県市町村総合事務組合同規約の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第51号、「熊本県市町村総合事務組合同規約の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第51号、熊本県市町村総合事務組合同規約の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合同規約に規定する退職手当事務に令和2年4月1日より、熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに加入するため、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を得る必要がございますので提案するものです。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第51号について、ご説明申し上げます。

次のページの新旧対照をご覧ください。左側が変更後でございます。熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更するものです。

別表第2、規約第3条第1号に規定する事務の項中に「天草広域連合」の次に「熊本県後期高齢者医療広域連合」を加えるものです。退職手当に関する事務に新たに加入をされるものでございます。

附則として、この規約は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、県下のほかの加入団体と同様、同文議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 私は、後期高齢者医療制度が導入される時、反対いたしました。お年寄りを家族の保険と引き離して、そのお年寄りの高齢者の保険に、いくらほかの世代が支払うのか、それを見える化して、お年寄りに早く死んでくれというような制度だったのです。もうこれが導入されて何年も経ちました、なぜ今頃になって、同文議決で共同事務の中にこの後期高齢者医療連合が入ってくるのか、制度設計したら、もう直ぐ共同事務の中に入れるべきだったんじゃないですか、

何で今頃、同文議決を求められるのか理解できませんが。

○総務課長（高橋 誠君） 広域連合の事務の都合によるものと思われませんが、退職手当についての事務事業の見直しを、この連合会の中でされて、事務の手続き上の簡素化でありますとか、スリム化といいますか、連合会の中で決められて、この共同処理する事務のほうに加入されたと私は認識しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、「熊本県市町村総合事務組合規約の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第52号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第52号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第52号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与等に関し、熊本県人事委員会勧告、及び、地方公務員法の改正に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第52号について、ご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きください。

令和元年の給与改定につきましては、熊本県人事委員会勧告の内容に準じて、また地方公務員法の改正に準じて本町の改定の検討を行ってきたところであります。熊本県の令和元年度の給与改定は、県内の民間企業の給与等の状況を調査分析され、また、ほかの地方公共団体の職員給与等の状況を総合的に勘案し、初任給および若年層の月額給与及び職員の勤勉手当を引き上げる改定となっており、そして、住居手当について、支給対象となる家賃額の引上げ及び手当額の上限の引上げをそれぞれ行うこととなっております。

給料表の引上げ額は、高卒程度の初任給は2,000円引上げ、また大学卒業程度1,500円引上げ、その他若年層の職員層の引上げの改定となっております。

また、特別給である期末・勤勉手当については0.05月分引上げとなり、年間4.45月分が4.50月分となります。

それでは、今回の給与条例改正では、3つの条で構成しております。12ページの新旧対照表により説明いたします。また、議案説明資料1ページを併せてご覧ください。

まず、第1条関係、第21条、第2項、第1号は、勤勉手当の支給月数を0.05か月分引き上げるものでございまして、すでに支給を終えている令和元年度の6月分は「100分の92.5」のまま、令和元年12月の支給する勤勉手当で調整する形で、勤勉手当を「100分の97.5」とするものでございます。

併せて、行政給料表、別表第1のそれぞれの給与の金額の改定を行うものです。高卒一般事務職員の初任給でございしますが、議案説明資料の下のほうの、1ページでございしますが、訂正をお願いしますが、高卒一般の初任給1,900円の増と書いておりましたが、2,000円の増の記載誤りでございます。大変申し訳ございません、大卒一般事務職員で1,500円の増となるところでございます。

次に、18ページをお開き下さい。第20条の改正は、地方公務員法第16条、第1項の欠格事項に「成年被後見人または被保佐人」とあります。しかし、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日公布されたことに伴う本町の条例の改正でございます。この法律は、「成年被後見人制度の利用の促進に関する法律」に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重されまして、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるといふ、上位法令の改正に準じて、欠格条項から一律に仕組みから、各資格、職務、業務などに適した能力の有無を個別的に審査し、判断する仕組みとするため、本町の給与条例を改正するものでございます。第20条、第20条の2、第21条、第23条に、失職に関する部分を削除する改正でございます。

次に、20ページをお開き下さい。第3条関係の新旧対照表です。第10条の7、住居手当の改正でございます。熊本県人事委員会勧告の住居手当の改正に準じて、第1号で、家賃の月額を、現行1万2,000円から、1万6,000円に4,000円の改正するものでございます。また、2項のほうで、住居手当の月額の上限額を、現行2万7,000円を2万8,000円にするための内容での改正でございます。

この改正を行うにあたり、現在の支給対象となっている職員の支給額を試算しましたところ、議案説明資料の3ページでございしますが、4,000円から500円の間で減額になるところでございます。3ページの試算値青囲みの部分をご覧いただきたいと思いますが、例えば家賃2万円のところでございまして、現行8,000円の住居手当で

ございますが、改正後になると、4,000円となる改正になるところで、差額が出てまいります。

次に、第21条、第2項、第1号は、さきほど説明した第1条で改正した勤勉手当を、令和2年4月1日からの新年度に反映させるもので、勤勉手当0.05か月分の引上げを、6月と12月の2回の勤勉手当にそれぞれ均等に0.025か月分ずつ反映させた形で改正するもので、「100分の95」に改正するものでございます。議案説明資料で申しますと、2ページの真ん中より、以下のところでございます、赤囲みの部分でございます。

次に、10ページに戻っていただき、附則になります。施行日の改定でございます。

1項で、この条例は公布の日から施行するもので、ただし書きで、第3条の住居手当、新年度の期末手当の改正規定については、令和2年4月1日から施行させるものでございます。

2項で、第1条の規定を平成31年4月1日に遡及して適用させる内容のものでございます。

3項で、適用日前の異動者の号給の調整ができる規定を示しております。

4項では、改正後の給与条例で支払う場合に、改正前に支払った給与は、打ち払い扱いとする規定です。

議案説明委資料の3ページでございますが、右のほう、赤色囲みしている部分をご覧ください、これはあくまでも例でございますが、まず、5項から8項まで、住居手当に関する経過措置を、熊本県の方針に準用しそれぞれ規定しております。

まず、さきほど説明しました第3条で、本町の住居手当の支給対象の職員は手当額が減額となってしまうことから、その減額となる額を、5項では、令和2年度の1年間、現行の旧手当額から500円を減額した額、次に、6項のほうでは、令和3年度の1年間、現行の旧手当額から1,000円を減額した額、そして、第7項では、令和4年度の1年間、現行の旧手当額から1,500円を減額した額とさせていただくものでございます。

なお、支給の方法などの詳細は、第8項で規則に定めるものでございます。以上説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第3、議案第52号の説明が終わったところです。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 第6期の行財政改革の給与の適正化というところを見ますと、国の給与制度に注視しながら、見直しを行います。これについてはいいんですが、それと並行して事務事業の効率化やスリム化を随時行うということでもあります。給与を上げるのもいいんですが、この業務の改善のほうというのには取り組まれているんでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 業務の改善については、各課で行うものでございまして、先般行った令和2年度の予算編成方針、この中でも業務のスリム化、また時間外手当等の発生が少なくなるように改善を行ってくれという職員への指導はしたところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第53号 湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第53号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第53号、湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法、及び、地方自治法の改正に伴い、これまでの臨時的任用職員、並びに一般職の非常勤職員が、令和2年4月1日より、会計年度任用職員の制度へ変更され、

任用条件、勤務条件、給与等について、新たに条例を制定させていただくところがございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第53号の条例の制定について、ご説明させていただきます。23ページでございます。各条項を説明させていただきます。

第1条はこの条例の主旨を明らかにしております地方自治法に基づき、地方公務員法第22条の2、第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、必要なものを定めるものと規定しております。

第2条でございます。この条例で使用する職員の給与を定めています。会計年度職員の種類、正規の常勤職員と同じ時間でございますが、7時間45分を勤務する「フルタイム会計年度任用職員」と、その時間より短い「パートタイム会計年度任用職員」を分け、その給料や報酬、手当等、そして期末手当等の支給に関する項目の種類を定め、また給与等の支払方法を定めたものでございます。

第3条は、会計年度任用職員に支給する給与の種類について定めています。フルタイム会計年度任用職員の給与とは、給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員の給与とは、報酬及び期末手当をいいます。

第4条でございます。フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表を定めています。この給料表は、常時勤務を要する職を占める職員に適用する行政職給料表の1級及び2級を用いることとしています。フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づいて、給料表に定める職務の級に分類するものとして、別表の等級別基準職務表の基準に従い任命権者が決定します。

次に、第5条でございます。第2号フルタイム会計年度任用職員の号給の決定は、規則で定める基準に従い任命権者が決定します。

24ページでございます。第6条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法について、給与条例の規定を準用することとしておりまして、正規職員の場合と同じでございます。

一つは、給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を支給するものでございます。新たに任用されたときは、その日から給料を支給し、給料額に異動があったときは、その日から新たな給料額の給料を支給するものでございます。

離職したときは、その日まで給料を支給する。死亡したときは、その月まで支給する。月の途中から、又は月の途中まで任用されたときは、日割りによって計算された給料を支給するものでございます。

第7条でございます。フルタイム会計年度任用職員に支給する地域手当の条文を規定しておりまして、給与条例の規定を準用します。

また、第8条は、フルタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当でございます、給与条例の規定を準用するものでございます。

次に、第9条は、フルタイム会計年度任用職員に対する時間外勤務手当でございますが、これは給与条例第14条、第1項、第3項及び第4項の規定を準用して、必要な読替規定を定めています。正規職員の場合と同じです。

給与条例第14条第1項は、フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間当たりの給与額に規則で定める割合を乗じて得た額を支給するものでございます。

給与条例第14条、第2項は、フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間当たりの給与額に規則で定める割合を乗じて得た額を支給するものでございます。

給与条例第14条、第4項は、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えたときは、その超えた全時間について支給するものでございます。

続きまして第10条でございます。フルタイム会計年度任用職員に支給する休日勤務手当のことでございます。給与条例第15条の規定を準用して、必要な読替規定を定めています。正規職員の場合と同じでございます。

続いて、25ページです。第11条は、フルタイム会計年度任用職員に支給する夜間勤務手当、給与条例第16条の規定を準用して、フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、その勤務した全時間について、支給するものでございます。

第12条でございます。フルタイム会計年度任用職員に支給する宿日直手当でございます。これも、給与条例第18条の規定を準用して、宿日直に係る勤務は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の対象となる勤務には含まれないということで、二重で支払わないということを防ぐための条文でございます。

次に第13条でございます。フルタイム会計年度任用職員が、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の額と、勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合における端数計算の方法について定めております。

第14条でございます。期末手当でございますが、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して支給することとしております。給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用することとしております。

任期が6か月に満たない者は、1会計年度内において任期の合計が6か月以上に至ったときは、支給対象となつて、また、年度の初日に6か月未満の任期で任用された者で

あっても、前年度から引き続き任用され、その前年度の任期との合計が6か月以上に至ったときは、支給対象となるということでございます。

次に、第15条でございます。勤務1時間当たりの給与額の算出でございますが、給与条例第17条の規定を準用しております。給料の月額に12を乗じて、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額としております。

26ページでございます。第16条です。給与を減額する場合として、祝日法による休日又は年末年始の休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額するという条文でございます。

次に、第17条でございます。パートタイム会計年度任用職員に係る報酬の額の算定についてでございます。第1項は月額で報酬の額を定める場合でございます。第2項は日額で報酬の額を定める場合、そして、第3項は時間額で報酬の額を定める場合の計算方法を定めております。

第4項でございますが、報酬の額の算定の基礎となる基準月額について、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして定めることとしております。

次に、第18条でございます。パートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務に係る報酬を定めております。パートタイム会計年度任用職員について定められた時間を超えて勤務した全時間について、規則で定める割合で支給するものでございます。ただし、当該パートタイム会計年度任用職員の正規の時間を超えてした時間と正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあつては、勤務1時間当たりの報酬額に得た額とするところでございます。

第3項でございますが、週休日の振替によって、割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合の報酬額の支給でございます。

次に、第19条でございます。パートタイム会計年度任用職員に支給する休日勤務に係る報酬でございます。祝日法による休日等及び年末年始の休日等において勤務された場合の支給の方法を定めた条文でございます。

次に、28ページでございます。20条でございますが、夜間勤務に係る報酬でございます。パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときの、報酬の支給でございます。

次に、第21条でございます。パートタイム会計年度任用職員が、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬の額及び1時間当たりの報酬額を算定する場合における端数計算の方法について定めております。

第22条でございます。期末手当でございますが、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員に対して支給することを規定しております。これも任期が6か月に満たない者は、1会計年度内において任期の合計が6か月以上に至ったときは、支給対象となるものでございます。また、年度の初日に6か月未満の任期で任用された者であっても、前年度から引き続き任用されて、その前年度の任期との合計が6か月以上たったときは、支給対象となります。

29ページでございますが、第23条です。パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法についての規定です。報酬については、規則で定める期日に支給するものと、日額又は時間額により報酬が定められた者に対しては、その人のですね、勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給するものでございます。

月額によるものについては、その日から報酬を支給し、退職したときは、その日まで報酬を支給するという内容でございます。ただし、死亡により退職したときは、その月まで報酬を支給するという内容でございます。

月額により報酬が定められた者が月の途中から、又は月の途中まで任用されたときは、日割りによって計算するという内容でございます。

24条でございます。勤務1時間当たりの報酬額を算出する計算方法を定めたものでございます。

25条でございます。月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬を減額する場合のものでございます。祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合には、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除いて、日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬を減額する規定でございます。

続きまして、30ページでございます。第26条でございます。パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額等を定めたものでございます。

次に、第27条でございます。パートタイム会計年度任用職員に支給する公務のための旅行に係る費用弁償については、湯前町職員等の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の例によることとしているところでございます。

第28条でございます。地方公務員法第25条、第2項の規定に基づいて、給与より特に認められた場合を除いて、直接職員にその全額を支払わなければならないこととされておりますが、会計年度任用職員に係る給与からの控除、例えば、町税、水道料、下

水道料等あると思いますが、控除できるものを定めた給与条例第5条の2の規定を準用することとしております。

第29条でございます。職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることとしております。

第30条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するこものでございます。

附則のほうでございますが、第2項と3項については、会計年度は4月1日から3月31日ですが、4月1日よりも以前に、別の所属で会計年度任用職員であった場合に、新たな会計年度任用職員の職務に移行するときは、従前に支給されていた給与より低くなった場合、その差額分を減給保障し支給する規定でございます。

4項と5項については、フルタイム・パートタイムどちらとも会計年度任用職員に期末手当を支給しますが、通常、1.3月の分で6月と12月の2回支給するもので、合計2.6か月でございます。ただし、本町の財源の急激な人件費の負担の増加を緩和したいところございまして、令和2年度の1年間は、1回の支給を1.3月の2分の1、50パーセントですけれども0.65月分を、次の令和3年度は、1.3月の4分の3、75パーセントでございますが0.975月分を支給して、令和4年度から正規の1.3月分にするという経過措置の特例を設けさせていただいた条文でございます。以上説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） 服務規程に関しましてお尋ねしたいと思いますが、地方自治法の一般職員の規程に準ずるといことになると思いますが、それとまた責任の度合いですね、それは一般職員と全く一緒なのか、そのへんをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 別表の、31ページですね、別表のほうで1級2級設けておりますが、定型的な補助的な業務を行う職務と相当の知識又は経験を必要とする職務とございますので、今回の会計年度任用職員の責務と申しますのは、やはり正規の職員と同等の責任もありますし、守秘義務とかです、個人情報保護とかという観点からいけば、正規の職員というところでございます。

ただ、これまでの臨時的な職員採用と嘱託職員ですか、そういったものの職務がそのまま内容としては引き継ぐかたちになりますので、その付近は正規の職員とは、責任を問われていますが、業務に対する責任の度合いというのは若干違ってくるかと思っております。

○5番（味岡 恭君） 先ほどから説明なされましたが、町も段階的にということで、50、75、100パーセントと、令和4年で100パーセントということで見込まれております。そのときに町のほうでの該当者、フルでもパートでも、一緒でもいいんで

すが、該当者はどのくらいおられるのかをお尋ねいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、見込んでいるところでございますが、フルタイムの方では15名程度、パートタイムでは12名となっております。

ただしこの数字については、今後、委託等も考えられてきますので、増減はあるかと思えます。

○5番（味岡 恭君） そのときに令和4年度で結構でございますが、見込まれる金額はどのくらいになるかをお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申しましたフルタイム、パートタイム併せまして、29名の方がそのまま移行しますということになりますと、令和4年度、3年後につきましては、1,500万円ほどの増ということに、現行、令和元年度と比べますと、1,500万円ほどの増となるところでございます。

○5番（味岡 恭君） 今、町のほうも大変厳しい時期にあるかと思えます。その中で、今後見込まれる、国からの交付税とか補助は見込まれるのかお尋ねいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 会計年度任用職員のことについては、新聞等々でも書かれていることでございますし、この財源についての交付税措置等々については、全国的に要望をされている事項かと考えております。昨日ですか、町長のほうからもご答弁あったように、町村長会でも要望していくことも言われておりますし、県の町村会でもやはり要望して行っていただいて、是非この財源には国からの支援をお願いしたいというところで思えます。

かなりの町の財源に影響してくるところもございまして、財政を持つ立場、また人事を持つ立場のところでは、かなり苦しいところでございますが、今回、急激な変化をもたらせない為にも、3年間の経過をちょっと設けさせていただきました。

ほかの県下の町村については、初年度から2.6か月分支払うという町村も多くございまして、我々のような経過措置を設けている町村もいくつか見られているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 湯前町だけのことでなく、組合もございまして、企業体もございまして。広域圏等もあるかと思えます。負担金が出るかと思えますので、そのへんは、是非、要望活動をして、しっかりと要望をしていただきたいというふうに思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 3点ほど確認をさせていただきます。まず遠坂議員の関連質問からです、服務規程で原則、正職員と同じ服務規程が対象ということでございますが、若干異なる部分があるということでした。この若干異なる部分について、具体的に説明をお願いします。

○総務課長（高橋 誠君） 正規の場合の任用と違うところは、やはり、なんといいましかね、条件付採用期間、正職員の場合は6か月なんですけど、任用職員の場合は、会計

年度任用職員の場合は1か月で条件付きを指定するとか、あとは服務規程の中でございますが、休暇関係もですね、正規の職員による場合の休暇を設けておりますけれども、有給だったり無給だったりというところが若干違ってくるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 多分、今言われた部分というのは、フルタイムとパートタイムの勤務の形態の違いかなと思っていて、例えば服務規程という先ほど言われた守秘義務であったり、兼業ができるのかできないのか、そのへんもあるかと思ってまして、大きな違い言うのは、やっぱり兼業が禁止になっているところなんでしょうか、要は若干違うといったところを明確にしておく必要があるかなと思ったものですから、確認です。

○総務課長（高橋 誠君） フルタイム会計年度任用職員については、兼業については、できないと、パートタイム任用職員については、兼業はできるというところで認識をしております。

○2番（椎葉弘樹君） そのあたりも含めまして、フルタイムとパートタイムの違いをですね、これからたぶん募集されるときにですね明確に示していただきたいと思います。

あと2点目が人事評価についてなんですが、人事評価というのは、どこで規程されるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 当然、フルタイム会計年度任用職員、パートタイムの会計年度任用職員についても、人事評価をやっていくところで考えております。これについては規則等で示して実施を行っていくということでございます。

ただし、正職員のような、かなり細分化したような人事評価ではなくて、ちょっと簡素化されたものでやっていければなあと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） その簡素化された部分についてもですね、今後、具体的に示していただきたいと思います。3つ目がですね、総務省が出している会計年度任用職員制度のマニュアルというのがありまして、導入に向けたマニュアルです。これによりますと適正な人員配置に努めること、というふうになっております。本町は今年度職員採用を、8名前後予定されているということですが、ここで町長のほうに伺いますが、現時点での人員配置というのは、もう適正に行われているのか、それともまだまだ課題があるのかについてお伺いします。

○町長（長谷和人君） 現状、定員管理プランによりまして、65名でございましたか、その数値が出てきてるわけでございますけれども、今回、退職と、それからこれまで採用試験を行ってきたところでございますが、なかなか人用が確保できていないという部分がございます。

今ご指摘の部分につきまして、これまで異動の中で、各課におきましての人員体制で、減の部分等がございますので、そこらへんは補充すると、それから改めて重点事業等が

ございますので、そこらへんも加味しながら、今回、今後、定員管理についても、配置につきましても行っていきたいと、かように思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど味岡議員からの質問の答弁にもありました、会計年度任用職員フルタイムが15人、パートタイムが12人ほど見込んでいるということですが、これは65人の適正な職員管理に基づいたところでの人数なんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 実は、この定員管理に変わりましたのが、15、6年だったと思うんですが、平成ですね、そのときに一律パーセンテージを国から示されまして、早く言うと、職員の削減を目標として、向かってやりなさいというところで、65というふうになったところでございます。それをやっぱり補ってきたのが、今で言います嘱託職員、臨時職員だったというふうに思っているところでございます。

今回、なぜこのようになってきたかと言うと、議員もご存知かと思えますけれども、小泉構造改革によります、合併後の自立というかたちのなかで、人員を削減する。そしてそれが今になりますと、安倍総理におきます働き方改革、これによりまして今の職員の依存の中で、非常勤職員ですか5日間勤務していただくんですが、短時間勤務というかたちでやっていただきながら、その仕事を実はこれまでカバーしていただいたという部分がございます。

今回そこらへんを、これ公務員ばかりではございませんで、全国のそういうふうな派遣職員等の部分につきましても日を当てるというところで、今回なってきたというところでございますので、今回こういうふうな形になったのは、実は少し遅かった部分もあるのかなというふうにも思いますし、しかし、先ほどからご質問がございましたように、それ利用して多大な必要経費が伴ってくるということになってくるということでございますので、非常にこの部分につきましては、先ほど味岡議員のご質問もございましたんですが、全国町村会大会の中にも、この部分についての財源保障をやってくれと、加えてその中で地方交付税もカバーしてくれないだろうかとか、そういうふうなことを国のほうには申し上げてきているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 少し論点がずれたところがあるんですけど、正職員が65名、会計年度任用職員が27名、今後はこのバランスというのが適正なのかというようにところのお尋ねでしたので、それについては今後もその方針でいくのかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 現状、先ほどちょっと、私も先ほど長過ぎたと思えますけれども、現状の65名プラス、今お世話になっております非常勤職員、これからの会計年度任用職員ですか、そこは今の現状でやっぱり、人数でいかなくてもいけないのかなというふうには思っている次第でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） この会計年度任用職員の採用について、1点お尋ねします。

これで有期付き採用という選択肢はないのでしょうか。それと先ほど総務課長が言われた、従来だったら1500万円増えると、この中に記載してある退職手当とか、共済等とかいう金額は入っているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 採用についてでございますが、文字どおり会計年度任用職員でございますので、1年間の雇用で決められております。次の雇用に行く場合についても、やはり面接試験等々行って、次の年にまた採用するかとどうかというのをいうというやり方になってきます。だから毎年、1人の方が連続でされる場合は、その年度ごとに面接はしていくと、試験を行っていくというやり方になってきます。

あと先ほど令和4年の影響額1,500万円ですけれども、その中には退職手当等々のですね費用も勘案したところで、これ報酬と賃金ですから退職手当は入れていないところで計算しております。

○3番（森山 宏君） その中で、1点だけ確認なんですけど、採用のとき公募なのか、なぜ有期採用ができないのか、その2点だけお願いします。

○総務課長（高橋 誠君） 複数年の契約ができないかということにつきましては、大変失礼いたしました、有期という意味を理解しておりませんので、もう1度説明をしていただければ助かります。よろしくをお願いします。

○3番（森山 宏君） あの有期っていうのはですね、期間ありきというふうに漢字では書きます。普通1年を超える場合は、通常形態、雇用形態なんですね、1年未満の場合には短期雇用とかいって、有期従業員といいますか、雇用期間を定めた契約形態、雇用形態ということですか。

○総務課長（高橋 誠君） 一会計年度の中で、2か月なり3か月の雇用形態もあろうかと思えます。できると思えます。

また、公募の方法でございますけれども、旬報、広報等でもですねこれまでも臨時職員、嘱託職員もやってきておりますので、従来の方法で公募でやっていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。 討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日12月11日から12月12日までの2日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月11日から12月12日までの2日間、休会とすることに決定しました。

ここで、お諮りします。ただいま、議案第53号が終了しましたが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、12月13日午前10時に開きます。

議事は、条例改正、補正予算等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後0時02分

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (金)

令和元年第12回湯前町議会定例会

[第3号]

令和元年12月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第54号	技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 2	議案第55号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第56号	湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第57号	令和元年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について
日程第 5	議案第58号	令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第59号	令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 7	議案第60号	令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 8	議案第61号	令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 9	同意第 9号	湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10		委員会報告（総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会）
日程第11		議員派遣について
日程第12		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第13		厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第14		経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第15		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	教 育 長	中 村 富 人
総 務 課 長	高 橋 誠	会 計 管 理 者	愛 甲 正 之	
税 務 町 民 課 長	堤 田 真 由 美	教 育 課 長	北 崎 真 介	
保 健 福 祉 課 長	白 川 一 雄	建 設 水 道 課 長	皆 越 克 己	
企 画 観 光 課 長	本 山 り か	農 林 振 興 課 長	稲 森 一 彦	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 精 二			

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第12回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第54号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第54号、「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、皆様おはようございます。本日もよろしくお願いたします。それでは、議案第54号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまでの臨時的任用職員並びに一般職の非常勤職員が、令和2年4月1日より会計年度任用職員の制度へ変更されることから、技能労務職員の給与条例も改正が必要でございますので、条例の一部改正をするものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしくお願申し上げます。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第54号について、ご説明いたします。

これについても、会計年度任用職員制度に関するものでございまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月17日に公布され、臨時的任用職員及び一般職の非常勤職員、いわゆる嘱託職員を会計年度任用職員という名称の職に移行されることによるものです。

34ページの新旧対照表により説明します。これまで条例の第18条で、臨時または非常勤職員の名称が使われておりましたが、今回の改正では会計年度任用職員が使われます。

第18条、第1項については、臨時的に任用する職を明確化して給与を支給するもので、この臨時的任用というものは、正規の職員が病気や死亡などで、急遽、正規職員の欠員による代替えが臨時的に必要となった場合と限定化されたものによる条文でございます。

2項では、給与の支給方法を示すもので、常時勤務する職員、いわゆる正規の職員に支給している、給料、手当、旅費、勤務時間、休暇の種類、退職手当、地方公務員共済、公務災害のなどが対象とする内容でございます。現在、正規の職員で、技能労働職員は

おらないところがございますので、臨時的任用もないと見込んでございます。

次に、第19条は、パートタイム会計年度任用職員の給与と各種手当の種類を定めておきまして、2項で給与の額、支給方法を定めたものでございます。

次に、第20条は、フルタイム会計年度任用職員の給与と各種手当の種類を定めて、2項で給与の額、支給方法を定めたものでございます。

なお、いま説明した19条と20条の職としては、町長運転手、電話交換手という種類の職が該当いたします。以上説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） この技能労務職の関連におきまして、ほかの自治体で同様な条例改正をしているところはあるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 私どもの認識としては、この技能労務職の給与の種類、この条例を持っている市町村については、改正をされているという認識であります。

○2番（椎葉弘樹君） 私もその点をちょっと探してみたんですが、山都町はあったんですけど、ほかの市町村でこの改正をしているところがなかったものですから、質問したところなんです。しかも、この18条の最後に、条例の規定の範囲内で別に定めるということになっていきますので、例えば規則等で定めてあれば、条例改正は要らないのかなと思ったものですから、その辺りの見解をお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 本条例の改正については、18条の分ですけども、給与の種類、支給方法については、この条例で定めて、そのほかの部分については、規則で定めるということで今回ご提案したところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 率直な疑問が、他町村で敢えて条例改正は図られていないところが、本町で19条と20条を起こして明記する必要があったのかというところの必要性について聞きたいと思います。これはどうしてもやっぱり必要なものなんでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 他所の町村でこの技能労務職員のパートタイム、フルタイム等々いらっしゃるのかちょっと分かりませんが、本町の場合、この運転手ですか、運転手がいる以上はやっぱりフルタイム、パートタイムの条文を入れて、改正をしたほうが良いという判断での提案になっております。

○2番（椎葉弘樹君） 参考までに、山都町の改正内容をお知らせしますと、まず臨時的に任用された職員の給与、18条の冠が、会計年度任用技能労務職員の給与ということに改められています。

また、その内容は、第18条に相当するところが、会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮し規則で定めるというふうに、規則で定めるということにしてあります。本町も従来、規則等で定めている、ほかの条例で定めているのであれば、敢えてここにまた、掘り出してくる必要があるのかと

いったところで確認をしたところですか。それについてはもうこのままいくということですか。

○総務課長（高橋 誠君） 18条についての、この給与の額、支給方法についての18条の2項について、これについては、このまま、このままといいますか、この条文を使って、臨時的に任用する場合があったならば、予算の範囲内で町長が定める方法で給与等の決定を行って任用するというかたちになるかと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 最後に1点だけですね、ほかの自治体でこの技能労務職員がいるところの条例改正があったところの自治体というのは、調べられたんでしょうか。もしあれば、ご紹介いただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 今回の改正によって、ほかの町村の改正状況については、調べておらないところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対者の発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 私はこの提案に対して、反対討論を述べさせていただきたいと思います。私なりにいろいろ調べた結果、この19条、20条を起こしている自治体が見当たらないこと、そしてこの必要性、そして他町村の調査等が不十分であることから、私はこの案件に対して、反対を申し上げます。

○議長（倉本 豊君） 賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第54号、「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第55号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第55号、「職員の分限に関する手続き及び効

果に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第55号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公務員法の改正が行われたことから、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第55号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

37ページの新旧対照表により説明いたします。これまでの地方公務員法の第16条、第1号で、職員となるうえで、競争試験もしくは選考を受けることができないものに、成年被後見人または被保佐人とありましたが、この第16条、第1号を地方公務員法から削除されたことにより、条項ずれでございしますが、2項を1項に繰り上げする改正でございします。施行期日は、令和元年12月14日からとさせていただきます。

以上説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） この第5条についてはこれでよろしいんですが、関連で、会計年度任用職員の関連で第3条について確認したいと思います。第3条が、休職の効果といたるところで、3年を超えない範囲で休職はできない、あ、3年を超えない範囲で休職を要する程度に云々という文言があります。今回、会計年度任用職員の改正があつておりますので、それも併せて、ここで一緒に改正されたほうが良いのではないかと考えたんですが、そこは必要ないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 分限関係の病気休職関係については、3年と、3年以内になるかと思いますが、今度の会計年度任用職員は1会計年度、1年ですね、その中で病気休職をとる場合は、これは該当するのかなと、この範囲内で該当するという事で認識しております。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、ほかの自治体も出しているような、町長の権限によって変えるという文言は、特には要らなくて、もう3年以内の規定の中で含めるということでよろしいですね。

○総務課長（高橋 誠君） はい、議員が今おっしゃられました、その認識で正しいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第56号 湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第56号、「湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第56号、湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第56号、湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたことによるものです。

この改正は、成年被後見人等を資格・職業・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を個別的、実質的に審査することにより、成年被後見人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、措置を講ずるものであります。

10日に議決された給与条例、9月定例会において議決された、消防団員の定員、任免服務等に関する条例、下水道条例の改正の趣旨と同じになります。

40ページの新旧対照表を、ご覧ください。（登録資格）第2条、第2項において、印鑑登録できない人として規定しています、成年被後見人を意思能力を有しない者に改め

るものです。

第5条については、記載とあります文言を、磁気ディスク等で管理している住民票では、記録と読み替えるものになります。

39ページの附則において、施行日を、令和元年12月14日としています。

実務としましては、成年被後見人本人と家庭裁判所によって選任された後見人が、一緒に申請に来られることが条件になります。それから後は、本条例第4条により通常行っています、本人の意思確認と本人確認をし、事務登録を進めていくことになります。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） 意思能力を有しない者。これ誰が判断をするのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） こちらのほうはですね、第4条によりまして、こちらのほうは、町長が認めるということになっておりますので、そちらのほうから行きますと、町長から任命等、辞令等を受けました職員が行うということになっております。

現在は、職員のほうが行っております。

○1番（遠坂道太君） 意思能力を有しない者とは、自分の行為や意味や結果を判断することができないという人が、そういうのにあたると思うんですね。15歳以下の方とか、そしてそういうふうに当たる方を、対象としたかたちの条例かなというふうに理解しているんですがそういうことでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、印鑑登録は15歳未満の方はできないことになっておりますので、まず印鑑登録をするという意味がある方しかできないということになってきます。それでよろしいでしょうか。

○1番（遠坂道太君） 先ほど、判断をするのが、町長から任命された方ということでは言われました。その中でやはりこう、本当に判断できるのかなという点ですね、その人を意思判断ができないというふうに判断する。言ったら、何か人権的差別をしているようなかたちを見受けるような感じをするわけですが、そのへんはどういうふうになっておられるのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、今もですね、意思確認というのはしておりますけども、それと同等となると思いますが、まず本人さんが来られて、必ずこの印鑑で登録をされますかと聞いて、しますという、それが意思確認だと思っておりますので、今後もその姿勢で行っていきたいと思っております。

○7番（高橋一雄君） 今回、条例の改正の提案理由については、その必要性、確認しましたが、第2項中の下のほうの、第2条の中の下のほうの改正ですね、議会は役場の業務の中で、コンピューターが必須のものとなりましたが、議会のほうでは条例を随時チェックし必要な改正等があれば、その改正を求めて来ました。

そこで磁気ディスク等については、条例改正がいくつかあったと思いますが、今回の改正の中で、これが入っているということは、今まで印鑑に関する条例の中では、見落としていたと考えていいんですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） これにつきましては、印鑑登録の証明の事務処理要綱というのがですね、国のほうが作るんですけども、そちらのほうの改正があつてきて、そちらのほうの改正に伴って、こちらのほうの文言も変えてきたという流れであります。流れです。

○2番（椎葉弘樹君） 今の高橋議員の質問について、関連質問を行います。今回の提案理由は成年後見人に関する法律に基づく変更ですよということで挙げてあります。

ただし、高橋議員の指摘は、第5条は、それじゃないんじゃないのというところの指摘だと思っております。もう1度この提案説明以外に理由があるとすれば、どの法案が該当するのか明確にお答えいただけますか。

○税務町民課長（堤田真由美君） これにつきましては、県のほうにも確認したんですが、前回ですね、条例改正、この印鑑登録関係もしたんですけども、そちらのほうの漏れということもちょっと耳に挟んだんですけど、たぶん今回これが挙がったのは、そのときに改正漏れがあつたみたいで、今回これに併せて改正したということになっております。

○2番（椎葉弘樹君） 確かにほかの自治体では、9月定例会以前で、この条例改正終わっております。したがって、本町はちょっと遅れて今回ついでに入れ込んだというかたちに見えてしまいます。

総務課長に伺います。提案理由、これ改める必要ありませんか。

○税務町民課長（堤田真由美君） すいません、今の説明なんですけども、これはですね事務処理要綱が、全国に改正があつているんですけど、今回この改正というのは、全国全部です。ですので、ほかの自治体もこの条例改正は載っていると思います。

○2番（椎葉弘樹君） 例えば、ほかのところはですね、例えば女性活躍推進のための住民基本台帳施行令の一部を改正する政令に併せて修正しているところもありますし、そのほかの理由を付けて修正しているところもあります。

本町においては、そういう条例でこれを、第5条を修正しておかなくてはならなかったんじゃないですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、9月の定例会において印鑑登録関係の条例改正を出したときには、その女性活躍というところの条例改正でした。今回は成年被後見人等の改正ということで、事務処理要綱が変わってきました。そしてそれについて、このところが改正漏れがあつたということで、今回その事務処理要綱の一部改正があつたものですから、うちのほうも条例改正をしたという流れになってきます。

○2番（椎葉弘樹君） だから、その本町は改正漏れがあったんだから、前回のこれまでの改正漏れがあったことも、提案理由として挙げないと、この2条と5条のすみ分けがよく分からないということを高橋議員おっしゃっていたんだと思います。町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 提案理由の部分についてですね、今、椎葉議員が言われる部分も確かにご指摘があるかもしれませんが、本文の中身についての部分を重視していただきまして、そこらへんはご提案どおりお願できればというふうに私は思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 条文の内容については理解しております。他所は11月5日等からもう施行しておりますので、本町は遅れて12月14日から施行するというので、その遅れはあったのかなということで考えております。

それからもう1点、高橋議員じゃなかった、遠坂議員の関連質問なんですが、印鑑登録をしますという判断だけで、意思能力の有無というのは、確認したことになるんでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） そうですね、現状としましては、もう、「されますか」とこちらがお尋ねして、「します」という、それだけでやっております。それ以外はあまり詮索しないというかですね、もう、するかしないかの意思確認を当方のほうが受ければ、するというで行っております。

○2番（椎葉弘樹君） 民法の教科書によりますと、この意思能力の有無というのは、一般的に7歳程度の知的判断能力を一応の目安とされています。この「します」というのは、例えばこれは、人によっては、しますというのは簡単に言えることで、その見分けを本当に、果たしてこれで付けることができるのか、なんか定義付けはないんでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 定義付けというのは、今のところ、私も事務をしまして、そこまで考えたことはないんですけども、もうあとは、するかしないかだけだと思います。それがないと、この印鑑登録のその後のことが進まないということもありますので、するかしないかは、その時点で決めるという、それ以外はないと思っております。

定義は、別に今までも、そういう定義はありませんでした。ただ、聞きまして返事がない場合は、できませんねと、それと意思確認、こちらからお尋ねをして、お答えできますかということ聞きまして、それができませんということであれば、印鑑登録はできませんねというお返事はしたことはあります。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、最後に一つだけ確認します。今までの成年被後見人という言葉と、今度変更される意思能力を有しない者、この違いについてご説明をお願い

いしたいと思います。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、成年被後見人については、家庭裁判所とかで後見人さんを立てられた方、その方々については、そういう後見人を立てるということ自体が、自分で意思が伝えられないところだったと思うんですけども、それを、意思能力というのは、ほかの方々も同じく、被後見人さんであろうと、ほかの方々であろうと、一般の方々であろうと、意思能力のみで判断するという、その被後見人さんだからできないとか、そういうところを除外するということになっていますので、一般の方々と同じく、等しく扱うという条例になります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、「湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第57号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第57号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第57号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,192万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,583万6,000円とするものです。

主な補正につきましては、給与条例の改正に係わる人件費等の補正、指定緊急避難場所整備工事費の補正、地方バス運行等特別対策補助金、保育所運営費補助金の補正、中牧良橋の補修工事、林道災害復旧工事費の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第57号、一般会計補正予算（第7号）の主な補正内容について、ご説明いたします。

まず、今回の補正の中で、職員の人件費につきましては、熊本県人事委員会勧告に準じて、本定例会での給与条例の改正に伴う給料、期末勤勉手当及び市町村共済組合負担金等を再計算し、また、住居手当等の諸手当のほか年間所要額を再計算し、3月末までの所要見込み額に不足するものを、それぞれの予算項目に反映させて補正計上いたしましたものでございます。

なお、一般会計から国保特別会計ほか各特別会計へ、改定された人件費分に要する操出金も、この補正予算においてそれぞれ行っております。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、11ページをご覧ください

款2総務費、項1総務管理費、目一般管理費、節2の普通旅費でございます。それと、節11需用費は、それぞれ年度末の3月までの所要見込みに不足が見込まれますことから計上いたしました。

次に、目5財産管理費、節11需用費の修繕料115万円は、議案説明資料の7から9ページを併せてお開きください。役場本庁舎の電気設備保安検査を実施した際にですね、九州電力の電柱から電線を引き込み、役場敷地内に引込用高圧ガス開閉器という機器が載せて接続されています。この機器が設置後20年を経過し経年劣化による腐食が見られます。この機器の内部は高圧ガスが充填されておりまして、役場側のキュービクル内や引込ケーブルでの高圧事故が発生した場合、通常、この高圧ガス開閉器が高圧事故の異常電流を検知できず、九州電力の変電所まで停止させてしまう波及事故を起こす可能性がありまして、その周辺の住民世帯など一帯が長時間停電させてしまうという影響がでるとの内容でございます。

よって、今回、詳細な調査を点検業者に依頼しまして、取り換え修繕の予算を計上いたしました。この機器の交換修繕には、地中埋設の引き込みケーブルの取り換えも同時に行います。議決いただいた後は、速やかに交換修繕の対応をしたいと考えております。

なお、小学校、中学校、改善センターにも同じ高圧ガス開閉器が取り付けられておりますが、点検結果は現在のところ問題はないようです。

次に、節15工事請負費になります。指定緊急避難場所整備工事350万円は、議案説明資料の10ページをご覧ください。平面図を載せております。6月議会定例会の補正予算（第1号）にて承認いただいた、まんが美術館裏手の旧小川製材所跡地の活用による事業で、その一部に残地で残されていた民地330平米ほどありましたが、その土地の購入契約が整いましたので、その分を含めたアスファルト舗装と区画線等の追加を行いたいと思っております。そして隣接する用水路がございますが、転落防止柵を追加して計上いたしました。財源については、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金の補

助率3分の2を活用するところがございますが、今回の補正追加分は歳入のほうで、3分の2以外の緊急防災減災事業債の地方債120万円を併せて計上いたしております。

次に、12ページをお開きください。節19負担金補助及び交付金の地方バス運行等特別対策補助金は、議案説明資料11ページをご覧ください。

産交バスの本町に係わる運行路線につきまして、経常収入から経常費用を引いた経常欠損額を市町村ごとの年間運行距離数から算出した金額を補助金で負担するものでございます。1日当たり運行回数、平均乗車密度、輸送人員、路線ごとの赤字額などが示されておりますが、今回、本町含む人吉球磨の7市町村の負担する補助適用額が決定されたことにより、570万6,000円を計上しました。

次に、目11情報通信管理費、節13委託料の光伝送路電柱移転に伴う委託料55万円は、年度末の3月までの見込みに不足が見込まれますことから計上いたしました。

13ページをお開きください。項4選挙費、目3県議会議員選挙費は、4月7日投開票の県議会議員選挙で無投票により実施がされなかったものですが、平成30年度中に概算交付があつておりまして、選挙事務に要する委託金の交付確定額が示され返還金が生じたため、1万円を計上しました。

次に、目5参議院議員選挙費は、7月21日投開票の選挙でございまして、当初予算に計上していた歳出予算から、全項目について確定した歳出経費を校正増減のうえ調整し補正いたしました。

次に、項5統計調査費、目2指定統計費の報酬ほか全項目について、今年度1月から3月に実施する農林業センサス調査に関わるものでございまして、県委託金の額が決定されましたので、調査事務等に必要な経費への充当を校正増減のうえ調整し、補正計上いたしました。なお、歳入のほうでは県の委託金81万円を補正計上いたしております。

14ページをお開きください。次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費につきましては、高齢者等移動支援助成金200万円でございますけれども、福祉タクシーで4月から10月までの執行状況を勘案し、年度末の3月までの所要見込みに不足が見込まれますことから計上いたしました。

次に、節23償還金利子及び割引料は、平成30年度障害児入所給付費等国庫負担金精算返還金92万1,000円ほか、それぞれ平成30年度事業費分の国庫または県費の負担金確定に伴う返還金、合わせまして198万5,000円を計上いたしました。

節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金11万9,000円は、職員人件費の改定分に要するものの繰出金を計上いたしました。

次に、目2老人福祉費、節1報酬及び節9旅費の費用弁償は、高齢者サービス調整チーム委員の報酬費用弁償でございまして、3月末までに開催する必要が見込まれますので、不足する額を計上いたしました。

次に、15ページをお開きください。節13委託料、在宅老人等短期保護事業委託料18万円は、養護老人ホーム施設への入所が決まるまでの介護保険サービスを利用しながら、短期入所施設での短期保護を行う案件がございますので、その経費を計上いたしました。

節28繰出金、介護保険特別会計繰出金6万1,000円は、職員人件費の改定分による繰出金でございます。

項2児童措置費、目2児童措置費、節19負担金補助及び交付金は、湯前保育園運営費358万1,000円の増額、広域入所運営費補助金342万6,000円の減額、慈光こども園運営費789万9,000円の増額は、それぞれ当初入所見込みと年度途中の児童数増減の実績により計上いたしました。なお、歳入のほうで、子どものための教育・保育給付交付金で、国庫負担金の補助率2分の1、県費補助金の補助率4分の1を計上いたしております。

また、子育てのための施設等利用給付費23万2,000円は、幼児教育・保育無料化に伴う、預かり保育料改定のため計上しました。なお、歳入のほうで、民生費国庫負担金の補助率2分の1、そして、県費補助金の補助率4分の1をそれぞれ計上いたしております。

次に、目5後期高齢者医療費、節23償還金利子及び割引料は、平成30年度事業分の交付金確定による精算に伴う返還金を計上いたしております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のほうでございますけれども、節23償還金利子及び割引料は、平成30年度健康増進事業補助金4万円ほか、それぞれ平成30年度事業費分の国庫また県費の負担金確定による返還金13万円を計上いたしました。

16ページをお開きください。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、農地台帳データ変換作業委託料346万5,000円は、議案説明資料の12ページを、併せてお開きください。これまで本町の電算システムの熊本市の委託業者のシステム上で稼働させておりましたが、委託先の業者が、農地台帳システムのサポート業務を令和元年度のみで終了するという意向の申し入れがありまして、別のシステムへの変換を年度内に行う必要があることから、農地データ・所有者データ等々の変換委託料を計上いたしました。

次に、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金についてです。農業機械施設等導入補助金629万7,000円は、農業経営に対し意欲ある経営体及び新規就農者等に対し、も含めてですね機械施設等の導入に対する30%補助を行うものでございます。

次に、目4畜産業費、節19負担金補助及び交付金、畜産奨励補助金472万3,000円は、素牛改良促進事業補助金、球磨郡畜産共進会出陳補助金、郡市連合子牛品評会出陳補助金をそれぞれ計上いたしました。

次に、項2林業費、目1林業振興費、節19負担金補助及び交付金についてですけれども、治山林道協会負担金2万9,000円は、前年度に災害復旧事業等を行った場合に、その事業費に応じて特別会費が求められるのでございます。昨年度の災害関連緊急治山事業分に対する特別会費を計上いたしました。

次に、17ページをお開きください。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございます。節19負担金補助及び交付金に、耐震診断等補助金100万円は、議案説明資料13ページを併せてお開きください。県の住宅耐震化支援事業によるもので、町民世帯1件の申請があり県の審査を受け許可を受けたものでございます。なお、歳入のほうで国の住宅費補助金、補助率2分の1の50万円、県費補助金これも2分の1の50万円でございますが、それぞれ計上しております。町の負担はないところでございます。

また、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金200万円は、熊本県単独の事業で、議案説明資料14ページの併せてお開きください。土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンにある住宅からの移転に対し、最大300万円の補助金が給付されるものでございます。これも町民世帯1件の申請があり、県の審査を受け許可を受けたものでございまして、なお、歳入のほうで県費補助金、同額の200万円を計上いたしております。これも町の負担はございません。

次に、項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、国の社会資本総合交付金事業によるもので、節13委託料の橋梁補修詳細設計業務委託料の入札残250万円を更生減額し、節15工事請負費の橋梁補修工事として、中牧良橋補修工事を、現在の社交金工事費の予算残額と今回の補正予算350万円を合わせ750万円を実施させていただきたいというものでございます。

次に、項4都市計画費、目1公共下水道費、節28繰出金80万1,000円の減額は、特別会計補正予算のほうで、球磨川上流域下水道事業分の工事費の町村負担分で、下水道事業債の同意がございましたので、一般会計からの繰出金を調整のうえ更生減額いたしました。

次に、款9教育費、項3中学校費、目1中学校費、中体連九州大会出場等補助金は、8月に熊本市で開催された第41回九州中学校陸上競技大会に、本町中学校3年生の生徒1名が出場しましたので、その経費に対する補助金を計上いたしました。

18ページをお開きください。次に、項5保健体育費、目1保健体育総務費、スポーツ推進委員報酬及び費用弁償は、委員数の増員があったこともあり、年度末の3月末ま

での委員の事業活動等を勘案し、所要見込みに不足が見込まれますことから計上いたしました。

また、節9旅費、費用弁償は、来たる1月21日に東京都で開催される全国B&Gサミットにおいて、本町のB&G海洋センターの取組など、10年連続の特Aの評価で表彰が行われますが、その受賞団体の観光や物産のPRブースを設けることが可能でございますので、職員2名の旅費10万7,000円を計上いたしました。

次に、節19負担金補助及び交付金については、全国スポーツ大会等出場奨励金28万円でございますけれども、8月に三重県で開催された小学生中学生全国空手道選手権大会26万円、7月に福岡市で開催された全日本トランポリン競技ジュニア選手権大会2万円、それぞれの本町の子どもたちが出場しましたので、補助金を計上いたしました。

次に、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林業用施設災害復旧費、節13委託料の林道関係の災害復旧工事測量設計業務委託料で、入札残の不用額を更正減額いたしました。

また、節15工事費、林道災害復旧費850万円は、林道宮の谷災害復旧工事で、工事費積算の際、一部、設計単価の誤りによる違算がございまして、熊本県の指導をいただきながら再積算したところ、工事費に不足が生じたものでございます。私共の設計書の確認不足によるものと反省いたしております。大変申し訳ございませんでした。なお、現在、熊本県土木部を通じて国との折衝を進めておりまして、町負担を極力減らせるように進めるところでございます。

次に、歳入の説明でございます。9ページをご覧ください。款10地方交付税、普通交付税は、今回の補正予算の財源として、3,208万9,000円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金でございます。土木費負担金の橋りょう補修事業負担金は、古淵橋補修事業、多良木町と水上村と湯前町の3町村事業によるもので、事業費が圧縮できましたので、多良木町と水上村からの負担金86万4,000円を更正減額いたしました。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金につきましては、子どものための教育・保育給付費地方単独費用県補助金の21万7,000円の減額、少子化対策総合交付金7万9,000円の増額、そして、目4農林水産業費県補助金、熊本県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金2万8,000円は、それぞれ県補助金の確定に伴い補正計上しました。

次に、10ページをご覧ください。款18繰入金でございます。項2特別会計繰入金の目5介護保険特別会計繰入金8万9,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する国庫補助金を介護保険特別会計で収入して、一般会計のほうの当初予算で電

算システム改修を行ったものに充当するため、介護保険特別会計から繰入金として計上いたしました。

款20諸収入、項4雑入につきましては、平成30年度保育所運営費県費負担金精査による追加交付金6万円をはじめ、平成30年度における事業費精算による金額の確定での追加交付金等をそれぞれ計上いたしました。

6ページをお開きください。第2表、地方債補正の変更です。起債の目的ごとに今回の補正予算で、指定緊急避難場所整備工事に要します、緊急防災・減災事業債限度額120万円の追加補正を行い、1,540万円とするものです。これにより歳入町債の合計が、4億5,600万6,000円となるものです。

19ページ以降に、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第4、議案第57号、一般会計補正予算の説明が終わったところです。これから質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） 11ページですが、財産管理費の中で、工事請負費で350万円、一応これ、今度、購入された土地の整備工事費ということでございますが、今後、あそこの活用ですよね、につきまして、ちょっとお伺いをしたいと思いますが、今後の活用についてですね、お願いします。

○総務課長（高橋 誠君） これまでも、この土地の活用で指定緊急避難場所整備ということで活用させていただくということで、有事の際、地震等々の大きな大規模災害があった場合ですね、住民の方の避難場所としての活用と、あと駐車場も平面で整備させていただくというところがございますので、これを活用させていただく、また、ヘリポートも併設するというところがございますので、町中に着陸するというところという位置づけで、そういった救急業務等々ですね、ヘリの発着等々で活用させていただく場面がないことが望ましいんですけども、そういった施設を作ったということでございます。

○1番（遠坂道太君） 緊急な避難場所ということでございますが、今後ですね、大きな災害が来ないとは言えないんですけど、来るかもしれないというかたちもございませうけれども、一つはやはり、ほかの活用方法なりは考えていらっしゃるのか、そのへんはいかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） まんが美術館等々の周辺でイベントを活用する予定もありますので、これまでも行ってきておりますので、そういった来客者の駐車場としても活用できると思っております。

○1番（遠坂道太君） 今後は駐車場とか、そういうふうなことしか考えていないというかたちに私は受けていますけど、それでよろしいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 言葉足らずで申し訳ありません。そういったイベント等の駐車場にも使いますし、また消防団活動の練習場としても使えないかなというところで、操法訓練ですね、そういったものでも活用できないかなあというところで考えております。

○1番（遠坂道太君） はい、私としては、やはりこう町中心街にありますので、ひとつのイベントだけではなく、活用法として、まだほかにもあるのではないかというふうには私は思っているところですので、今後、検討していただきたいと思います。

次の質問、ちょっとお願いいたします。12ページですが、地方バスの運行関係ですが、本年度から産交バスさんも、見直しをされて本数のほう、見直しをされておりますし、金額も昨年よりも減額になっております。

その中で、今後ですね、バスの運行状況はどのようになっていくか、そのへんについてちょっとお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 現在ですね、議員がおっしゃいましたとおり、平成31年の4月から路線の見直しを行いまして、半年が経過したところでの今の試算になっておりまして、私のほうがですね、これをちょっと分析しました結果ですけども、ある程度、当初、見込まれていたようなかたちでの負担金の額になってきているのではないかと思います、今後、そのようなかたちで推移しますればですね、やはり来年度は、当初の見込みどおりの感じの負担金の推移になっていくものと考えております。

○7番（高橋一雄君） 14ページの高齢者等移動支援助成金について伺います。今回、200万円追加補正されています。これは、当初予算を調整するとき、実績を踏まえて予算を組んだと思いますが、私は、この制度どこの自治体でも交通弱者の方への対策、頭を悩まされていると思いますが、本町の政策、大変、住民の方にとって喜ばれているから、見込み不足になったと考えています。

今回、200万円追加しても、ほかの自治体のデマンドバスとか、そういう制度と比べてもコストが安いんでしょうか、その点を質問いたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず、自営でのワゴン車でありますとか、デマンドバス等の運営につきましては、もちろん人件費と車両の維持費等もありますので、現在の、まず当初予算では664万8,000円を組みましたが、それにプラスした200万円の補正でございますが、それよりも随分高くなるのではないかというふうに思っていると

ころでございます。

本町の町民の皆様、特に交通弱者といわれる方々の、交通手段の確保や支援につきましては、これまでタクシー利用助成を中心として進めてきたところでございます。本年4月からはタクシー利用の助成を500円の48枚、2万4,000円までとする、利用可能額を2倍にしたところでございます。また、タクシー利用を500円の24枚、1万2,000円とともに、産交バスの利用助成として8,000円を助成できるよう予算を計上し、議会の皆様のご理解を得て、制度を拡充したところでございます。

今年度の申請状況は、12月11日現在で、タクシー券2冊の方が381名、タクシー券とバスの併用が9名、併せて390名の申請があつていただいております。前々年度の334人、前年度の350人に対し大幅に増加しております。理由としては、高齢者のみの世帯の増加などによる交通弱者の増加や、高齢者の運転操作誤りによる交通事故の増加の影響もあり、運転免許返納者が増加していること、また、この助成制度が浸透していることがあると考えられております。

このような状況でありますので、2冊目の申請に備えまして予算の増額をお願いしたところでございます。予算額に対する前々年度の執行率が43%、前年度が49パーセントでありましたので、今年度の申請状況を見ますと、今回の支援策は地域住民の皆様方にとりまして大変喜ばれているもので、なくてはならない制度となっているというふうに認識をしているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 交通弱者対策として、民間タクシー会社と民間バス会社があるわけですが、町民の方に喜ばれていると同時に、私は本町の経済活性化にとって、地域経済循環というものが重要だと考えています。その点において、この対策に地元のタクシー会社も参加していることで、地元の企業、そして雇用等にも役立っていると思いますので、この制度、更に町民の方の利便性を考えて、充実させていただけるよう要望して質問を終わります。

○1番（遠坂道太君） 16ページですが、農業委員会関係で、農地台帳データ変換作業委託料で、一応今までRKKがしていたということでございますが、今後、今後はどこでされるのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 今後につきましては、一応、見積りをとりまして、見積りの上で業者を決定したいと思っておりますが、現在、農地地図システムを運用しておりまして、これと連動できるようなシステムがいいかなということで考えております。

○1番（遠坂道太君） 今の答弁であれば、今後、公募されるということで、理解してよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 方法につきましては、現在、農地地図システム

を使っておりますので、これに合う、契約の方法につきましては、今後、有利な、また確実性のあるような方法で選定したいと思っております。

○5番（味岡 恭君） 今、遠坂議員の質問に関連で質問ですが、同じく農地台帳データの件でお尋ねいたします。当初これRKKのコンピューターサービスですかね、そちらから通達がきたのが、平成30年度の8月30日付で連絡がきたかと思いき、内容としては平成31年度3月末をもって終了しますということであるかと思いき、それで間違いないでしょうか。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） はい、この議会資料の12ページに書いてあるとおりであります。それで実際、去年の8月にこの文書をいただいたんですけども、関連する町村で皆さん非常に驚きまして、それからRKKさんのほうに交渉しまして、その年は1年、1年というか、平成31年の3月廃止を見送るというようなかたちで延ばされていたものであります。

○5番（味岡 恭君） 今、延ばすということで、あったんですが、それはちょっと聞いてなかったもので、3月末で終了するというのであれば、新年度予算でこの予算は組むべきではなかったのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） その予測としましては、1年ではないかというような予測もたつわけですからございまして、また皆さん、町村で交渉してRKKさんのサポートのほうに延びるという希望もありましたものから、ここでは当初の予算では組んでいないところであります。

○5番（味岡 恭君） 空白時間等が、このデータの管理の空白時間等はなかったのか、それに対して管理上の問題は何かなかったのかお尋ねします。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） はい、引き続きサポートしていただきましたので、以前どおり、従来どおりの運用で進めております。

○5番（味岡 恭君） 今も、現在も、RKKコンピューターサービスですか、そちらのほうで管理していただいているということで理解してよろしいのでしょうか。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○6番（金子光喜君） 最初のほうに、1番議員のほうから質問があっておりましたが、指定緊急避難場所についてお尋ねしたいと思います。日常のここの管理の場所についてですけども、日常は鍵をして入れられないようにされるのか、一般の方が利用されるかたちをとられるのか、まずその点をお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 通常使いとしまして、そういった一般の方にも解放して、入口の柵などは設けないということで、使っていただきたいと思いき。ただ有事の際は、その場所については、避難場所というふうに指定させていただいて、避難者の方の特定の用地、避難場所ということで使わせていただきたい、普段使いは、一般の町民の

方も使っていただきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） では、ヘリポートの場所に関しては、駐車はできないということで、理解させてもらいますけれども、ここの今、造成されている地面が、道と同じかたちで整備されるのかと思えますけれども、周辺が農地であります。農地との境界等は、どういうふうなかたちで構造的になるのか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 今回のはですね、平面のところでは申しますと、隣に隣接する農地、また果樹も植えてあるところございますので、そこには侵入防止柵、柵を設けます。それと後、それ以外のところはですね、アースカーブ等などで境界を分けて、水の流れもありますので、雨水ですね、雨の水、そういったものも逃すようなかたちで整備させていただきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） そういろいろな安全対策といいますか、農地に対する配慮とかもされるというかたちで、対応されるということで、良かったかなと思えますけれども、もう1点お伺いしますけれども、以前にご説明があったように、万が一の場合の避難所、車中泊用の対応にもなるということでお話がありましたが、今、車中泊等で使われるときに、いわゆる災害用のマンホールトイレの設置がされている箇所がございます。今回はそのへんについては、何も記述がございませんので、設定される予定はないのでしょうかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 今回は避難場所の指定ということで、アスファルトと、あと別の事業ではございますが、防火水槽を設置させていただいております。マンホールトイレ等々については、今回の整備の中では入れずに、そういったトイレ関係については、また別途考えていかなければならないことかなと思っております。

○6番（金子光喜君） 駐車場にしますので、構造物を造るのはですね、トイレとしては非常に場所も取りますし難しい部分もあるのかなと思えますけれども、災害時の対応としてですね、マンホールトイレを設置しておくことは、車中泊の方々とかがおられたときには、非常に有効ではないかと思ったからですね、お尋ねしたわけですし、ほかの自治体でもこういうかたちで駐車場を新設する場合には、マンホールトイレを設置するような対応をされておりますし、実際、道と近くでですね、下水管からもそう遠くはないところで構わないと思えますけれども、マンホールトイレの設置ということもご検討いただくことを要望いたしておきたいと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 今の関連質問で、11ページの指定緊急避難場所整備工事について伺います。この敷地面積が2,730平方メートルということで、かなり広大な土地となっております、日常の利用を考えたときに、日頃はおそらく閑散とした、誰も利用しないような光景が目につくわけですが、まず観光バス等の乗り入れ等を可能にするのかどうか、いま現在、湯前駅前に横付けで観光バスは止まっております。そういっ

たところの考えはあるのかについて、町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 順路的にいきますと、大型バスあたりですか、そこらへんは、道幅といいますか、そこらへんの部分がございますので、詳しくは申し上げることはできないんですけども、一般的なバスでございましたなら、私としては利用をしていけばというふうに思っているところでございます。

加えまして、今回、ここの整備させていただき用地も取得させていただいたんですけども、実は、途中の段階で議員の皆様方にもお話しをしておったんですが、レールウイングの南側でございます民間の駐車場、今、お借りしておるところでございますけども、実はこれの買収をお願いしたところの経緯がございましたんですが、結果的に売却が不可能だということもございましたので、現況、小川製材所でございましたか、こちらのほうが、建屋の部分が非常に危険だということもございましたので、先行させていただきまして取得して、そして、今回、緊急防災減災の事業によりまして、駐車場、それと災害時に対応させていただきということもございましたので、目的としてはそういうことでお願いしたいということで、まず1点、そのところは理解をお願いしたいというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 大型のバスは乗り入れが難しいとしても、中型、小型のバスの乗り入れ等は考えているということで理解しました。今の駐車場の区画が普通車の区画となっておりますので、そのへんの引き続きのご検討をお願いしたいと思います。

あと、さっき金子議員のほうからヘリポートの話がございましたので、ちょっと明確な確認をしておきたいのですが、この駐車場とヘリポートは、災害発生時にヘリポートを使うということで、日常のドクターヘリ等の利用では考えられているのかについて伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 議案説明の中でも、どっかで申し上げたと思いますが、そういった町中の緊急的な、医療的なですね、そういったヘリポートとしても活用できるように、この場所につくったということで、震災時、または通常のドクターヘリ等々にも、ヘリの発着にも使えると、使っていただくということで認識しております。

○2番（椎葉弘樹君） 例えば、道の駅パレットピアおおのというところは、指定緊急避難場所として、通常ヘリポートも駐車場も一般に開放しておいて、災害が発生した時のみ、それに切り替わるという仕組みを導入しております。本町も日常のドクターヘリを運行させるということになりますと、もう完全にヘリポートは使わせないようにするというルールが必要になってくるかと思えます。そこはもう通常のドクターヘリも使わせるという認識でよろしいでしょうか、活用の幅が少し狭まるかなと思ったものですから確認します。

○総務課長（高橋 誠君） はい、当然一般的に使う場合は、この区画線のところで、

通常の駐車場は使っていただく、このヘリポートのところについては、完全にもう使わせないということで、ヘリ専用で使っていただく、有事の際、またはその緊急の医療の場合というところで、このヘリポートのところは完全に空けておくということで考えております。

○2番（椎葉弘樹君） これをなぜ確認したかと言いますと、今、国交省のほうで、まちづくりと連携した駐車場施策ガイドラインというのを出しておきまして、駐車場の適正化というのを出してあります。その案の一つに、まちの中心部は歩行者で歩かせ、外側に駐車場を確保していくというところがございます。今回の駐車場整備も正に、少し外側に駐車場を設けたという位置づけであれば、将来を見越すと、そういう観光も、人の遊歩道としての連携にしても、なんか面白い活用ができるんじゃないかなというふうに思ったところです。

このあたりについては、是非、これから総合戦略、検討されますので、駐車場との、駅の間の連携等を考えていただきたいのですが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変私もそこらへんについては、同意するところでございまして、先ほどから申しておりますように、防災減災用に買っている部分がございますので、そこはちょっと、控えめにお話しをさせていただいて、椎葉議員のところの部分につきましても、十分そこは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 先ほど、聞き漏れた部分がありまして、それを再度1点聞きたと思います。先ほど、吉田局長のほうも農地システムと連動したかたちで、今後そういうサポートしていくところをするということをおっしゃいました。その中で、契約につきまして、どなたが中心的にやっついていかれるのか、そのへんについて、お聞きしたいと思いますが。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、総務課のほうで、この電算システムの中の1契約の中に、この農地関係の台帳システムのほうを入れて、一括して契約のほうをさせていただいております。

今回、この農地台帳データ関係のシステムが切り離されるということで、一般会計のほうの総務費予算のほうで、電算システムのほうからは契約費が来年から下がると、削減されるというふうに見込んでおります。

そして、この農地台帳システムについては、農業委員会のほうで、別で契約をさせていくということでありまして、これについてはまた、見積り等を正確にとって行わせていただければと思っております。

○7番（高橋一雄君） 私も、駅南側の駐車場について伺います。漫画フェスタのときに、本町では役場等を使ってシャトルバスをして、お客さんを会場にお運びするとかし

ていますが、新しく駐車場を広げることで、どれくらいその漫画フェスタの時の、駐車場担当とかの負担が減るような試算はされているか伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 町のイベント、漫画フェスタを申し上げさせていただければ、今、駅周辺の駐車場と併せて、役場の駐車場、小学校、中学校の駐車場まで車がうるような状況でございます。

今回の指定緊急避難場所を整備しますときに、これを活用させていただければ、小学校、中学校の分は確実に減ると、そこに配置する職員も減るのではないかとこのところ考えております。

○7番（高橋一雄君） 本町では、漫画フェスタですが、ほかの町村では、大体行政がやる祭りについては秋の開催、産業祭ですね、そこでですね、まんがのまちづくりも本町もこれからいろいろまだ考えなければいけません、漫画フェスタについても担当者任せでなく、職員がいろいろアイデアを練るためには、職員自身も漫画フェスタの会場にいて、休みを取って家族と共に参加するとか、あるいは役場の駐車場で交通整理するんじゃないで、会場で何らかの仕事をする。そうすることによって、担当者任せではなく、職員全員が漫画フェスタについてどう考えるかという、そういうことができると思うんですね。

ですからこの新しくできる駐車場で、いくらかほかの場所で職員が仕事をするという負担が減るようであれば、その当日には職員が、もし休みがとれたとしても、外に行くんじゃないで、漫画フェスタの会場で家族と共に楽しむとか、というふうにできるように、ここが活用されれば良いと考えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 18ページの全国スポーツ大会等出場奨励金について伺います。まず前提の確認ですが、この奨励金というのは全国大会等に出場される方の、事前にお渡しする、頑張っってねという奨励をするものなんでしょうか、それとも行った後に、頑張ったねと、後に支払うものなんでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、申請を事前にいただきまして、それから戻って来られて、出場したことが確認できる書類を見せていただいて出すものでございます。この奨励金タイプにしたのが、交付する期間をなるべく短くしたい、迅速に出したいというところでこういったかたちになっております。行って来られてお渡しするのは変わりません。

○2番（椎葉弘樹君） 奨励という言葉が使われておりますので、奨励というのは、それをするように勧めていくことです。要は全国大会に行く方、事前にお渡しするのが、この奨励金の位置づけではないのでしょうか。

これちょっと、教育長に確認したいんですが、この奨励金というのは、事前にお渡し

するもの、後にお渡しするもの、どっちでしょうか。

○教育長（中村富人君） 一般論では、見解では、私は区別されてないように思います。

○2番（椎葉弘樹君） 実は、本町に先ほど議案説明があったときに、空手のほうとか、あとはトランポリンのほうがあったんですが、ほかにもカヌーであったり、陸上であったり、全国大会で活躍されている選手もいらっしゃいます。

そういう人たちもいるのに、申請があった人だけにあげるこの奨励金の位置付けが、本当にこれで良いのかといったところはどう考えていますか。もう申請があった分しか受け付けないということでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） いやあの申請を促すということも大事かと思っておりますので、今後、より周知をしてやっていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） まだ、奨励金を前に渡すか、後に渡すかの定義がまだ定まっていないようなんですが、これ町長にお伺いしてみます。奨励金、実は、全国大会に出場すると決まった時点で、事前にお渡ししていくという考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 奨励金を事前という場合につきましては、今ございます、これまで全協等でご説明させていただいているところでございますけれども、一定額を決めて、そして、それ以上はできないというかたちにしないと、前払いというかたちになってしまうので、今回の分につきましては、その分の中の一部上限も確か決まっておったというふうに私は思うんですけども、ちょっと補足を後から説明していただければというふうに思うんですけども、私としては従来どおり、精算した額に対して、どのくらい来たのか、それを上限額としてお支払いするという、先ほど課長が言っていたパターンでお願いできればというふうに思っているところでございます。

○教育課長（北崎真介君） これは一応、単価を決めてやるということで、早く払えるというかたちにしたのが、今回の改正の1番の目的でございます。それで、なぜ精算のスタイルを今まだ踏襲しているかと申しますと、実例が、9月に全国大会ありまして出場するという選手がおりまして。ところが関東を直撃した台風で中止になりまして、やはり出場するか、しないかというのをはっきり確認するためには、やっぱり出場してからお支払いするというので、今のところは考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 元の制度が、湯前町全国大会等出場補助金交付要綱というのが、行った後に精算するという仕組みだったので、さっき課長が言われたように、ちょっと前にお祝いとして、激励金として支給できないかということで、改善を求め、準備してもらったと思っております。

だからその方向性、額も決めたわけですから、もう事前に、雨で中止になろうが全国大会の資格を得たら、事前に渡していくという仕組みに変えていくべきではないのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時44分

再開 午前11時51分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（北崎真介君） 申し訳ありません。少し要綱をちょっと解釈をおかしいところもありましたので、できましたなら、もう激励という意味で、事前に決定した時点で出せるようにしたいと思います。

また、今後、当初予算とかで、ある程度存目なり見込める場合は、金額を上げさせていただくことがあるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。失礼しました。

○2番（椎葉弘樹君） 今、上がっている空手の分と、トランポリンの部分はですね、もう既に事実ですので良いんですけど、ここに上がってない部分の対応というのは、どの様にされますか。

○教育課長（北崎真介君） 前もって把握できるものは、今度の1月の臨時会予定されていると思っておりますけれども、教育課からもご提案をお願いしたいと思いますけれども、そのときに分かるものがあれば、また追加で計上させていただきたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） この全国スポーツ大会等出場奨励金は、本年度から創設される新しい制度ですので、初年度なのでいろいろありますが、今後に向けて、いい制度に作り上げていただきたいと思います。

あと、それと関連して、既存の湯前町全国大会等出場補助金というのがあります。これは当初予算で存目計上をしておりましたが、この既存の制度というのは、どのような扱いになるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 3月の補正のときに更正減額しようと思っております。これそのものは、要綱を変更というかたちで載せておりますので、前のものは、これと同時に廃棄というか、これに変わるということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この既存の制度が3月でなくなること、そして新しい制度が作られたこと、これは住民の方というのは、把握されていると思いますか。

○教育課長（北崎真介君） この制度の変わったことは、まだホームページに載せただけで、ホームページでは見られるようになっていると思いますけれども、まだ変わったということの周知は行っておりません。ただ、今のところ申請に来られた方に、ご説明は続けてやっております。

○2番（椎葉弘樹君） 今回、予算もあがっておりますので、早急にこの制度が変わる

こと、見直しがされることの周知は行っていただきたいと思います。

○5番（味岡 恭君） ページがですね、13ページなんですけど、指定統計費の報酬に農林業センサス指導員、調査員報酬とございます。これは、補正で70万円ばかり補正をされております。目的と調査内容をちょっとお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 農林業センサスについては、内容についてはですね、各経営農家さん、各地区におられると思います。その方たちの経営状況、土地、農地の保有、また経営の種類、また生産高、そういったものを調べていくものでございまして、またその地区の取組、この地区での取組ですね、そういったものが意向も調べるということでございます。

○5番（味岡 恭君） これは国からの100パーセント近くの補助があるからとは思っているんですが、当初予算が、20何ぼではなかったですかね、私もしっかりと分からないんですが、30万円程度の予算ではなかったかなと思います。こんなに補正が70万円近く上がったのは、理由は何なんでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 当初については、28万円ほど組んでいると思います。これについては、この農林業センサスの準備に関わる場所の補助がありまして、今度は実際の調査に入りますので、その付近の補正の大きさといいますが、この報酬関係ですね、指導員、調査員、各地区におられますので、その分の単価が示されたことにより、湯前町にこれだけの調査員が必要ですよということが示されましたので、それに対する報酬を組ませていただいたのが、今回の交付決定に対する今回の補正と、歳出の補正ということでございます。

○5番（味岡 恭君） これは調査は、何年に1回という決まりはあるんですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 農林業センサスについては、毎年ではございませんので、5年に1回だったと、私は記憶しております。

○5番（味岡 恭君） その調査された内容が、どのように影響してくるのか、そのへんちょっとお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） この農林業センサスのデータが各町村、全国に吸いあがっていくわけですけど、その中で、今後の国のほうで、考えられる農林業施策、補助金施策等々に関わってくる基礎的なデータになってくると思っております。

○5番（味岡 恭君） 今、言われた調査内容に反映される範囲が、いろいろあることは分かりますけれども、大型の農家と小さい農家の補助の規格の大きさがいろいろあるかと思います。そのへんまで反映できるように、調査をして報告をしていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、議案第57号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について審議の途中です。発言を許します。

○1番（遠坂道太君） 味岡議員の関連ですけれども、農林業センサス指導員、調査員の人数と、どのような方がなっておられるのかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 調査員については、任命のほうは、各地区から代表でされている農家組合長さんのほうであります。今回の調査員のほうは18名の方に委嘱をお願いしたいと思っております。

○3番（森山 宏君） 前にもお聞きしましたけれども、18ページの教育費の中で、全てに関係してくるわけですけれども、職員手当等の次に必ず出てくるのが共済費ですね、市町村共済組合負担金、この負担金というのは俗に言う、一般で言う社会保険のことでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 共済組合ですので、社会保険もありますし、長期、短期も関係してくるところの共済費でございます。

○3番（森山 宏君） すると、号給、給与等が上がると、それに対して何割というのが上がると思えますけれども、この場合期末手当が増えております。5万5,000円、共済負担金が18万9,000円、約4倍近く増えております。10割を超す負担金というのは、普通発生しないと思うんですけど、共済の場合。

○総務課長（高橋 誠君） 18ページの教育費のほうの共済費と申しますれば、期末手当もありますけれども、給与条例によって年間の使用額等も含めたところでの計算を再計算したところございまして、これに伴う職員の共済負担金が、この分だけ上がったと、再計算した結果のところございまして。

○3番（森山 宏君） はい、年間を通してというところ、ここだけですか。ほかのところはある一定を除くと、ほとんどは何割で済むわけですよ。年間をとると予算立てのときに、誤った計上をなさっていたということですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 職員給与には、時間外手当等々もございまして、時間外の増減によってもですね、この共済の報酬額のランクが上がったりしますので、その分の影響がこの共済費のほうにかかってきております。当初予算の誤りではなかったと認識しております。

○3番（森山 宏君） すると時間外手当、休日出勤手当、深夜手当いろいろあり

ますね。この手当額というのが、この保健体育でべらぼうに増えたということですかね、あまりにも突出して共済負担金が上がっていますもんですから、ここの課だけが、ものすごく時間外手当等が増えたということですか。

○総務課長（高橋 誠君） 教育課だけが時間外が増えたということは、集中して増えたということをございませぬけども、年間の所要額からの給与額、また期末手当、時間外手当も、その給与の収入額を見て、共済組合の算定する基準報酬月額がワンランク上に上がったりする職員もおりますので、それによってこの共済組合の負担率がですね上がったということしております。説明の中では、この中では3名の職員が教育課関係にからむところの共済費の増ということでもあります。

○3番（森山 宏君） 分かるんですけど、全職員さん、まず、必ず算定基礎があって、1等級、2等級上がって、これで共済金が決まってくる。これは大体上のほうで、給与条例とか、何とかで、必ず号と号が上がっていくようになっていますので、算定基礎にくる分は大体大まかに予算立てできると思うんですよ。ところがあまりにもこの教育費だけが突出して、ほかのところは大体充当されていますけども、ここだけが、いかにも職員数が増えたとか、別の手当が増えた以外には数字的には思えないんですけど、再確認で、算定基礎ではなくて、職員異動ということですかね。

○総務課長（高橋 誠君） この算定基礎の月が、7月になりますけれども、4月、5月、6月分もですね、その給与の異動関係といいますか、増に影響してございますので、その分の影響額を勘案して再計算した結果が、この教育費の共済費になってございます。ほかの課のほかの項目も、共済組合の負担金についても、同じように計算してございますので、共済費については、そういった認識しております。

○3番（森山 宏君） はい、算定基礎というのは、4、5、6の3か月のあれで見るとはなんですけども、月変というのもあるんですけども、先ほど言ったように、4、5、6、この算定基礎というのは、決まった期間ですね、これは分るんですけども、それからこれだけ上がるというのは、月変以外考えられないんですよ、そうすると教育関係の職員さんだけ月変するしこ、総支給額が増えたということですか。

○総務課長（高橋 誠君） その4、5、6の算定のほうで、増えた分というところで計算していると思っております。

○3番（森山 宏君） すいません。算定基礎というのは、年一回決まっている保険料を算出するための作業ですね。これ決まっている作業なんですけども、それは毎年分かっていることなので、それは予算のうちに網羅してあると思うんですよ。ところが、こういうふうに10割負担以上、4倍近くに上がっているということは、職員の異動がない限りは、異常な月変があった以外に考えられないんですよ。算定

基礎で10等級、それから後に3か月見たときに、2等級以上上がったら、月額変更というのを必ず生じます。そのときには、こういう負担割合が増えるというのは分るんですけども、教育課だけがそういう変更が生じたわけですか。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時10分
再開 午後1時16分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

発言を許します。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほどの共済費関係ですけども、4、5、6の共済、給与等々見ての算定が7月に行われて、それ以降に時間外手当の増もありますが、1名の職員が住宅のほうを借りて住まわれたと、その住宅手当の増分も含めたところでの、この共済費の負担額に不足が見込まれるという金額での、再計算をしたということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 私も同じ18ページの公民館費です。警備員の賃金が出ておりますが、補正予算で出ておりますので、どういう内容で警備員の賃金が出てくるのかお尋ね致します。

○総務課長（高橋 誠君） 警備員の賃金の5万5,000円については、最低賃金の増額が、改定が10月にあったものでございまして、それによる3月末までの金額、これに不足があることから、計上したというところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 16ページの畜産奨励金と農業機械施設等導入補助金の関連で、ちょっとだけ伺います。これらは11月25日の全協の中で、5つの補助事業について改定を行うという内容でした。この畜産奨励金が、通年と比べて100万円上乘せになっているのは、この要件緩和によるものなんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 畜産奨励金につきましては、例年の頭数を勘案して、参考にして補正をお願いしたものです。中には単価も上がっているものもありまして、あとまた不足が生じないよということもありまして、多めにとるところもございまして。また、それにつきましては3月の不用額が出てくるようであれば補正をさせていただければと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 要件緩和したことで頭数が増えたってわけではなく、通年どおりの、あ、これ、この補助事業は平成30年4月に遡って要件緩和されたものなんです

けど、その影響というのは特にはないんですか、この予算額に。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど申したとおりでございますけども、特に肥育牛に関しましては、頭数が増えてくるということも想定しているところでございます。肥育農家につきましては、今まで町内産に限るということにしておりましたけども、町外の分につきましても、今後対象にすることになりまして、その分が増えてくることも想定しての金額がちょっと増えているというふうなところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、やはり要件緩和したことによって、経営拡大を目指そうということで頭数が若干増えたという理解でよろしいですね。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、そのとおりでございます。特に肥育牛につきましては、今後のTPP関連につきまして、一番影響を受けるところじゃないかなと思います。というのが、安い牛肉が外国から入ってくる、そこで一番影響を受けるのが肥育牛ではないだろうかという想定もございます。特に、等級の高いのを出していかないと、なかなか外国産との競争ができないので、そういうところも肥育農家の方には頑張っていたいただき、優良系統も町外からも導入してほしいというような思いもありましての、勘案したということもございます。

○2番（椎葉弘樹君） もう1点なんですけど、農業機械施設等導入補助金なんですけど、5つの補助事業の中で、4つは平成31年4月に遡っているんですけど、この農業機械だけが令和2年、来年度からの適用となっております、この理由だけ確認します。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回の農業機械施設等導入補助金の補正につきましては、平成31年度、今年度初めになりますけれど、国の補助事業である、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業と、国の事業名ですけど、こういうのがあります。その要望調査をまず行っております。その要望があった件数が6件となっておりますけれども、この6件については、国のほうの事業のほうで、不採択というふうになったところでございます。国、県の補助事業等で不採択となった場合でも、意欲ある農家の方であれば、町の単独補助事業に、農家の後押しをしたいとするような農業機械の補正になっているところでございます。

町単独の補助金につきましては、平成28年度からの事業ということでございますけれども、実施後3年が経過しているということもございまして、また補助金の財源につきましても、貴重な税金によるものということでございまして、補助すべき対象者、引き続き地域農業の継続に従事してもらおうとか、その年齢的なもの、また規模拡大するにあたっての、目標とすべき要件ですね、機械等の導入によっても、規模拡大の面積要件、こういうことなどの基本的な考え方になりますけども、こういうものにつきまして、ほぼゼロベースから見直していこうというようなことで、町長との制度設計の協議についても時間がかったというようなこともございました。

また、先ほど申しました国への要望書というのが、本年度1月末から2月にかけてということで、その後の補助事業の見直しにつきましても時間を費やしてしまったというふうなことも、これも反省をしているところでございますけれども、農家の方におかれましては、この機械の導入の計画によって規模拡大をしていくとかいうふうなこともあったらと思うわれます。

そういうふうなことで、農家の方にも多少の支障があったのではないかとというふうなことでございまして、今年度までにつきましては、農業機械につきましては、既存の実施要領でお願いしたいというふうなこともあったところでございます。ご理解をしていただければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 分かりやすく言えば、国の事業がもう既に6件の要望があがっていて、採択しているタイミングが1点と、あとは課内での制度設計が、少しこの補助事業だけは遅れてしまったという2点ということで理解してよろしいでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、議員おっしゃられたとおりでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） はい、椎葉議員の関連なんですけど、畜産奨励補助金なんですけど、平成31年の4月まで遡って新しいのに切り替えるということでございますけれども、この農業機械等につきましては、いろんな改善計画とかございますが、畜産に関しては、改善計画とか、そういう方向付けのかたちは、とられておられるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 畜産につきましては、改善計画というふうなことはございません。ただやっぱり畜産につきましても、経済動物ということもございますので、一番、系統ということになろうかと思えます。更新の時期、また出産頭数といいますか、牛の年齢等にもよります、そういうことをスムーズに回転して更新していただきたいというのが、この畜産の関係の補助事業の狙いというふうなことになっております。

○1番（遠坂道太君） 今、課長の答弁にしますと、系統の選別の切り替えというふうなことで、私、理解しますけども、今後やっぱり金額も、今度一昨年よりアップしておりますよね、その分、農林振興課の中でも、牛を飼われる方の中で、やはり繁殖牛が経費的にどのくらいかかるのか、そして肥育がどのくらいかかるのかとかそういうふうなことはご理解しながら、金額あたりのベースは決めていらっしゃるのか、そのへんお尋ねいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 畜産におきましては、これ平均的にはなるかもしれませんが、所得率が3割いけば、畜産農家ではいいほうだというふうに理解しております。

ただ、繁殖につきましては、繁殖を主体とする農家というところも、なかなか少のうございまして、ほかの作物との複合系ということになっておりますので、今後ですね、

中には頭数を増やしていきたいというかたもおられると思いますし、そういう方への少しでも負担軽減、経営改善になっていけばというふうなことで、今後もこの畜産関係の補助金については、考えていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 一応、課長の答弁の中でも、3割位ということですけど、いかに残してあげるかの先決さというふうに思います。やはり課としても畜産担当いらっしゃるんですけど、やはりそれなりの知識を持ったかたちで接していただければというふうに思いますし、また農家に対しては、そういう目標を持ったかたちの取り組み方をしてほしいというような形で、役場としても支援をする以上は、そのへんの人あたりも取り組んでいただければというふうに思います。

○農林振興課長（稻森一彦君） 先ほど言い忘れたんですけど、畜産の補助金、特に肥育繁殖関係になりますけど、肥育農家から出荷された枝肉の成績等につきましては、データを出していただくようにしています。そのデータによりまして、素牛といたしますか、母牛といたしますか、そちらの導入にするにあたっての参考にってもらうような、そのようなデータを整理しながら、これ畜産農家と一緒にになってですけども、そういうふうなことも実施していくようにしておりますので、こういうふうなところでも畜産農家と行政との関係といたしますか、連携はとっていきたいというふうに思っております。

○1番（遠坂道太君） 枝肉の成績等を取っていかれるのであれば、またふるさと納税の肉の返礼品あたりも、非常に取られるかなというふうに私も非常に期待をするところですが、そのへんは町としても頑張っていたきたいというふうに思います。

それと、もう1点、16ページの下のほうですね、商工総務費の中で、時間外手当が出ておりますけれども、これも高橋議員が一般質問の中でも質問された形なんですけど、やはりこう企画観光課の中でも、企画と観光というふうなかたちが一緒になっているということが、一つ無理が来ているんじゃないかということで私は思っているところがございます。町長のその時の答弁は、イベントがあるからちょっと外されないという答弁の仕方だったんじゃないかと思っておりますけれども、実質的に、人員の配置の人数の貼り付けというのは、やはり今後見直しをしていくべきであるのではないかというふうに思いますけれども、そのへん町長、どう思っておりますか。

○町長（長谷和人君） 時間外の手当に関する、関連の質問ということで、お答えさせていただきたいと思っておりますけども、高橋議員の一般質問にもございましたけども、今後の職員採用試験、私もその時そういうふうに伝えているので、また同じ事言うんですけど、職員採用試験の動向も見ながら、そして今後ふるさと納税の絡みで、そこらへんも踏まえながら、集中的に各課によりまして、繁忙期、忙しい時と、時間が取れる時期というところもございますので、十分そこも踏まえながら、今後、職員の体制については、考慮させていただきたいというふうに思っているところがございます。

○1番（遠坂道太君） 今後、そのようなかたちで取り組んでいただければと思います。再度ちょっと私の言い方が悪かったところがございますが、再度聞き直したいと思いますが、農業委員会の農地データの委託関係のほうですが、契約をするとき、どなたの権限をもってされているのか、そのへんをちょっと聞きたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） この農業委員会の委託関係ばかりではございませんが、電算関係も含めまして、ほかの委託も含めまして、農業委員会の別機関でございますけれども、全て決裁のほうは総務課をとおして町長まで回ってきますので、その中で、金額にもよりますけれども、正規の見積り入札等々踏まえまして、行っているところが現状のところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 17ページのですね、土木総務費にございます土砂災害危険住宅移転促進事業補助金ですか、今回200万円程度予算組んでありますが、これは何軒分の予算なんでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、1軒の方が該当しておりまして、その分の予算になります。

○5番（味岡 恭君） これは、ほとんど国からの補助金だと思うんですが、湯前に危険住宅というんですか、どれくらい該当するのかお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議会資料の中には、全体的な事業についての説明のみでしたので、町内においては、レッドゾーンと言われるところにつきましては、22戸が対象ということになります。

○5番（味岡 恭君） 耐震改修については、多数の住宅が該当するかと思いますけれども、安全安心なまちづくりという面からいきますとですね、この22戸についても、できるだけ広報とかお知らせをして、安全な地域になおっていただくとか、そういうふうな方向付けを、なんかどういふふうな指導をされているのかお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 該当するところにつきましては、県からの文書等もありまして、同時に郵送しておりまして、案内しておるところであります。それにつきましては、葉書等のアンケート等も実施されているところですが、戸数的に22戸ということもありまして、今後とも引き続き、個別にそういったことの周知等を図っていきたいと思っております。

○8番（黒木喜巳男君） 私はちょっと、災害復旧についてお尋ねしたいと思いますが。林道の災害復旧につきまして、入札残が294万3,000円と、更正減額をされましたけれども、この約300万円は結構大きな金額でございますが、確か1,000万円位の予算だったと思いますが、どのようなあれで3割も低い金額になっ

たんですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 節13につきましては、更正減額をしたところでございます。これにつきましては、宮の谷線の林道災害復旧ということで、まず、予算計上するときに、こちらのほうの設計では、大型ブロックを入れるというようなことで、土質調査も兼ねたところの測量設計の予算をしたところでございます。

ただ、現場のほう、一応行ってみますと、地盤が土質調査をするようなことまでいかなかったというようなことで、設計に入ります前に、そこが判明しましたので、その分も含めた不用額ということで、今回294万3,000円、入札の不用額が出てきたということで減額したことになります。

○8番（黒木喜巳男君） 地質調査をやめたから、そういう減額になったということですね、それは分かりました。

それでは次に、この分も含めて850万円の補正が出たことにつきまして、何か違算があったという話を聞きましたけれども、どのような違算だったんですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 工事の積算につきまして、今、積算システムのほうになって、パッケージというふうなことになっております。その中で、通常の間知ブロック積と大型ブロックもあります。大型ブロックで積算しなければいけないところを、間知ブロックのほうの単価を使って積算してしまっていたと、システムの内容についても理解不足と、あとその後、これ私になりますけれども、その積算に対するチェックが、私のほうが上手くできていなかったというふうなことで、その積算に関する違算があったということで今回補正をお願いしているというふうなことでございます。

○8番（黒木喜巳男君） 結局、大型ブロックでせにゃいかんのを、先ほどの設計の段階では大型ブロックだったけれども、間知ブロックに変えられたことですか。そのまま大型ブロックになっとったわけでしょ。ところが、結局査定は間知ブロックで受けた。ところが、実際は大型ブロックでせにゃいかんごたる工事なんですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 設計においては、間知ブロックと大型ブロックということで、それぞれ設計していたわけなんですけども、実際、積算にあたって、間知ブロックは当然間知ブロックでしているわけなんですけども、大型ブロックの設計単価について、設計単価を大型ブロックの単価を使わなければならないところを、間知ブロックのほうの単価で積算をしてしまっていたというふうなところでございます。そういうところの単純なミスがあったということでございます。

○8番（黒木喜巳男君） 要するに、それは単純ミスのような感じですね。大型ブロックで設計せにゃいかんのを、間知ブロックでしとったから、結局査定はそれで受けたわけですね。結局大型ブロックでせにゃ施工できんから、そこの850万円が足りないということで、先ほど謝罪されましたが、歳入のほうはちょっと相談す

るというお話があったが、どのような相談をされるわけですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議員のほうもご存知とは思いますが、災害については、3年間のうちで施工すればいいということになっております。それで残事業調査というのが国のほうが実施されますけれども、その際にですね、今、県のほうとは相談しているんですけど、その際にその相談ができないだろうかと、打ち合わせ協議ができないだろうかというふうなことでございます。今の段階では、ちょっとまだ歳入のほうについては、その協議が整ってからというようなことでございますから、今の段階では、どうなるというのか分かりませんが、いずれにせよ1号箇所が宮の谷の、今回積算があったところが、1号箇所の上流側になりますので、1号箇所のほうの事業が終わらないと、2号箇所のほうに、そちらの施工箇所のほうに入られませんので、いずれにせよ2号箇所、今回違算のあった部分については、繰り越しをしなければいけないというふうなことでございますので、またそのときにつきましては、ご相談なり、予算等の措置もお願いするというふうなことでお願いしたいと思っております。

○8番（黒木喜巳男君） そういうミスはあってはならないんですけれども、人間だからミスもありますし、人間だから交通事故もございますので、今後やはりそういうことはチェック機関ですから、持ってきたものはチェックしないといけないですから、しっかりとチェックしていただいて、このようなミスがないように頑張っていたいただきたいと思います。

○6番（金子光喜君） 今朝の新聞でしたか、大手コンビニチェーンの時間外手当の未払いというのが大きく載っております、また人吉新聞に、昨日でしたかね、郡内のある町村の時間外手当の未払いというのが出ておりました、非常に補正予算の中で、タイムリーなのかなと思ってお聞きしておりますけれども、本町の場合は未払いについてはしっかり対応されていたと考えております。そこがよその町村のように未払いがなかったのかなと心配する声もあるかと思っておりますので、本町は十分見直した上でお支払いしているの、未払いはなかったということを確認させていただければと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 時間外については、命令と実績によって、それぞれの職員、または管理職のほうでチェックをされて予算要求もしますし、支払いのほうもしているというところで認識しております。

○6番（金子光喜君） ありませんでしたという言葉をお聞きしたかったわけです。

○総務課長（高橋 誠君） 言葉足らずですいません。先ほど申しましたように、各課で管理をして、時間外を任命による時間外手当を、各職員に支出しておりますので、未払いがあっているということはないと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第58号 令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第58号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第58号、令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ159万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,576万3,000円とするものでございます。主な補正につきましては、給与条例の改正に係わる人件費等の補正、外国人被保険者の在留資格関係に伴うシステム改修などの補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第58号、令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

6ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、給与改定に伴う、職員2名分の、節3職員手当等に3万6,000円と、節4共済費に4,000円を計上しました。

節9旅費に、今後、不足が見込まれますので、1万8,000円を計上しました。

また、節13委託料には、3件のシステム改修委託料として、124万2,000円を計上しました。一つ目は、本年4月から外国人に対する新たな在留資格制度が始まり、在留資格の種類が増えたことによる全国共通の国保情報集約システムとの連携項目の追加に係るシステム改修費用、7万3,000円となります。全額、国の補助対象となり

ます。二つ目は、令和3年3月から活用予定のマイナンバーカードを利用して、保険資格情報を全国の保険医療機関や薬局等と連携できるようにするための改修費用、99万円となります。こちらも、全額、国の補助対象となっています。三つ目は、社会保障・税番号制度における情報連携に関する令和2年6月データ標準レイアウト対応のための改修費用、17万9,000円となります。こちらも、全額補助対象です。

また、款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料に、40歳から74歳の方に毎年受けていただいています特定検診に係る費用に不足が見込まれますので、29万3,000円を計上しました。ただいま、未受診者対策として、本年度まだ受けておられない方へ、受診お願いの通知を順次発送しています。受診率が高くなると、保険者努力と認められ、交付金等の算定項目となり、交付金を多くいただくことができます。対象者の方全員に受診をいただくとともに、さらに健康寿命が延びていけばと思っています。

また、保険税の収納率も同様になりますので、期限内の納入、年度内完納もお願いします。湯前町国保が安定して運営できるよう、加入者の皆様のご協力を切にお願いします。

次に、歳入について、5ページをご覧ください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3職員給与費等繰入金については、一般会計、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金からの繰入金として、人件費に係る分の5万8,000円、社会保障・税番号制度関係のシステム改修の特別交付税分の6万1,000円の合計11万9,000円を計上しました。

款6繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金に、財源に当てるため29万4,000円を計上しました。

款8国庫支出金、項2国庫補助金、目1国民健康保険制度関係業務事業費補助金に、外国人の在留資格を管理するシステム改修に伴う費用の全額分の7万2,000円を計上しました。

また、目2社会保障・税番号制度システム整備費補助金に、保険資格情報に係るシステム改修費用の全額分99万円と社会保障・税番号制度関係のシステム改修費国補助分11万8,000円の合計110万8,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第59号 令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第59号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第59号、令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,958万4,000円とするものです。主な補正につきましては、給与条例の改正に係わる人件費等の補正、球磨川上流流域下水道事業工事負担金の補正などがございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

○建設水道課長（皆越克己君） 令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。歳入歳出補正予算 事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費につきましては、209万8,000円を計上しました。

節2給料、節3職員手当等につきましては、給料表改定等による差額分、それぞれ1万8,000円、1万6,000円を計上しました。

節4共済費につきましては、7万5,000円の更生減額となりました。

また、節19負担金補助及び交付金は、球磨川上流 流域下水道事業工事負担金としまして、213万9,000円を計上しました。事業増の主な要因として、当初は処理場の滅菌池耐震補強工事が予定されていましたが、紫外線滅菌池設備及び計測機器に不具合が発生したため、滅菌池改築更新、計装設備改築更新工事の追加及び災害対応資機材の備蓄を当初リースで計画していましたが、リース需要増加のため、リース対応ではなく、発電機3台等を購入することとするものです。

紫外線滅菌池設備及び計装設備の改築更新は、当初、平成30年、平成31年の予定としてありましたが、国の内示減により後年度対応としていたものですが、不具合発生したため早急に対応する必要が生じているため、補正をお願いするものです。

全体事業費としては、1億1,150万円増加し、町村負担分では、2,120万5,000円の増となり、本町の負担割合10.09パーセントにより、213万9,000円をお願いするものです。

次に、歳入です。6ページをお願いいたします。款3繰入金につきましては、一般会計事業費繰入金としまして、80万1,000円を更正減額し、款6町債では、下水道事業整備債に流域下水道事業債として289万9,000円を補正し、計290万円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第60号 令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第60号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第60号、令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,753万2,000円とするもの

です。主な補正につきましては、給与条例の改正に係わる人件費等の補正、総合行政システム改修における一般会計への繰出金の補正などがございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、主に給与条例改正に伴う人件費の補正と過年度返還金などの補正であります。事項別明細書歳出から説明いたします。6ページをご覧ください。

款1総務費、目1一般管理費の人件費は、令和元年度給与条例の改正に伴う不足額等を計上しました。財源は一般会計からの事務費繰入金です。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料は、平成28年度の介護給付費財政調整交付金返還金を計上しました。財源は介護保険給付基金繰入金を計上しました。

項2繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金の総合行政システム改修補助金繰出金は、個人番号制度に係る総合行政システムの改修費用について介護保険システムを含めて一般会計に計上しておりましたが、介護分に対して3分の2の補助金が交付されることになりましたので、歳入の国庫補助金に計上し、歳出で一般会計に繰り出すため計上しました。

次に歳入の説明をいたします。5ページをご覧ください。歳出で説明したもの以外の項目を説明します。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料は普通徴収への移動などもあり減額が見込まれますので、次の保険者機能強化推進交付金相当分を減額計上しました。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組につきまして、自治体への財政的インセンティブとして交付されるものであり、内示がありましたので計上しました。この財政的インセンティブとは、高齢者の自立支援、介護の重度化防止等に向けた保険者の取組を評価指標の達成状況に応じまして、歩合的に配分して奨励しているものであります。この交付金は、地域支援事業費の介護予防事業の財源として、第1号被保険者保険料に代わるものとして財源充当できることになっておりますので、この交付金を計上し介護保険料を減額計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第61号 令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第61号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第61号、令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。水道事業会計補正予算につきましては、給与条例の改正に係わる人件費等の補正、排水管等の修繕費、町道上里古城線排水管敷設工事費の補正でございます。

詳細につきまして、課長に説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第61号、令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第2条、収益的支出の補正になります。第1款、第1項、営業費用4,603万7,000円に228万7,000円を追加し、4,832万4,000円とするものです。

第3条、資本的支出の補正になります。第1款、第1項、建設改良費5,830万2,000円に300万円を追加し、6,130万2,000円とするものです。

第4条、職員給与費については、議決事項として総額487万4,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）見積の基礎により、ご説明いたします。

収益的支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節4修繕費に給・配水管の修繕に係る費用の補正220万円をお願いするものです。現在の予算残額に、今後の見込み額を昨年度と同額程度見込み、220万円をお願いするものです。

また、目4総係費に給与改定により、それぞれ節1給料1万8,000円、節2手当3万1,000円、節3賞与引当金繰入2万2,000円、節5法定福利費1万5,000円の、合わせて8万6,000円の職員給与費を計上しました。

また、節17保険料に自動車等共済分担金として、1,000円計上しました。

次に下の段、資本的支出になります。

節1工事請負費として300万円を計上しています。町道上里古城線歩道整備事業施工個所に配水本管が敷設されていますが、延長217メートルについて耐震管により敷設替えを行うものです。現在は水田の畦畔部分にあります。今回、歩道部に土被り80センチメートルにより施工する予定としています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時06分

再開 午後2時19分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第9 同意第9号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第9、同意第9号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第9号 について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県球磨郡湯前町1955番地、氏名、藤岡祐子さんでございます。現在、48歳の方でございます。龍谷大学文学部をご卒業されまして、その後、本町に移り住まれまして、これまで、湯前小学校では、文化活動委員、家庭教育委員、そして湯前中学校ではPTA副会長も務められてこられ、精力的に教育活動に携わってこられた方でございます。このように人格・識見ともに優れ、教育委員として最適任者であると思いますので、議会の皆様に同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第9号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（倉本 豊君） ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

次に、立会人を指名します。立会人に味岡議員、金子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願ひます。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83

条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。味岡議員、金子議員開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、これは先程の出席議員に符合しています。

有効投票 9 票、有効投票のうち、賛成 9 票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 9 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開放]

-----○-----

日程第 10 委員会報告（総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、「委員会報告」、総務常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第 1 1 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第 1 1、「議員派遣について」を議題とします。本件については、お手元に議案を配付しております。

お諮りします。会議規則第 1 2 8 条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 1 2、「総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。総務常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 3 厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 1 3、「厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第14 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第14、「経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第15、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました次の議会の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和元年第12回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時33分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員